

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

（千円）

政策名		国際の平和と安定に対する取組				
評価方式		総合・実績事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	⑦
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度概算要求額
予算 の 状 況	当初予算	2,091,231	2,293,827	2,742,051	2,879,198	3,264,848
						<26,002,994>
	補正予算	0	48,811	59,972		
	繰越し等	75,632	0	0		
	計	2,166,863	2,342,638	2,802,023		
		<0>	<0>	<0>		
執行額		1,957,492	2,174,055	2,682,598		

政策評価調書（個別票2）

政策名	国際の平和と安定に対する取組					番号	⑦	(千円)		
	予 算 科 目					予 算 額				
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	●	1	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	2,631,871	2,855,651		
	●	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に必要な経費	247,327	409,197		
	●	3								
	●	4								
	小計						2,879,198 <>の内数	3,264,848 <>の内数		
対応表において◆となっているもの	◆	1								
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計						<>の内数	<>の内数		
対応表において○となっているもの	○	1	一般	外務本省	分野別外交費	金融・世界経済首脳会合の開催等に必要な経費		< 25,568,440 >		
	○	2	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		< 434,554 >		
	○	3					<	>		
	○	4					<	>		
	小計						<>の内数	<26,002,994>の内数		
対応表において◇となっているもの	◇	1					<	>		
	◇	2					<	>		
	◇	3					<	>		
	◇	4					<	>		
	小計						<>の内数	<>の内数		
合計						2,879,198 の内数	3,264,848 の内数			

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			国際の平和と安定に対する取組			番号	⑦	(千円)
事務事業名	概要	整理番号	予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	達成しようとする目標及び実績	
			30年度当初予算額	31年度概算要求額	増△減額		政策評価結果のポイント	
						概算要求への反映状況		
歴史国際研究支援事業	外国の研究者も参加する形での日本の調査研究機関（シンクタンク）による歴史の共同研究に関する活動を支援し、20世紀の平行歴史を通じて歴史に関する理解を深め、もって国際社会における相互理解を促進し、日本の外交に資する国際環境の安定性の強化を図る。	● 1	32,830	0	△ 32,830	△ 32,830	【目標】 20世紀の平行歴史を通じて歴史の国際共同研究に関する日本の研究機関（シンクタンク）の事業補助を通じて歴史認識を共有する。 【実績】 有識者研究会及びシンポジウム等の会合を通じ歴史認識に関する対外発信を実施。平成29年度まで有識者研究会5回、シンポジウム等の会合7回を開催、平成30年度においてはシンポジウム2回を国内外で開催見込み。	
							平成30年度に20世紀の平行歴史に関する研究成果を周知するシンポジウムを国内外で開催し、成果物を作成する等効果的な補助事業の実施を行う。	
							日本の研究機関（シンクタンク）が主体的に行う事業に対して平成28年度より3か年にわたり補助金の交付決定を行い、20世紀アジアの歴史に対する新たな視点を提示し多様な理解を促進すると同時に、20世紀において著しく経済発展を遂げた東アジア諸国の歴史や、その国際的な意義・位置づけについての研究成果が十分に広報されることが見込まれるため、予算要求を行わないこととした。	
国連人権条約体対日理解促進プログラム関連経費	国連人権条約体の委員を招へいし、政府関係者等との面談を通じて人権分野等における我が国の取組への理解増進を図ると共に、委員による大学での講演等を通じて、我が国における国際的な人権分野の重要課題等に対する国民の理解を促進する。	● 1	6,188	3,860	△ 2,328	△ 2,328	【目標】 各招へい者の人権分野における我が国の取組に対する理解を深める。我が国における国際的な人権分野の重要課題等への国民の理解を促進する。 【実績】 平成29年度招へい者実績 3名（29年度からの事業）	
							主要な測定指標である年間招へい者3名の数は、目標を達成した。 事業の実態の把握がより容易となるよう、実績の評価指標の改善に努める。	
							招へい者人数を3名→2名 1名減	
合計			39,018	3,860	△ 35,158	△ 35,158		

## 施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組



平成 30 年度政策評価書

(外務省 29-Ⅱ-1)

施策名(※)	国際の平和と安定に対する取組				
施策目標	<p>①我が国の平和、安全及び繁栄を確保するとともに、②国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与するため、以下1～11を推進する。(以下各目標が①、②のいずれに対応するかを括弧内に記した。)</p> <p>1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。(①、②)</p> <p>2 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、海上の安全を確保する。(①、②)</p> <p>3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。(②)</p> <p>4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。(②)</p> <p>5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。(①、②)</p> <p>6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。(①、②)</p> <p>7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。(②)</p> <p>8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。(②)</p> <p>9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。(①、②)</p> <p>10 IAEA等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。(②)</p> <p>11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。(①、②)</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,091	2,294	2,742	2,879
	補正予算(b)	0	49	60	
	繰越し等(c)	76	0	0	
	合計(a+b+c)	2,167	2,343	2,802	
	執行額(百万円)	1,957	2,174	2,683	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり(B)	(判断根拠) 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の28-29年度目標の達成状況 (注2)	個別分野1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信		
		*1-1	補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化	B
		*1-2	中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化	B
		個別分野2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策		
		*2-1	ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進	B
		2-2	ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保	B
		2-3	北極を巡る国際秩序形成への参画	B
		2-4	ARF 関連会合への我が国の出席率	B
		個別分野3 国際平和協力の拡充、体制の整備		
*3-1		国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献	B	

3-2	平和構築分野における人材育成	B
3-3	世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合	B
3-4	セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPK0に関する国際会議やセミナー等出席回数	B
個別分野4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進		
*4-1	国際的なテロ対策協力の強化	B
*4-2	国際組織犯罪対策における国際協力の進展	A
*4-3	途上国等に対する能力向上支援の強化	B
4-4	国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く)	C
個別分野5 宇宙に関する取組の強化		
*5-1	宇宙空間における法の支配の実現・強化	B
5-2	諸外国との重層的な協力関係の構築	B
5-3	宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数	B
5-4	各国政府との宇宙対話の実施回数	B
個別分野6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現		
*6-1	安保理改革及びその他の国連改革の進展	B
6-2	国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進	B
6-3	国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進	
個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進		
7-1	国際社会の人権の保護促進	B
7-2	人道分野での取組(難民等への支援)	B
7-3	人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数	B
個別分野8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進		
*8-1	女性の権利の保護・促進	B
8-2	国連女性機関(UN Women)に対するコア拠出額の順位	B
個別分野9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組		
*9-1	国際的な核軍縮を追求するための取組	B
*9-2	大量破壊兵器等の拡散防止のための取組	B
9-3	生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組	C
9-4	通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組	B
9-5	国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け	B
個別分野10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進		
*10-1	国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化	B
10-2	福島第一原発事故後の対応	B
10-3	原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施	A
10-4	核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施	B
10-5	放射性物質の安全で円滑な輸送の実施	B
10-6	二国間協定の交渉・協議	B
個別分野11 科学技術に係る国際協力の推進		
11-1	二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大	B
11-2	イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進	B
11-3	ISTCへの支援を通じた協力の推進	B
11-4	科学的知見の外交への活用促進	A

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の28・29年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び28・29年度目標の達成状況を列挙した。「\*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用

**(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)**

- ・大括りとしては、細かいものにいたるまで事業や計画がリスト化され、比較的少ない人的資源で大変拡張的で野心的な展開をしていると改めて感心する一方、ややもするとそうした過去の事業・計画の延長で全体の方向が積みあがっているのが気になる。トランプ米大統領の選出から早1年半となり、この段階でもはや明らかな傾向（大がかりなパワーシフト、中国の世界的・地域的野心の顕在化、北朝鮮の事実上の核保有固定化、欧州の混迷、ポピュリズムの興隆と権威主義の浸透など）に対し、アメリカの事実上・規範的撤退を新たに前提として対処しなければならない、あるいは保護貿易の高まりなどアメリカ発の逆流に対処する必要がある）との関係で、継続により対処できる部分は良いのだが、逆に過去との断絶や飛躍を迫られる局面において、どこでどう政策的な表現を取らねばならないのか、取りつつあるのか、そこが分かりにくい評価書となっている。
  - ・目標に「有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する」とうたわれ、実際に「領土・歴史センター」や有識者研究会など、外部有識者及びシンクタンクとの連携が強化されている点（加えて領土・歴史については方法も穏当な点）を評価したい。特に政策企画室を中心に若手中堅の研究者へのネットワーク拡張が意図的に図られている点は素晴らしい。ぜひこの方向を継続していただくとともに、その際、地域的・ジェンダー的なバランスに配慮していく必要がある。さらに、せっかく作ったネットワークや報告書が未活用に終わらないためにも、座長（達）が大臣等に直接具申できる機会を設けるべきではなかろうか。
  - ・中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信に国内シンクタンクへの補助金事業や有識者との連携が強化・拡充されていることは、日本国内の外交政策コミュニティを強化するうえで望ましい。海外の有カシンクタンクとの連携を強化する事業がさらに展開されてよい。
  - ・高いレベルでのミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議出席はもちろんのこと、北東アジア協力対話出席、第2回海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合開催、ARF 関連関係会合（全18件中13件）出席、G7伊勢志摩サイバーグループ立ち上げといった努力は我が国の安全保障に直結しうるだけに継続して取り組んでいただきたい。
  - ・アジア太平洋地域の安全保障協力枠組みが多岐にわたることに鑑み、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、東アジア首脳会議（EAS）、拡大ASEAN 防衛相会合（ADMM+）等のトラック1会合、また、北東アジア協力対話（NEACD）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、アジア安全保障会議（SLD）等のトラック1.5会合への参画にあたり、望ましい地域秩序を実現する方向性がさらに省庁間・部局間で共有されることが望ましい。
  - ・国際平和協力における（特に人的）能力構築支援（とそのモデル提示）は高い評価に値する。
  - ・国際平和協力活動はUNMISS への施設部隊派遣を終了して以降、新たなPKO 部隊派遣計画を見出せていない。近年の国連PKO の特質（クルス報告書（注）等を踏まえる）に沿った法的基盤や実施計画の在り方を見直す作業、兵站支援・能力構築支援・文民の役割など日本に相応しい活動に力点を置くことなど、さらに検討を強化してほしい。
- （注）30年1月に国連が公表した報告書。とりまとめを行ったブラジルの退役陸軍中將の名からクルス報告書と呼ばれる。
- ・テロ及び暴力的過激主義対策に関する諸事業はそれ自体は大変良いイニシアティブである一方、そのフォローアップには、より突っ込んだ学術・教育界との協力が不可欠かつ有益と考える。
  - ・国連関係機関で勤務する日本人職員数を2025年までに1,000人にする目標は妥当で、JPOなどを始め、それへの道筋を立てている点を評価したい。その過程を持続可能にするためにも、正しくも注力している法曹、会計、平和構築の分野を超えて、医療、食、スポーツなど、他にも軸をつくったり太くしていく必要があるように思う。
  - ・個別分野7の難民定住支援は、狭義での省の権限を越えて省庁間、地方自治体との調整が必要とされる手間のかかる課題だが、これはぜひ取り組み続け、ベストプラクティスを積み上げて次につなげてほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別分野8のジェンダーについては、これだけの施策を進めているにもかかわらず、なぜ日本のイメージが改善しないのか、施策評価の前提から考える必要がある。国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額や女性の権利の保護・促進に関する多国間・二国間の議論・対話への参加数などが測定指標に使われているが、実際に女性の地位の向上につながるものでなければ、イメージの向上にもつながらず、日本のソフトパワーはそがれたままではなかろうか。数多く存在する世界的なもの（ジェンダー開発指数、ジェンダーギャップ指数など）では、日本のポジションは低迷している。本来的には、海外への（金銭的）貢献をこえて、国内の他省庁などと協力し、本腰を入れて内側で取り組むべき課題だと言える。</li> <li>・核兵器をめぐる国際環境が厳しさを増す一方で、着実な核軍縮を促進（急進的な軍縮論を牽制）しつつ、核拡大抑止体制を効果的に維持する論理構築に常に努力してほしい。その点で「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は意義深く、さらに議論が更新されていくことが望ましい。</li> </ul>
--	--

担当部局名	総合外交政策局	政策評価 実施時期	平成30年8月
-------	---------	--------------	---------

## 個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

### 施策の概要

- 1 補助金事業，研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）  
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ  
6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進  
（2）情報発信の強化  
（4）知的基盤の強化
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600 兆円経済への道筋～（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）  
第 2 章 成長と分配の好循環の実現  
5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保  
（1）外交，安全保障・防衛等  
① 外交
- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）

## 測定指標 1-1 補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化 \*

### 中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 外交政策の企画立案に役立てるため，27 年度からの継続事業として，国内シンクタンクの育成強化の観点も含め，「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集する。
- 2 28 年度は，政策企画室長主催による，外部有識者 8 名をコアメンバーとする研究会を立ち上げ，「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について総論の議論を行うほか，同研究会に付随する形で，個別の地域・テーマに焦点を当てた複数の分科会を開催し，その結果を総論の議論へと集約させていく計画である。なお，分科会には，地域・テーマに応じたゲストスピーカーを招いた上で報告を依頼することにより，外部有識者ともより広範な連携を図っていく。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度（注）の下，27 年度において 2 か年事業として採択された継続事業 11 件に加え，27 年度で終了した 1 か年事業の後継としての 28 年度の新規募集案件 1 件を実施した。これを通じて，引き続き，国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備，若手研究者の育成や，同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究，海外シンクタンクとの意見交換，協議等を通じたネットワークの強化が図られ，同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信力の強化につながった。具体的には，例えば，「発展型総合事業事業：国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」においては，事業者は，累次にわたる海外シンクタンクとの意見交換に加え，計 25 回の研究会，国内・海外の有識者を招へいした計 5 回の公開フォーラム，2 回の大規模公開シンポジウムを行い，同フォーラム及びシンポジウムについてはシンクタンクの HP にて日本語及び英語で発信を行った。また，補助事業者が行う研究会への政府関係者のオブザーバー出席，公開フォーラム，公開シンポジウムの傍聴を通じて，外交政策立案にあたって有益な情報を随時得た。

（注）外交・安全保障調査研究事業費補助金制度：政府・民間シンクタンクの連携によるオールジャパンでの外交を目指し，国内シンクタンクの育成・強化を図る観点から 25 年度に立ち上げた補助金制度で，現在の国際情勢を踏まえ我が国として重要な調査研究分野を設定しつつ，外部

有識者からなる審査・評価委員会による審査を経て公平性・競争性を確保した形で採択案件を決定している。

- 2 年度を通じて政策企画室長主催により、有識者をメンバーとする有識者研究会を8回実施し、国際情勢が変化する中、「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について議論を進めた。

また、夏以降は、地域・テーマを絞った分科会として、ロシア分科会（7月）、中国分科会（10月及び29年1月）、国際政治経済分科会（29年1月）、米国分科会（29年2月）、中東・イスラム分科会（29年3月）、東南アジア分科会（29年3月）を開催し、毎回中心メンバー以外の有識者2名をゲストスピーカーとして招き、よりミクロな視点から個別の情勢についての議論を進めた。また、こうした分科会を活用し、より広範な外部有識者との連携を図り、中堅及び若手有識者を中心とする新たな人脈構築、また、多様な意見の議論への取り込みを推進した。

## 29年度

### 年度目標

- 1 国内シンクタンクの育成強化を引き続き図る観点から、28年度と同じく企画の公募を経て、外部有識者による審査・評価委員会が採択審査を行う形で、ほぼ同規模の補助金事業を実施する。また、同補助金事業を通じ、政府関係者が研究会やシンポジウムに積極的に参加しつつ、調査報告書や政策提言の提供を受けることで、有益な情報を随時収集する。
- 2 28年度に立ち上げた研究会の成果を土台に、有識者をメンバーとする研究会を継続する。28年度は中心メンバー以外の有識者をゲストスピーカーとして招き、地域・テーマに焦点を当てた分科会を複数開催することにより、国際情勢の各論について深い議論を積み重ねてきた。29年度は、こうした分科会での成果を土台に、各地域・テーマ情勢が国際情勢全体に与える影響とそうした情勢の変化が日本に与える影響及び日本が採りうる政策等について議論を行い、最終的な報告書を作成する。また、同報告書に関し、中心メンバーと協力しつつ、海外政府関係者及び有識者への戦略的な発信を行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金制度において、新規採択事業として11件の事業を開始した。また、国際共同研究支援事業費補助金として、28年度から継続して歴史国際研究支援事業を実施するとともに、新規案件として領土・主権・歴史調査研究支援事業を開始した。同事業の一つとして、「領土・歴史センター」による領土・主権・歴史に関する包括的な調査研究及び効果的な対外発信活動においては、事業者は、累次にわたる海外シンクタンクとの意見交換及び研究会の開催に加え、国内（東京・大阪）で2回、海外（ワシントン、パリ、ニューデリー）で3回の大規模公開シンポジウムを行い、シンポジウムの概要についてはシンクタンクのHPにて英語で発信を行った。また、領土・主権・歴史調査研究支援事業の翻訳事業として、歴史及び領土を巡る問題において有益な論証となり得る書籍及び論文を英語に翻訳し、HP上で発信を行った。さらに、補助事業者が行う研究会への政府関係者のオブザーバー出席、公開フォーラム、公開シンポジウムの傍聴を通じて、外交政策立案にあたって有益な情報を随時入手した。
- 2 有識者研究会を4回実施し、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中で、国際情勢に対する現状認識・分析や中長期的な日本外交の在り方について議論を進めた。また、米国分科会（5月）、欧州分科会（7月）、東アジア分科会（10月）を開催し、研究会の正式メンバーのほか、ゲストスピーカーとして若手・中堅の研究者を1～2名招き、昨今の情勢について分析を行うことにより、より幅広い観点から、各地域情勢について詳細に議論した。また、12月にはこれまでの議論を踏まえ、研究会メンバーによる報告書作成に向けた会議を実施した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

## 測定指標 1－2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 \*

### 中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

## 28年度

### 年度目標

- 1 国会での外務大臣の外交演説等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
  - (1) 効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
  - (2) 英語全訳版を作成・公表することにより、対外発信を更に強化する。
  - (3) ホームページ上にリンクを付すなどし、利用者の利便性を向上させる。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を政策的に対外発信することに重点を置いた（第193回国会外交演説（29年1月20日）、「言論NPO主催国際シンポジウム」における岸田外務大臣講演（29年3月4日）等）。特に、第193回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 27年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した28年版外交青書を刊行した。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や、外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。

#### 29年度

##### 年度目標

- 1 国会での外務大臣による外交演説等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
  - (1) 効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載、一般的で的確な表現を用いることを通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
  - (2) 英語全訳版を作成・公表することにより、対外発信を強化する。
  - (3) 新たに索引を設けて、利便性を向上させる。
  - (4) ホームページ上にリンクを付し、利用者の利便性を向上させる。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチ（第196回国会外交演説（30年1月22日）、大臣のコロンビア大学における講演（29年9月21日）等）については、国際情勢が変化する中、北朝鮮に対する対応や、「自由で開かれたインド太平洋戦略」等、中長期的かつ大局的視点から外交政策を政策的に対外発信することに重点を置いた。第196回国会外交演説を始め、対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 28年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した29年版外交青書を刊行した。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や、外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

#### 参考指標1：調査研究委託，補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値		
	27年度	28年度	29年度
	32	41	61

#### 参考指標2：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値		
	27年度	28年度	29年度

	9	9	4
--	---	---	---

参考指標 3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数／採択企画数)			
(28年度は、外交・安全保障調査研究事業費1件を除いて27年度からの継続事業となるため、新規に募集したのは1事業のみ) (応募企画数2件、採択企画数1件)	実績値		
	27年度	28年度	29年度
	2.3	2	3.7

参考指標 4：米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数			
(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2015～2017」)	実績値		
	27年	28年	29年
	4	3	4

参考指標 5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数			
(出典③：外務省 IT 広報室作成データ)	実績値		
	27年度	28年度	29年度
①日本語版	7,000	7,000	7,400
②英語版	2,500	4,000	4,500
③アクセス数	122 万件 *	163 万件 *	125 万件 *

\*暦年でカウント

評価結果(個別分野 1)
<p><b>施策の分析</b></p> <p><b>【測定指標 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化】</b></p> <p><b>28年度</b></p> <p>外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の採択プロセスは、国内シンクタンク全体の底上げを図る観点から、競争性及び透明性を備えた制度を採用しており、特定のシンクタンクに補助金が集中することなく小規模シンクタンクにも公平に機会が与えられ、また事業計画の内容のみに着目して審査を行い、結果として質の高い企画が採用されており、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力の向上に資した(28年度：外交・安全保障関係調査研究事業費(達成手段②))。</p> <p>また、補助金を受けたシンクタンクが、積極的な海外出張やセミナー等の実施・参加を通じて国内外の有識者やシンクタンクとの交流を図り、研究成果の一部を英語でも発信し、知的ネットワークの構築を進めたことは、シンクタンクの育成・強化に効果があった(28年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(達成手段①))。</p> <p>さらに、有識者を招いた研究会の実施は、毎回中心メンバー以外の有識者を招いたことで、より広範な外部有識者との連携や中堅及び若手有識者を中心とする新たな人脈構築、また、多様な意見の議論への取り込みを推進することができた(28年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(達成手段①))。</p> <p><b>29年度</b></p> <p>外交・安全保障調査研究事業費補助金制度の採択プロセスは、国内シンクタンク全体の底上げを図る観点から、競争性及び透明性を備えた制度を採用しており、特定のシンクタンクに補助金が集中することなく小規模シンクタンクにも公平に機会が与えられ、また事業計画の内容のみに着目して審査を行い、結果として質の高い企画が採用されており、国内の外交・安全保障シンクタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能力の向上に資した(29年度：外交・安全保障調査研究事業費補助金(達成手段②))。</p> <p>また、補助金を受けたシンクタンクが、積極的な海外出張やセミナー等の実施・参加を通じて国内外の有識者やシンクタンクとの交流を図り、研究成果の一部を英語でも発信し、知的ネットワークの構築を進めたことは、シンクタンクの育成・強化に効果があった(29年度：中長期的及び総合的な外</p>

交政策の企画立案（達成手段①）。また、新規事業では、外国の研究者も参加する歴史の共同研究を通じ、各地域それぞれの視点から見た歴史の共通点・相違点を明らかにし、領土・主権・歴史に関して客観的な視点を国内外に共有・発信することで、国際社会における相互理解を促進することができた。

さらに、有識者研究会の実施は、地域・テーマ別の分科会において、常任メンバーに加え、若手・中堅の研究者を招き議論を行ったことにより、より広範な外部有識者との連携や人脈構築をすることができた（29年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。一方、研究会の実施回数は、日程調整等の関係から想定を下回り、当初予定していた29年度中の報告書作成は達成できなかった。

### 【測定指標 1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化】

#### 28年度

193回通常国会における岸田外務大臣外交演説については、外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し、英語版も遅滞なく公表するなど、迅速な対外発信を行い、一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。（28年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））また、外交青書での図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増は、読者の外交政策に対する理解促進につながり、戦略的外交政策の推進に貢献した（28年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。

#### 29年度

第196回通常国会における河野外務大臣外交演説については、外務省ホームページにおいて日本語版を即日掲載し、英語版も遅滞なく公表するなど、迅速な対外発信を行い、一般の閲覧者の利便性向上に効果があった。（29年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））また、外交青書での図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増やより親しみやすく見やすいデザインの採用は、読者の外交政策に対する理解促進につながり、戦略的外交政策の推進に貢献した（29年度：中長期的及び総合的な外交政策の企画立案（達成手段①））。

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄を確保するためには、我が国が直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案する機能を強化することが引き続き必要であり、多様な見解を入手する、また外交政策の発進力を強化するため、有識者、研究機関やシンクタンクとの連携強化が重要である。特に、シンクタンクや有識者が国際世論に与える影響が高まっており、日本の外交シンクタンクの更なる育成・強化が必要となっている。

また、日本の外交政策を効率的に推進するため、外務大臣等の政策スピーチで日本外交の基本方針等を明確に打ち出すとともに、日本の外交政策、取組等に対する国内外からの一層の理解と信頼が得られるよう、外交青書等を通して一層効果的に対外発信を行っていくことが必要である。

上記のとおり有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案・発信するとの施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

### 【測定指標】

#### 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化

補助金を受けたシンクタンクが開催するシンポジウムや研究会に参加することにより、新たな人脈を構築するとともに、有益な情報や質の高い分析を得ることができた。また、シンクタンクから提出のあった質の高い政策提言や報告書は、我が国の外交政策の立案に活用され、企画立案能力の強化に寄与した。今後も、同補助金事業の成果を外交政策立案に活用するとともに、外部有識者及びシンクタンクとの連携強化、及びシンクタンクの基礎体力の強化に努める。

また、29年度の研究会の結果について報告書を取りまとめるとともに、30年度は新たなメンバー及びテーマによる研究会を立ち上げる計画であるところ、将来、政府の政策等に対して提言等を行い得る人材の発掘や育成に引き続き努めていく。29年度に外務省政策企画室長主催による研究会の分科会のゲストスピーカーとして若手・中堅研究者を招き人脈構築を推進したところ、このような取組を継続する。

#### 1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化

外務大臣の外交演説等による中長期的視点に立った戦略的な対外発信や、効果的な図表や写真の活用及び特集・コラムを通じ、国民にとりより分かりやすい外交青書を作成することは対外発信の面から重要であり、28及び29年度目標の設定は適切であった。

外交政策に対する国内外からの一層の理解と信頼を得ることが重要であり、中長期的な視点に立った戦略的な外務大臣のスピーチによる発信及び効果的な図表や写真の活用及び特集記事やコラムの掲載によって、より分かりやすい内容の外交青書の編集に努める。また、有識者から外交青書に関する意見等をヒアリングし、より質の高いものとなるようPDCAの在り方についても検討していく。

#### 作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

第196回国会外交演説（30年1月22日）

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp\\_a/page3\\_002351.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page3_002351.html))

外交青書（2017）

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2017/html/index.html>)

## 個別分野 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

### 施策の概要

- 1 アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 及びミューンヘン安全保障会議等の国際会議、また、二国間対話の実施や民間レベル(トラック 2)の枠組みへの参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。
- 2 日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 我が国初の包括的な北極政策である「我が国の北極政策」に基づき、我が国が持つ北極に係る科学的知見を発信しつつ、二国間・多国間での協力関係強化を通じ、我が国として北極を巡る国際的秩序形成に積極的に参画する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
  - 六 外交・安全保障（積極的平和主義）
    - （北朝鮮問題への対応）
    - （地球儀を俯瞰する外交）
- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
  - 同盟国・友好国のネットワーク化の推進
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日閣議 決定）
  - Ⅱ 国家安全保障の基本理念
    - 2 我が国の国益と国家安全保障の目標
  - Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題
    - 1 グローバルな安全保障環境と課題
      - （4）国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
    - 2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題
      - （1）アジア太平洋地域の戦略環境の特性
  - Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
    - 1 我が国の能力・役割の強化・拡大
      - （4）海洋安全保障の確保
    - 3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化（5）
- ・ 「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定）
  - 3 北極問題に対する取組の必要性
    - 安全保障
- ・ 「サイバーセキュリティ戦略」（閣議決定 平成 27 年 9 月）
  - 1 策定の趣旨
  - 2 サイバー空間に係る認識
  - 5 目的達成のための施策

## 測定指標 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進 \*

### 中期目標（一年度）

28 年に施行した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
  - （1）ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国（26 年 8 月～29 年夏）として、引き続き同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。
  - （2）災害救援 ISM の共同議長国（25 年 7 月～28 年夏）として、災害救援に関する地域協力の議論を

議長サマリーとしてまとめ、28年夏以降の共同議長国に引き継ぐ。

- (3) サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。
- 3 各国との二国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を促進するとともに、「平和安全法制」施行も踏まえつつ、協力を強化する。
- 4 防衛装備移転三原則に基づき、具体的案件の特定等、各国との防衛装備協力を促進する。
- 5 上記を含む様々な機会を捉え、アジア・太平洋地域の各国を始めとする関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策を、透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、信頼醸成を図る。また、安全保障分野における具体的な協力を推進する。
- 6 六者会合のトラック 1.5 である北東アジア協力対話(NEACD)に参加し、六者会合に係る情報・意見交換、実務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考え方についての理解促進を図る。
- 7 サイバー安全保障に関する国際会議への対応・二国間協議の実施等を通じ、サイバー空間における法の支配の強化、信頼醸成及び能力構築支援に取り組む。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 7月に開催された閣僚会合を始め、各分野の会期間会合(ISM)、ワークショップ等を含む多くのARF 関連関係会合(全18件中13件)に出席した。また、テロ対策分野では、日本のイニシアティブにより「最近の悲惨なテロに関するARF 閣僚声明」を提案し、全閣僚一致で採択された。一連の会合を通じた、地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。
  - (1) ARF 海上安全保障 ISM の共同議長国(26年8月~29年夏)として、29年2月、東京にて第9回ARF 海上安全保障 ISM を開催し、ARF メンバーが直面する課題や脅威について、各国の最新の取組を踏まえた意見交換を行い、具体的協力や平和的紛争解決について協議することにより、ARF メンバー、国際機関及び各地域枠組み間の連携が強化され、海上安全保障面における協力の更なる向上につながった他、同ISMのワークプランの着実な実施及び加盟国による予防外交の強化に資する議論を行うことができた。10月、シンガポールにおいて、第6回日・シンガポール海上安全保障対話を実施し、「海における法の支配」の重要性等、多岐に渡る海洋安全保障問題における現状認識の共有を図ることにより、9月に行われた日・シンガポール首脳会談のフォローアップを行うとともに、同分野における具体的な二国間協力について議論を行った。
  - (2) 災害救援ISMの共同議長国(25年7月~28年夏)として、第15回ARF 災害救援ISM(28年3月にネピドー(ミャンマー)にて開催)の議長サマリーをまとめた。また、次期議長国(28年夏~30年夏)であるタイ・韓国に対して、共同議長サマリーの作成、会議運営及び検討を要する事項について直接説明を行う等、適切に議長国の業務を引き継いだ。なお、第16回ARF 災害救援ISMは29年4月の開催となり、28年度中の開催はなかった。
  - (3) ARF において、アジア太平洋地域におけるサイバー空間の信頼醸成の深化を目的として、我が国主導により新たにサイバーに関するISMを立ち上げることとし、関係各国に働きかけた結果、各国の理解を得られ、29年5月に開催されるISG(課長級会合)において、我が国から正式にサイバーに関するISMの立ち上げを提案する運びとなった。
- 2 6月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)に杉山外務審議官を団長とする代表団を派遣し、日本の安全保障政策等を発信した。29年2月のミュンヘン安全保障会議に小田原外務大臣政務官が出席し、アジア太平洋の安全保障環境や日米同盟の重要性等についての日本の立場を説明した。ARF のトラック2(アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP))及びトラック1.5(アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合(ARF・EEP))の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府として豪IFRS(地域安全保障協会)主催戦略対話(10月)、ミュンヘン安全保障会議コアグループミーティング(11月)、ハリファックス安全保障フォーラム(11月)、豪日対話フォーラム(12月)に出席した。
- 3 「平和安全法制」施行を踏まえつつ、6月にドイツ、7月にフランス、10月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルでも多くの二国間対話を開催し、協力の強化に向け活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。
- 4 各国との防衛装備協力に関して、関係省庁と意見交換を重ねた結果、4月にフィリピン、12月にフランスとの間の防衛装備・技術移転協定が発効した。
- 5 28年3月に施行された「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策について、首脳会談・外相

会談を始めとする様々な機会を通じ、関係各国に対し透明性をもって丁寧に説明した結果、27年度中に支持を表明していた国々に加え、新たに中南米諸国や国連等が、共同声明や記者会見等を通じ支持・理解・歓迎を表明した。G7の議長国として、4月のG7広島外相会合において「海洋安全保障に関するG7外相声明」を発出し、航行・上空飛行の自由、国際法の遵守、紛争の平和的解決といった原則がG7共通の利益であることを再確認したほか、5月のG7伊勢志摩サミットでは、G7が一体となって「海における法の支配の三原則」の重要性を国際社会に発信した。4月のG7広島外相会合において発出された「海洋安全保障に関するG7外相声明」のフォローアップとして、12月、東京において、第2回「海洋安全保障に関するG7ハイレベル会合」を開催し、海洋安全保障の諸課題に向けて、G7として一層取り組んでいくことを確認した。

6 6月に北京にて開催された北東アジア協力対話（NEACD）には、外務省から、石兼総合外交政策局長及び金杉アジア大洋州局長が出席し、北朝鮮含む6か国・地域の官民関係者とともに、対北朝鮮政策を始めとする東アジア情勢について意見交換を行った。会議当日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことを受け、現地にて、我が方から北朝鮮に対し直接厳重な抗議を実施するとともに、ストックホルム合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう強く求めた。

7 多国間の枠組みでは、国連における政府専門家会合（国連サイバーGGE）に参加したほか、5月のG7伊勢志摩サミットにおいて、サイバーに関するワーキンググループ（G7伊勢志摩サイバーグループ（ISCG））を新たに立ち上げ、10月に東京において第1回会合を開催した。二国間協議については、米国、英国、フランス、オーストラリア等を始めとする多くの国との間で協議・対話を実施した。

## 29年度

### 年度目標

1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。

（1）ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国（26年8月～29年夏）として、これまでの会議の成果が今後の会合に正確に反映されるよう、引き続き同ISMのワークプラン改定及び実施に積極的に貢献し、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。

（2）サイバー分野においても27年のサイバーセキュリティに関するARFワークプランの包括的な実施を目的としたISMを共同議長国として開催するなどイニシアティブを発揮していく。

2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、我が国の考え方を積極的に発信していく。

3 「平和安全法制」を踏まえ、各国との二国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。

4 サイバー安全保障に関する国際会議への対応・二国間協議の実施等を通じ、サイバー空間における法の支配の強化、信頼醸成及び能力構築支援に取り組む。

### 施策の進捗状況・実績

1 8月に開催されたARF閣僚会合を始め、各分野の会期間会合（ISM）、ARF関連関係会合に出席した。一連の会合を通じた、地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。

（1）ARF 海上安全保障 ISM 共同議長国として、29年2月に東京において開催された第9回ARF海上安全保障ISMにおいて議論がなされた内容について、ARF高級実務者会合等において報告し、8月のARF閣僚会合での議長声明に反映されるよう取り組んだ。また、引き続き地域が直面している海上安全保障上の課題に対応するため、30年3月に豪州で開催されたARF海上安全保障ISMに出席し、海上安全保障に関する日本の考え方や取組を発信するとともに、関係各国と意見交換を実施した。さらに同月に東京において、海洋状況把握（MDA）の国際連携に関するARFワークショップを開催し、前共同議長国として、ベトナム、オーストラリア及びEUという新共同議長国と連携しつつ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交促進に貢献した。

（2）8月のARF閣僚会合において、我が国はマレーシア及びシンガポールとともにサイバーセキュリティに関する会期間会合（ARF-ISM on ICTs Security）の立ち上げを提案し、全会一致で承認された。30年1月には、我が国は本会合の共同議長国であるマレーシア及びシンガポールとともに、関連する専門家会合（第1回）を東京で開催し、サイバーに起因する紛争予防のため、ARFにおける信頼醸成措置の在り方等について議論。対話と連携を通じて参加国の間に自由で開かれたサイバー空間の重要性への理解を浸透させた。

- 2 30年2月のミュンヘン安全保障会議に河野外務大臣が出席し、アジア太平洋の安全保障環境や日欧協力、更には日米欧協力の重要性等について日本の立場を説明した。ARFのトラック2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及びトラック1.5（アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合（ARF・EEP））の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府としてアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）（6月）、北東アジア協力対話（NEACD）（7月）、豪IFRS（地域安全保障協会）主催戦略対話（9月）、ハリファックス安全保障フォーラム（11月）に出席した。
- 3 11月に英国、12月にフランスとの間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルにおける二国間対話を数多く開催し、協力の強化に向け活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。
- 4 6月に国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）に参加し、報告書の作成プロセスにおいて積極的に発言するなどして、サイバー空間における法の支配の推進に貢献した。また、11月のサイバー空間に関するニューデリー会議に堀井学外務大臣政務官が出席し、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出・発展させるための日本政府の「サイバー外交」の取組についてスピーチを行った。G7では、我が国のイニシアティブで立ち上げた伊勢志摩サイバーグループの第4回会合が30年3月にカナダ（オタワ）で開催され、昨今のサイバーセキュリティ環境について議論するとともに、今後の政策協調のあり方について協議した。さらに、米国（7月）、インド（8月）、イスラエル（11月）及び豪州（12月）、EU（30年3月）及び英国（30年3月）との間で協議・対話を行い、相互の認識及び政策等を紹介することで、信頼醸成措置を推進した。30年2月には、英国と共同でASEAN諸国の政府関係者及びコンピュータ緊急対応チーム（CERT）向けのワークショップを開催し、我が国から外務省のほか、NISC、総務省、経産省及び一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）が出席し、サイバー空間における国際法の適用やインターネットガバナンス等を始めとした我が国の考え方や取組を紹介するなど、能力構築支援の取組も進めた。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

## 測定指標2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

### 中期目標（一年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全を確保する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
  - （1）我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。
  - （2）ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、作業部会共同議長としての役割を果たしながら、ソマリア海賊対策に貢献する。
- 2 アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

（1）21年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦とP3-C哨戒機を展開し、海賊対処行動を行っている。護衛艦は、28年12月末までに、累計769回の護衛活動で3,754隻の商船を護衛した。P3-C哨戒機は、1,708回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組もあり、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数は、28年には2件と低い水準で推移した。

さらに、ソマリア及び周辺国の海上保安機関職員の日本での研修（5～6月）を通じた長期的視野での同海域の安定に向けた取組も行った。

(2) 5月の第19回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合及び関連会合に出席し、ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在しているところ、地域諸国への能力構築支援も含め、引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに、海賊事案発生件数を踏まえた本会合の合理化の必要性、地域諸国のオーナーシップ強化の方向性について議論した。

また、同コンタクト・グループ傘下の作業部会「海上海賊対策・緩和活動WG」では、UAE及びセーシェルと共に共同議長国を務め、成果文書としての「西インド洋における海洋状況把握に関する報告書」のとりまとめや、作業部会での議論において主導的な役割を果たした。

## 2 アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)

(1) アジア海域の航行の安全に資するよう、ReCAAP 情報共有センター (ISC) 財政面及び人的支援に加え、ReCAAP・ISCによる締約国海上保安機関の能力構築セミナーや研修の開催を支援した。

(2) 11月、ReCAAP・ISCによる情報共有を受け、外務省海外安全ホームページにスルー海域の広域情報を発出し、海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を行った。迅速な注意喚起により、同海域を航行する日本船舶の安全航行に資する情報を提供することができた。

## 29年度

### 年度目標

1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。

(1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。

(2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、ソマリア海賊対策に貢献する。

2 アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

(1) ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数は、28年は2件であったが、29年には9件と増加した。その原因を一概に断定することは困難であるが、海賊の脅威が引き続き存在していることを改めて示したものと考えられる。29年12月末までに、護衛艦は、累計771回の護衛活動で3,826隻の商船を護衛した。P3-C哨戒機は、1,951回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組により、我が国は、同地域における海賊対策に貢献した。

また、長期的視野での同海域の安定に向けた取組として、周辺国の海上保安機関職員の日本での研修(7~8月)を実施するとともに、ジブチの地域訓練センター(DRTC)において、日仏共催で海洋安全保障に関するセミナーを開催した。

(2) 7月の第20回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ(CGPCS)全体会合及び関連会合に出席し、ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在していることから、地域諸国への能力構築支援も含め、引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに、地域のイニシアティブや参加国間の戦略的コミュニケーション、今後のCGPCSの方向性等について議論した。

#### 2 アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)

(1) アジア海域における海賊等事案に関する情報共有及び関係国・機関との連携を強化することにより、アジア海域の海上交通の安全の確保に資するよう、人的(事務局長及び事務局長補の派遣)及び財政的貢献を通じReCAAP・ISCの活動を支援した。また、9月30日から10月7日にかけて、東京都、神奈川県及び広島県において、ReCAAP・ISCと外務省、防衛省及び海上保安庁等との協力の下、「海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」をASEAN10か国の海上法執行機関職員等を対象に実施した。

(2) ReCAAP・ISCにより定期的に発出される報告書を民間船舶の安全な航行の確保のため、随時国内の関係団体に共有した。

28・29年度目標の達成状況：B(28年度：b, 29年度：b)

## 測定指標 2-3 北極を巡る国際秩序形成への参画

### 中期目標（一年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、近年国際的な関心が高まっている北極を巡る国際秩序形成への関与を拡大する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 北極における「法の支配」、航行の自由及び安全といった国際法上の考えの妥当なバランスが確保されるよう、我が国として北極に関する国際的な意思決定やルール策定に適切に関与していく必要があることから、北極評議会の活動に対して一層貢献するとともに、その他の北極関連会合の場（北極サークル、北極フロンティア等）における国際的な議論に積極的に参画していく。
- 2 これと並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での協力を引き続き強化し、北極を巡る議論において我が国のプレゼンスを高めることを目指す。

#### 施策の進捗状況・実績

27年10月に策定された我が国初の北極政策である「我が国の北極政策」に基づき、我が国の北極への取組を積極的に発信する観点から、ロシア、米国、アイスランド等で開催された北極に関する国際会議（北極評議会（AC）高級北極実務者（SAO）会合、第12回北極地域議員会議、北極サークル、北極科学技術大臣会合、北極フロンティア等）に積極的に参加し、我が国の北極に関する考え方や取組について発信したほか、北極圏国を含む関係諸国（米国、フィンランド、ノルウェー、アイスランド等）との間で北極に関する意見交換を行った。

4月には、第1回北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を開催し、3か国の政府及び関連研究機関関係者も交え、北極に関する今後の3か国間の協力の可能性等について意見交換を行った。また、11月には、29年から2年間ACの議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし、我が国の北極関連研究施設等の視察のほか、武井外務大臣政務官、「北極のフロンティアについて考える議員連盟」等との意見交換を含め、産官学の関係者との幅広い意見交換の場を設けた。本件招へいを通じて、我が国の北極に係る取組や強みへの理解を促すとともに、次期AC議長国であるフィンランドに対して、我が国がACのオブザーバーの立場から更なる貢献が可能であることを示した。

### 29年度

#### 年度目標

- 1 北極に関する国際的なルール形成の議論が、北極評議会（AC）を始め様々な場で行われているところ、我が国としてこれらの議論に積極的に関与していく必要がある。このため、ACへの一層の貢献を維持する他、AC以外の北極関連会合にもより積極的に参加していく。
- 2 これと並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。
- 3 観測・研究を始めとする我が国の北極に係る取組や強みを北極圏国を含む関係各国へ積極的に発信する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 我が国の北極への取組を積極的に発信する観点から、AC SAO会合（於：フィンランド）を始め、北極評議会メンバー・オブザーバー会合（於：ロシア）、北極サークル（於：アイスランド）、北極におけるSDGsハイレベル会議（於：デンマーク）、北極フロンティア（於：ノルウェー）等の北極関係の国際会議に出席し、北極問題に対する日本の取組や考えを積極的に発信したほか、北極圏を含む関係国と意見交換を行うとともに、北極に関する環境問題や科学技術等に関する政策的な提案等を行っているAC作業部会及びタスクフォースに我が国から専門家等を派遣した。
- 2 6月に、第2回北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を東京にて開催し、3か国の北極担当大使及び北極担当特別代表の出席の下、ルールを基礎とした海洋秩序に基づき協力を維持することの重要性、北極に関する科学研究の分野における3か国の協力案件に言及した共同声明を採択した。
- 3 10月にアイスランドにて、政府、研究者、ビジネス関係者から約2,000名が出席して開催された第5回北極サークルに参加し、全体会合におけるスピーチ、北極域研究推進プロジェクトによる分科会及び我が国主催のレセプション「ジャパン・ナイト」の開催を通じ、我が国の北極に係る取組や強みを関係各国へ発信した。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

#### 測定指標 2-4 ARF 関連会合への我が国の出席率

	中期目標値	28 年度		29 年度		28・29 年度目標 の達成状況
	-- 年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
--		80%	72%	70%	82%	B (28 年度：b， 29 年度：b)

#### 評価結果（個別分野 2）

##### 施策の分析

##### 【測定指標 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進】

###### 28 年度

ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）の共同議長国（26 年 8 月～29 年夏）として、東京において会合を開催し、ARF メンバー、国際機関及び各地域枠組み間の連携を強化し、海賊対策、UNCLOS を含む国際法の遵守の重要性及び海上法執行能力向上支援を始めとする海上安全保障面における協力の更なる向上につなげた。7 月に開催された ARF 閣僚会合においては、日本のイニシアティブにより「最近の悲惨なテロに関する ARF 閣僚声明」を提案し、全閣僚一致で採択されたが、これは、ARF としてテロ行為に対し断固とした姿勢を示すとともに、過激化対策のため連携していくことを確認する上で有益であった。また、ミュンヘン安全保障会議を始めとする安全保障や防衛分野の国際会議に積極的に参加したことは、アジア太平洋の安全保障環境や日米同盟の重要性等についての関係各国の理解を深め、信頼醸成を促進し、協力関係を強化することに寄与し、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保する上で効果があった。（28 年度：安全保障政策全般に係る外交政策立案（達成手段①））防衛装備協力については、我が国が二国間の安全保障協力上重視する国との防衛装備・技術移転の実施等により、一定の進展があった。さらに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策についても、28 年度までに多くの国に説明し、支持・理解を得た。（28 年度：我が国安全保障政策の理解促進経費（達成手段⑥））

###### 29 年度

ARF 海上安全保障 ISM（会期間会合）において、海上安全保障に関する議論を行ったことも一助となり、ARF 閣僚会合議長声明において、引き続き海上安全保障に関する文言が挿入された。また、30 年 3 月に豪州で開催された ARF 海上安全保障 ISM に出席し、海上安全保障に関する日本の考え方や取組を発信するとともに、現共同議長国であるベトナム、オーストラリア及び EU を始めとする関係国と意見交換を実施することにより、海賊対策、海上法執行能力構築支援、信頼醸成に資する MDA 分野における国際連携及び海上法執行機関間の協力に関する国際的・地域的協力を始めとする海上安全保障面における協力の更なる向上につなげた。30 年 3 月に東京において、海洋状況把握（MDA）の国際連携に関する ARF ワークショップを開催し、これらの取組を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進することができた。

また、サイバー安全保障分野においても、我が国が主導して ARF-ISM を立ち上げ、東京で専門家会合を開催したことは、地域の多くの国に対して我が国の考え方を発信し、信頼醸成を進め、協力関係を強化していく上で有益であった。また、米国や豪州を始めとする国々と二国間協議を実施し、情報共有・意見交換を行ったことは、他国との認識をすりあわせ、連携を深めていく上で効果が高かった。（29 年度：サイバー政策専門員（達成手段②））

河野外務大臣が出席したミュンヘン安全保障会議を始めとする安全保障や防衛分野の国際会議に積極的に参加したことは、アジア太平洋の安全保障環境や有志国による関係強化の重要性等についての関係各国の理解を深め、信頼醸成を促進し、協力関係を強化することに寄与し、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保する上で効果があった。（29 年度：安全保障政策全般に係る外交政策の立案（達成手段①））

##### 【測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保】

## 28年度

ソマリア沖・アデン湾での海上自衛隊護衛艦による護衛活動のための諸外国との連携強化の取組は、同地域における海賊事案件数を、27年の0件に引き続き2件と低く抑え、同地域の海賊事案の抑止に大きく寄与したことから、我が国が海賊対策を進める上で非常に有効であった。また、ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合において、共同議長としての役目を果たしつつ、我が国のソマリア海賊問題への貢献姿勢を引き続きアピールすることができた。

アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化の支援、関係国・機関との協力強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行に貢献した。また、11月、ReCAAP・ISCによる情報共有を受け、スルー海域の広域情報を発出し、注意喚起を行った。迅速な情報共有により、同海域を航行する日本船舶に適切な措置を取ることを促すことができ、日本船舶に係る事案は発生しなかった。(28年度：海賊対策等の検討・実施を通じた海上安全保障の促進に関する事業(達成手段②))

## 29年度

ソマリア沖・アデン湾地域の海賊事案件数は29年は9件であり、28年の2件と比べて増加しており、海賊による脅威は引き続き存在しているが、ピーク時の237件と比較すると、低く抑えられた。ソマリア沖・アデン湾での海上自衛隊護衛艦及びP-3C哨戒機による護衛活動や、CTF151に参加しての諸外国との連携強化の取組が、同地域の海賊事案の抑止に寄与したものであり、我が国が海賊対策を進める上で非常に有効であった。また、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合への積極的な出席や新たな取組としてのDRTCにおける日仏共同セミナーの開催等を通じて我が国のソマリア海賊問題への貢献姿勢を引き続きアピールすることができた。

また、アジア海域における海賊等事案に関するReCAAP・ISCによる迅速で効果的な情報共有の強化の支援、関係国・機関との協力強化を通じて、アジア海域における民間船舶の安全な航行に貢献した。ASEAN10か国の海上法執行機関職員等を対象として実施した「海賊等対策に係る海上法執行能力向上研修プログラム」は、ReCAAP・ISCとして初めてのASEAN10か国を対象とした、目に見える形での能力構築支援であり、海上交通の安全の確保について、ASEAN各国からの研修参加者の理解を深める機会となった。一方で、我が国の主要なシーレーンが存在する東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、29年は76件であり、28年の68件と比べて増加した上に、スルー海・セレベス海においては、船員の誘拐事案も発生していることから、引き続きReCAAP・ISCによる取組に対し我が国として貢献していく必要がある。

### 【測定指標2-3 北極を巡る国際秩序形成への参画】

## 28年度

29年から2年間、北極評議会(AC)の議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし、我が国北極関係者との意見交換を通じて、我が国の北極に係る取組や強みへの理解を促すこと、また、「我が国の北極政策」における重点分野の一つの柱である国際協力を大きく推進させることにつながり、今後我が国がACに貢献する上で効果があった。また、国際会議出席の際に関係国の政府高官と意見交換を実施し、北極に係る課題解決に向けた二国間協力について議論を行い、また、「北極に関する日中韓ハイレベル会合」を始め、北極を巡る多国間協力の深化についても、関係国と積極的に議論を行ったことで北極に関する二国間・多国間協力が大きく前進した。

## 29年度

ACや第5回北極サークルを始め、北極関係の国際会議にこれまでよりも積極的に参加し、北極における観測・研究、開発と環境保護の両立や北極先住民との協力など、我が国の北極に係る取組を発信し、また、北極圏諸国を含む関係国と北極を巡る課題等に関する意見交換を行ったことは、我が国が北極における重要なプレイヤーの一つであるという国際社会の認識を深めるとともに、我が国の北極政策への理解促進及び北極を巡る関係国との協力深化に資する取組だった。

6月に第2回北極に関する日中韓ハイレベル対話を東京にて開催し、3か国の北極担当大使及び北極担当特別代表の出席の下、ルールを基礎とした海洋秩序に基づき協力を維持することの重要性、北極に関する科学研究の分野における3か国の協力案件に言及した共同声明を採択したことにより、関係国との協力関係を強化するとともに、北極における「法の支配」の確保に向け、関係国の認識を共有することができた。(29年度：我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費(達成手段⑤))

### 【測定指標2-4 ARF 関連会合への我が国の出席率】

## 28年度

ARF 関連会合への我が国の出席率については、特に地域の信頼醸成のために重要な会合に絞って出席した結果、出席率は目標達成には至らなかったが、海洋安全保障に関する ISM で共同議長を務めたほか、サイバーに関する ISM 立ち上げを提案するなど、ARF における信頼醸成措置の拡充に主体的に関与した。また、引き続き ARF において日本のプレゼンスを十分に確保することができ、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、理解促進とともに信頼醸成を図る上で一定の効果があった。(28年度：安全保障政策全般に係る外交政策立案(達成手段①))

## 29年度

ARF 関連会合への我が国の出席率については、28年度に続き、災害救援や海洋安全保障に関する会期間会合や、高級事務レベル会合、閣僚会合等の特に地域の信頼醸成のために重要な会合に出席した結果、出席率は8割を超え、28年度の約7割よりも高かったが、これは、ARF 関連会合のうち我が国が出席すべきと考える重要な会合の割合が多かったことによるものである。会合への出席により、引き続き ARF において日本のプレゼンスを十分に確保することができ、我が国の安全保障政策を積極的に発信し、理解促進とともに信頼醸成を図る上で一定の効果があった。(29年度：安全保障政策全般に係る外交政策の立案(達成手段①))

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

#### 1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア・太平洋地域を取り巻く安全保障環境が戦後最も厳しいと言っても過言ではない中、同地域における安全保障面での協力枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。したがって、日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域を中心に、二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせ、地域において日本にとって望ましい安全保障環境を実現していく必要がある。こうした観点から、ARF を始めとする地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献するとともに、様々なレベルでの二国間の安全保障対話の実施を通じ、我が国の安全保障政策に対する理解の確保、信頼醸成の促進、具体的な協力に向けた検討を進めたことは適切であった。今後も同様の取組を通じて、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいくことが重要である。

中でも ARF は、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じた、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的としており、北朝鮮や EU を含め参加国・地域数が多いことから、安全保障協力を進める上で重要なフォーラムである。我が国は、ARF の閣僚会合を始めとした関連会合等を積極的に活用し、我が国の取組・立場への各国の理解を求める必要がある。また、ARF を通じ、地域各国の相互信頼関係を高め、ひいては安全保障分野における協力関係を進展させることが重要である。したがって、我が国にとって特に重要な会合への出席に重点を置きつつ大部分の ARF 関連会合に参加したことは適切であり、今後も同様の取組を続ける必要がある。

また、ミュンヘン安全保障会議やシャングリラ・ダイアログやといった国際社会やメディアの関心を集め発信力のあるフォーラムは、我が国の立場を発信し、関係各国の理解を深め、信頼醸成や協力強化を図る格好の機会であることから、我が国として参加したことは適切であり、今後も引き続き積極的に活用していく必要がある。

#### 2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

我が国は、四方を海に囲まれて広大な排他的経済水域や長い海岸線を有しており、かつ、主要な資源を含む国民生活にとって必要な原材料のほとんどを海上輸送による輸入に依存しているため、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより海上交通の安全を確保することは、我が国の安定と繁栄にとって極めて重要である。

(1) 我が国にとって重要なシーレーンの一つであるソマリア沖・アデン湾における海賊等事案は、我が国のみならず国際社会全体にとっても脅威である。海賊事案は、ピークであった23年と比較すると近年低い水準であるものの、29年には9件の事案が発生しており、海賊による脅威は引き続き存在している。我が国としては、海賊は平和と繁栄に対する重大な脅威であり、国際社会が海賊行為に対処しなければならない状況には依然として変わりないとの認識の下、同問題の根本的解決に向け、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする重層的な取組を継続することが必要である。

(2) アジア海域においても、我が国にとって重要なシーレーンが多く存在しており、同海域における海賊等事案は、海上交通の安全にとって脅威である。従来、海賊等事案が頻発していたマラッカ・

シンガポール海峡における事案発生件数は、ピーク時に比べると低い水準であるが、スルー海・セレベス海において、船員誘拐の脅威が存在する。我が国は、東南アジア諸国への巡視船及び海上保安関連機材等の供与や研修を実施し、各国の海上法執行能力向上を支援するとともに、アジア海域の海上交通の安全の確保に資するよう、人的及び財政的貢献を通じ ReCAAP・ISC の活動を支援している。アジア海域における海上交通の安全確保のためには、我が国が主導して立ち上げた ReCAAP・ISC を通じた地域協力の強化も重要であり、この施策を継続する必要がある。

### 3 北極を巡る国際秩序形成への参画

北極における環境変化に伴い、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが予測されている一方、先住民を始めとする北極圏の人々の生活への影響や、北極環境の保全と持続的な発展の重要性、潜在的な安全保障環境の変化が生じる可能性も指摘されている。海洋国家である我が国としては、国際公共財である海洋の一部である北極海を巡る様々な取組が国際的なルールの下で各国の協力に基づき行われることが重要である。

このような認識に基づき、AC を始めとする北極関係の国際会合への積極的な出席、関係国との対話を通じた協力強化及び北極圏国を含む関係国への我が国の北極に係る取組や強みの発信を実施した。国際的な関心が高まっている北極を巡る課題への対応において、我が国が主要プレイヤーであるという認識を更に高めるためには、この施策を継続する必要がある。

### 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

サイバー空間が拡大を続けて世界中の様々な主体に利用される中、国際社会の平和と安定のため、自由や民主主義といった普遍的価値に則った国際的なルールや規範作りがサイバー空間にも求められる。また、容易に国境を越えるサイバー攻撃に対しては、もはや一国で対処することはできず、こうしたなか、各国との間で定期的に情報や意見を交換し、密接な連携をとることが重要であるとともに、国相互間の透明性を向上させ、サイバー攻撃を発端とした不測の事態の発生を防ぐ必要がある。

我が国としては、安定したサイバー環境を創出すべく、サイバー空間における法の支配を推進し、信頼醸成措置を推進し、また、各国との連携を強化していく。

#### 【測定指標】

#### 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

アジア太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことは引き続き重要であることから、こうした目的の達成のため設けた 28 年度及び 29 年度目標は適切であった。こうした取組の重要性は引き続き変わらないことから、今後も、ARF 閣僚会合を始めとした ARF 各種関連会合等への参加や、各国との二国間の安全保障対話を通じた意見交換、安全保障や防衛分野の会議への積極的な参加を行う。

#### 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

四方を海に囲まれた我が国にとって、海上交通の安全を確保することは重要であるため、海洋安全保障に関連する国際会合への出席や関係各国との対話を引き続き実施する等、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化に資する取組を引き続き実施する。

ソマリア沖・アデン湾においては、29 年には 9 件の海賊事案が発生するなど、海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊による脅威は引き続き存在している。ソマリア沖・アデン湾における同問題の解決に向け、今後も我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化、ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及び作業部会会合を含む関連会合への参加等を通じて、引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

また、アジア海域においては、海賊のみならず船員誘拐事案が発生しており、海上交通の安全が脅威にさらされている。ReCAAP・ISC による情報共有の促進、関係国・機関との連携強化及び沿岸国の海上法執行能力の向上支援等を通じて、引き続き同海域における船舶の安全な航行の確保に努める。

#### 2-3 北極を巡る国際秩序形成への参画

近年、国際的な関心が高まっている北極を巡る課題への対応において、北極における急速な環境変化、海水の減少に伴い、北極海航路の確立や資源開発など北極海の新たな経済的利用、安全保障上の活動を活発化させる動きに示されるように、北極に対する国際社会の関心が高まっている。これを踏まえ、我が国は、「我が国の北極政策」（平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定）を策定し、

北極海を巡る取組を重点的に推進すべき課題と位置づけ、①全地球的な視点を踏まえた北極域の観測・研究、②北極に係るグローバルな国際協力、及び③北極海航路の可能性検討に焦点を当て、総合的かつ戦略的に取り組んでいる。

その観点から、北極を巡る外交分野の取組においては、我が国が北極問題の主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高め、ACを始めとする北極関係の国際会合の活動及び議論等に更に積極的に関与する。また、北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を始めとする関係国との対話を引き続き推進し、北極に関する協力関係を強化し、北極における「法の支配」、航行の自由及び安全といった国際法上の考えの妥当なバランス確保のため、北極に関する国際的なルール形成に参画し、我が国の考えが北極を巡る国際秩序形成に反映されるよう努める。

#### **2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進**

我が国及び国際社会の平和と安定にとって、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保は必要不可欠であり、安全保障におけるサイバーの重要性は年々増している。このため、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交を推進すべく、30年度から独立した測定指標を設定する。

#### **2-5 ARF 関連会合への我が国の出席率**

ARF 関連会合への出席は、アジア太平洋地域の平和と安全のため信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていく上で重要であることから、我が国にとって特に重要な会合への出席を踏まえ設定した28年度及び29年度目標は妥当であった。一方で、特定の分野に特化し、かつ専門性の高いワークショップも増えており、かつワークショップの全体数は毎年変動することから、測定指標に入れる意味に乏しいと考えられることから、今後は、外務省及び防衛省主管の災害救援、テロ対策及び国境を越える犯罪、予防外交、海洋安全保障といった会期間会合（ISM）や、会期支援グループ会合（ISG）、高級事務レベル会合（SOM）、閣僚会合など、我が国にとって有益でかつ効果的に立場を発信できる会合への高い出席率の確保を目指していく。

#### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・ 内閣官房ホームページ  
国家安全保障戦略について（平成25年12月17日）  
(<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>)
  
- (ARF 関連)
- ・ 外務省ホームページ  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/index.html>)
- ・ ARF ホームページ  
(<http://aseanregionalforum.asean.org/>)
  
- (海賊対策関連)
- ・ 外務省ホームページ  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo.html>)
- ・ 内閣官房ホームページ  
海洋基本計画  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html>)
- ・ 国土交通省ホームページ  
(<http://www.mlit.go.jp/maritime/index.html>)
- ・ 防衛省統合幕僚監部ホームページ  
(<http://www.mod.go.jp/js/>)
- ・ 海上保安庁ホームページ  
(<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>)
- ・ ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合（米務省が作成・管理）  
(<http://www.state.gov/t/pm/ppa/piracy/contactgroup/index.htm>)
- ・ 国際海事機関  
(<http://www.imo.org/en/Pages/Default.aspx>)

- 国際商業会議所国際海事局  
(<http://www.icc-ccs.org/piracy-reporting-centre>)
- アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター  
(<http://www.recaap.org/>)

(北極関連)

- 外務省ホームページ  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ocn/page22\\_00931.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ocn/page22_00931.html))
- 内閣官房ホームページ  
我が国の北極政策  
([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/arcticpolicy/jpn\\_arcticpolicy/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/arcticpolicy/jpn_arcticpolicy/index.html))  
海洋基本計画  
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/index.html>)
- 国立極地研究所ホームページ  
(<http://www.nipr.ac.jp/aerc/>)
- 独立行政法人 海洋研究開発機構 (JAMSTEC) ホームページ  
(<http://www.jamstec.go.jp/rigc/nhcp/>)

(サイバー関連)

- 外務省ホームページ  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page5\\_00250.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page5_00250.html))
- サイバーセキュリティ戦略  
(<https://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cs-senryaku-kakugikettei.pdf>)

## 個別分野 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

### 施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）  
IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ  
4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与  
（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
- ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日）
- ・「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
- ・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年 2 月 9 日、10 月 21 日、11 月 15 日、平成 29 年 3 月 22 日、平成 30 年 2 月 16 日 閣議決定）
- ・第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）  
グローバルな課題への一層の貢献
- ・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）  
二 世界の真ん中で輝く国創り（積極的平和主義）

## 測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献 \*

### 中期目標（一年度）

国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充する。
- 2 国連 PKO 等に対する協力の在り方について、新規派遣も含めて検討する。
- 3 国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトにつき、国連 PKO における施設建設のための重機供与とその操作訓練等において、我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ、企画・実施に協力する。
- 4 国連 PKO 通信学校・訓練センタープロジェクトにつき、早期具体化並びに訓練に必要な機材の整備を行うべく、企画・実施に協力する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に対し、年度を通じ約 350 人規模の施設部隊及び司令部要員を派遣し、7 月には大規模な衝突が発生するなど、独立から 5 年を経てなお多くの問題を抱える南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また、11 月にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定した。29 年 3 月に、南スーダン PKO (UNMISS) に派遣している自衛隊の施設隊の活動を同年 5 月末を目処に終了することを決定した（司令部要員 4 名は派遣を継続）。
- 2 28 年 5 月にニューヨークで開催されたチャレンジ・フォーラム（注）の会合に我が国から参加し、国連及び各国による平和維持の取組及び問題意識に関する情報収集を行うとともに、国連日本政府代表部常駐代表がモデレーターを務め、我が国の政策の発信を行った。  
（注）国連 PKO 等が抱える課題について、各国政府や国際機関、学術機関等に所属する関係者が、年に数回定期的に自由闊達な意見交換をするフォーラム。
- 3 27 年度に引き続き、国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局と協力して、アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト

(ARDEC) を財政面及び人的に支援した。具体的には、必要な重機等のリース、施設整備、訓練を実施した。6月から10月にかけて、ケニア国際平和支援訓練センターにおいて、自衛官等計36名を同プロジェクトの教官として派遣し、ケニア国軍の施設課要員60名を対象に国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を2回(各8週間)実施した。

4 PKOで活動する各国通信要員の育成を行う「国連PKO通信学校」の機材の整備、国連側の体制強化及び訓練の実施を支援した(28年は1,222名の訓練を実施)。また、女性のPKO参加の推進の一環として、11月及び29年3月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、各国の女性軍人・警察官が参加した(11月:27か国から40名、29年3月:15か国から36名)。

## 29年度

### 年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)司令部への要員派遣を通じ、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 国連PKO等に対する今後の協力の在り方について、これまでの実績、国際社会の要望等も踏まえつつ、検討する。
- 3 国連のアフリカ早期展開支援プロジェクト(ARDEC)につき、国連PKOにおける施設建設のための重機供与/リースとその操作訓練等において、我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ、同プロジェクトに対する他国からの協力(パートナーシップの拡大)を引き出すことを追求し、また、国連によるプロジェクトの企画・実施に協力しつつ、国連によるプロジェクト管理を適切に監督する。
- 4 国連PKO通信学校プロジェクトにつき、国連PKOの通信要員に対する訓練の着実かつ効果的な実施のため、企画・実施に引き続き協力する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 28年度に引き続き、施設部隊及び司令部要員が国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)に従事した。施設部隊は29年5月に撤退したが、司令部要員4名の派遣は継続し、南スーダンの平和と安定、国づくりに貢献した。また、5月、施設部隊の撤収に際し、国際連合からの要請を受け、国際平和協力法に基づく物資協力として、国連に対し、南スーダンにおいて施設部隊が使用し、又は保有していた重機、車両、居住関連コンテナ等(取得価格:約27億円分)を無償で譲渡した。
- 2 9月にニューヨークで開催された国連PKO改革に関する安保理ハイレベル公開討論会合に我が国から河野外務大臣が参加し、国連及び各国による平和維持の取組及び問題意識に関する情報収集を行うとともに、国連PKOがより効果的・効率的に活動するための改革についての議論を行った。河野外務大臣からは、PKO要員の能力・パフォーマンス向上の重要性を指摘しつつ、我が国の訓練・能力構築支援におけるベスト・プラクティスを紹介しつつ、我が国の今後のPKO政策の発信を行った。また、同会合の成果として採択された安保理決議第2378号において、国連事務総長に対して90日以内に効果的・効率的なメカニズムにつき提案を行うことが要請されたことを受けて、日本が安保理議長を務めた12月には、国連PKOに関する安保理ブリーフィングが行われ、事務総長報告書が提出された。

日本はこうした議論を踏まえて、PKOの施設要員の能力構築支援をインド太平洋地域に広げ、また医療分野での能力構築支援も行うことを決定し、29年度補正予算でこれらを支援することとし、国連に45億円を拠出し、30年度のさらなる支援拡大に繋がる布石を打った。

さらに30年3月に行われた国連PKOに関する安保理公開討論に参加し、要員の安全性に関する取組やミッションのパフォーマンス向上に関する議論において、日本の支援がこれらに重要な貢献を行うものである旨発信した。

- 3 28年度に引き続き、国連PKOが抱える課題の一つであるアフリカにおける国連PKO施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局と協力して、アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト(ARDEC)を財政面及び人的に支援した。具体的には、必要な重機等のリース、施設整備に加え、5月から9月の各8週間、ケニア国際平和支援訓練センターにおいて、自衛官等計36名を同プロジェクトの教官として派遣し、昨年の訓練から対象国を広げ、タンザニア、ブルンジ、ケニア及びウガンダの施設要員61名を対象に国連PKOの展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を実施した。このうち11名の要員はミッションに派遣されており、訓練した要員が実際のミッションで活躍することにつながった。
- 4 28年度に引き続き、PKOで活動する各国通信要員の育成を行う「国連PKO通信学校」において訓練の実施を支援した(29年は1,195名の訓練を実施)。また、女性のPKO参加の推進の一環として、

6月に女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、26か国から38名の女性軍人・警察官が参加した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

### 測定指標3-2 平和構築分野における人材育成

#### 中期目標（一年度）

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

#### 28年度

##### 年度目標

27年度から3か年で実施される「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の成果・評価を踏まえ、2年目は以下を実施する。

- 1 今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース
- 2 既に一定の実務経験を有する人材向けのコース
- 3 平和構築分野の国際機関等への就職支援

##### 施策の進捗状況・実績

1及び2 27年度に開始した3か年事業「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の2年目として、若手人材の育成及びマネジメントレベルの人材育成を行った（修了者数：1：25名，2：16名）。平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国際ボランティア計画（UNV）との連携により、当該年度に国内で各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生の中から計16名を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。

3 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。また、各コース参加者及び修了者に対して、国際機関の求人情報などの情報提供を行った。

29年2月末時点において、26年度の日本人修了生15名（27年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣）は、国際機関（12名）、政府機関・JICA（1名）、大学院（1名）等へ就職又は進学した（1名不明）。

本事業による全日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション（国連コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO））、国連政治・平和構築ミッション（国連ソマリア支援ミッション（UNSOM））、国連コロンビア支援ミッション（UNMC）や平和構築に関連する国際機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連開発計画（UNDP）等）に就職した（19年度から26年度までの累計修了者数：119名、うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：104名）。

#### 29年度

##### 年度目標

27年度から3か年で実施している「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の2年間の成果・評価を踏まえ、3年目も以下を継続する。

- 1 今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース
- 2 既に一定の実務経験を有する人材向けのコース
- 3 平和構築分野の国際機関等への就職支援

##### 施策の進捗状況・実績

1及び2 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の3年目として、若手人材の育成及びマネジメントレベルの人材育成を行った（修了者数：1：25名，2：16名）。平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、国際ボランティア計画（UNV）との連携により、当該年度に国内で各種コース（主として若手人材を対象としたもの）の修了生の中から計16名を約1年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、UNVとの調整等を行った。

3 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。また、各コース参加者及び修了者に対して、国際機関の求人情報などの情報提供を行った。

29年度の国内研修終了（30年2月末）時点において、27年度の日本人修了生15名（28年度にUNVとして国連諸機関等へ派遣）が、国際機関（11名）、NGO・NPO（1名）、民間企業（2名）、

大学（1名）等へ就職した。

3年間の本事業による全日本人修了生の半数以上が、国連 PKO ミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO))、国連政治・平和構築ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)、国連コロンビア支援ミッション(UNMC))や平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UHCR)、国連開発計画(UNDP)等)に就職した(19年度から27年度までの累計修了者数：134名、うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数(途中で離職した者を除く)：103名)。

28・29年度目標の達成状況：B(28年度：b, 29年度：b)

### 測定指標3-3 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典：内閣府実施「外交に関する世論調査」)	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	80.0%	73.5%	82.0%	80.1%	B (28年度：b, 29年度：b)

### 測定指標3-4 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のパKOに関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	16	18	19	20	B (28年度：b, 29年度：b)

## 評価結果(個別分野3)

### 施策の分析

#### 【測定指標3-1 国際平和協法力に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献】

##### 28年度

UNMISSへの司令部要員及び施設部隊の派遣は、7月に首都ジュバにおいて大規模な衝突が発生するなど重要な局面にある南スーダンの平和と安定のために、多大な貢献をした。25年以降、情勢悪化を受けてUNMISSのマンデートが国づくり支援から文民の保護を中心とする内容に変更されたが、施設部隊はジュバ周辺において施設活動等に従事し、成果を上げた。また、11月にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定し、派遣されている施設部隊に新たな任務を付与したことは、我が国が国際平和協力を推進・拡充する上で非常に有意義であった(28年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))。

近年の国連PKOにおいて装備品やそれを操作可能な要員が不足していることが深刻な問題であり、アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト(ARDEC)や国連通信学校プロジェクトに対する日本の支援は、そうした要員の能力ギャップを埋める重要な取組として国連関係者や要員派遣国に評価されてきている。ARDECでは27年度の試行訓練を本格訓練に拡大して実施し、また防衛省や内閣府PKO事務局と協力して教官を派遣することができた。通信学校は当初450名と想定していた訓練参加者が1,222名(28年度)となった。我が国は他国に先駆けて、通信分野の訓練ニーズを迅速に把握し、28年度補正予算による支援を実施し通信学校運営の環境を的確に整えたことが、当初の目標を大きく超える成果につながった。

##### 29年度

UNMISSへの施設部隊の派遣は5月末に終了したが、派遣期間は24年1月から29年5月末にかけて5年に及び、その間、全11施設部隊、延べ4,000名をUNMISSに派遣した。主要な実績として、延べ約260kmの道路補修、延べ約50万㎡の用地造成、97か所の施設の構築などを行った。25年以降、情勢悪化を受けてUNMISSのマンデートが国づくり支援から文民の保護を中心とする内容に変更された

が、施設部隊はジュバ周辺において道路補修を含む施設活動等に従事し、過去の我が国のPKO活動において期間・実績ともに最長・最大規模となる成果を上げた。28年7月に首都ジュバにおいて大規模な衝突が発生するなど重要な局面にあった南スーダンの平和と安定のために、多大な貢献をした。また、30年2月に南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更が閣議決定され、司令部要員の派遣を30年5月末まで延長したことは、国際平和協力を推進する上で有意義であった(29年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))。5月の施設部隊の撤収に際し、国連からの要請を受け、国際平和協力法に基づく物資協力として、国連に対し、南スーダンにおいて施設部隊が使用し、又は保有していた重機、車両、居住関連コンテナ等を無償で譲渡した。こうした取組は、施設部隊の活動が終了した後も活動を継続するUNMISSに対する有益な貢献だった。

日本は安保理非常任理事国として、9月の安保理公開討論における議論や、12月の国連PKOに関するブリーフィング、30年3月の安保理公開討論でも議論に積極的に関与し、特に日本が国連と協力して行っている、施設要員や通信要員に対する能力構築支援をベスト・プラクティスとして各国にアピールするとともに、今後実施予定の医療分野への支援は、特にこれら要員の安全に資する取組である旨を強調した。なお、国連事務総長ら国連関係者もこうした訓練の重要性を認識するとともに、日本に支援に対して謝意を表明している。

ARDECへの支援については、29年度には訓練生の出身国が大きく拡大するとともに、教官を派遣する国としてスイスとブラジルが加わり、国連と要員派遣国、及び支援国の三角パートナーシップの形を国際的に拡大することができ、プロジェクトを持続可能なものとしていく取組が進んだ。通信学校での訓練についても、29年度補正予算による支援により、29年度の訓練生は1,195名と28年度に引き続き1,000名を超えたことに加え、各種要員の中でも女性要員の割合が比較的多いとされている通信要員を訓練し、国連PKOにおける女性要員の割合を増やす国連の取組に積極的に貢献していることは、国連関係者や各国に評価された。

### 【測定指標3-2 平和構築分野における人材育成】

#### 28年度

「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」は、25年度行政事業レビューでの指摘を踏まえ、効率化を図りつつ、新たな人材の発掘・育成・キャリア構築支援に向け、研修員の対象を拡大し、27年度に開始したコースを継続した。特に、同分野における人材の戦略的・計画的な発掘・育成を強化するため、アフリカ及び中東地域からの参加枠の拡大、またジェンダー等の最新のニーズを踏まえたカリキュラム構成等を実施したことは、国際平和協力分野の人材の裾野を拡充し、育成する上で、有効な取組となった。

特に若手人材を対象とするコースの修了者を中心に、UNVとの連携により国連ボランティアとして国連諸機関に派遣する取組は、若手人材が将来平和構築分野の専門家となるために経験を積む機会を提供するとともに、我が国が重視する国際機関でのキャリア形成にも資する取組だった。(28年度：平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②))

#### 29年度

「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」は、25年度行政事業レビューにおける、より効率的、効果的な事業となるよう見直すべきとの指摘を踏まえ、期待される効果が比較的低いコースの廃止やシンポジウムを本事業から分離する等の見直しにより、事業の改善を図りつつ、新たな人材の発掘・育成・キャリア構築支援に向け、研修員の対象を拡大し、27年度に開始したコースを継続した。

一方で、19年度から27年度までの累計修了者数134名のうち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数は、途中で離職した者を除き103名であり、これは、26年後までの累計数(修了者数119名のうち平和構築分野の就職者数は104名)を下回っていることから、修了者が平和構築分野で長く経験を積んでいくための支援が課題となった。(29年度：平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業(達成手段②))

### 【測定指標3-3 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合】

#### 28年度

世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては、毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており、28年度は目標値として設定した80.0%を下回る結果であった。他方、依然として70%以上が肯定的な回答をしているように、国民からの一定程度の支持は得られていると考えられるが、今後も国民の理解を深めるための取組を続けることが国際平和協力の推進・拡充を達成する上で重要である。(28年度：国際平和協力の拡充(達

成手段①))

#### 29 年度

世論調査における国連平和維持活動(PK0)等への参加に肯定的な回答の割合に関しては、毎年一回内閣府が実施している「外交に関する世論調査」の測定値を援用しており、29年度は目標値として設定した82.0%には及ばなかったが、前回の73.5%から80%台へと着実に増加しており、今後も国民の理解を深めるための取組を続けることが国際平和協力の推進・拡充を達成する上で重要である。(29年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))

#### 【測定指標3-4 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPK0に関する国際会議やセミナー等出席回数】

#### 28 年度

国際の平和と安定に対する取組の一環とした国際会議やセミナー等の開催/出席は、経費縮減にも努めつつも目標値を上回る数を達成し、国際的な議論をフォローし、国内の政策立案に役立てることができた。(28年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))

#### 29 年度

国際の平和と安定に対する取組の一環とした国際会議やセミナー等の開催/出席は、経費縮減にも努めつつも目標値を達成し、国際的な議論をフォローし、国内の政策立案に役立てることができた。(29年度：国際平和協力の拡充(達成手段①))

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国連PK0は、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、内戦の増加などによる環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。現在、15の国連PK0ミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は29年12月末時点で10万6千人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で国連PK0のより効果的・効率的な実施に関する議論が行われており、能力ギャップの克服、PK0要員の能力・パフォーマンスの向上等が必要とされている。このため、我が国としては、27年9月に成立した平和安全法制に基づき、国連のこうした取組を今後とも支援していくことが、国際の平和と安定に対する取組を進める上で重要である。

また、国連PK0、国際機関等における文民の役割が飛躍的に増大しているため、平和構築の現場で活躍できる文民専門家の長期的かつ安定的な育成が急務である。例えば、国連PK0ミッションに派遣されている約5,300名の文民のうち日本人は僅かな数にとどまっており、当面の重要課題として、文民の人材育成及び現地における貢献が求められている。

上記を踏まえ、国際社会の安定に向けた国連PK0等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充という施策目標は適切であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

#### 【測定指標】

#### 3-1 国際平和協力量に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献

PK0を通じた国際社会の平和と安定への貢献の観点から、UNMISSへの司令部要員の継続的な派遣を通じた南スーダンの安定と国づくりへの貢献の継続、国連PK0等に対する今後の協力の在り方の検討、ARDECに対するパートナーシップの拡大、国連PK0通信学校プロジェクトの企画・実施への協力等の29年度目標の設定は適切であった。

国際社会の平和と安定のため、国連PK0への協力拡大等の積極的取組が必要とされており、更なる貢献の実施が重要であるが、近年我が国の国連PK0への要員派遣は1つのミッションにとどまっている。30年度はこの現状を踏まえ、日本の目に見える貢献として、国連やアジア・アフリカの主要なPK0要員派遣国と協力し、医療分野やインド太平洋諸国におけるPK0分野の能力構築支援への協力を目指すとともに、国連を通じた要員訓練へのパートナーシップの拡大を更に進めていく。

31年度からは、測定指標3-1を「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進」と「国際社会の平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献」とに分割する。国連PKOに対しては、直接的な貢献としての要員派遣や物資協力を引き続き追求していくこととは別に、間接的な貢献として、国連PKOの性質の多様化やその効果的・効率的活動の実現に資するようなPKO要員の能力構築支援を、我が国の強みを活かした形で持続的に実施していく必要性と期待が高まっていることから、それぞれについて別々の測定指標を設定することとした。

### **3-2 平和構築分野における人材育成**

引き続き、平和構築及び開発の分野で活躍できる若手の人材及びマネジメントレベルの人材を育成し、また、これらの人材の国際機関等への就職の拡大を目指す。今後は、これまで実施してきた一定の実務経験を有する人材向けコースについては、国連PKOミッション等において民間のノウハウへのニーズが高まっているとの認識に立ち、様々な業種・職種から国際機関未経験者の参加を促すようなカリキュラムを検討する。また、同コースの修了者や講師の意見を踏まえて、国連PKO幹部候補者の養成を図る「幹部コース」（32年度のみ）を新設する。

### **3-3 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合**

世論の支持は、施策目標を実現する上で重要であり、世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答が82%という29年度目標の設定は適切であった。

施策を進めるにあたり、国民からの支持と理解を示す回答を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため、最低限の望ましいラインとして引き続き82%を目標値として設定する。

### **3-4 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数**

PKO法施行25周年を記念する29年度において、同年度における国際会議やセミナー等の開催/出席数の目標設定をこれまでより高く設定したことは適切であった。

セミナー等の開催数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等への出席を通じた国連を始めとする国際社会の議論への積極的な知的貢献は、日本の多様な協力のあり方の一つとして重要である。30年度も国連平和活動の見直しに関するフォローアップのための国際会議等の開催は引き続き予定されており、我が国のPKO政策策定に資するものとして出席すべき会議の優先順位を付けながら、会議の場での貢献を維持することが適切であることを踏まえ、年度目標を20回とする。

### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・ 外務省ホームページ  
国連PKO改革に関する安保理ハイレベル公開討論（平成29年9月20日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page4\\_003334.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page4_003334.html))
- 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更（平成30年2月16日）  
([https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4\\_005656.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_005656.html))
- ・ 国連PKOホームページ  
(<http://peacekeeping.un.org/en>)

## 個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

### 施策の概要

多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)やG7、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第196回国会における河野外務大臣外交演説（平成30年1月22日）
- ・ 第196回国会・衆議院外交防衛委員会（平成30年3月2日）及び参議院外交防衛委員会（平成30年3月6日）における河野外務大臣挨拶（平成30年2月14日）

## 測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 \*

### 中期目標（一年度）

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 国際的な法的枠組みにより求められる措置を次のとおり実施する。
  - (1) テロ関連安保理制裁決議(第1267号、第1333号、第1373号、第1988号、第1989号、第2253号等)を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
  - (2) 安保理決議に基づき、外為法及び国際テロリスト財産凍結法(27年10月施行)等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
- 2 多国間・二国間の枠組みを通じたテロ対策協力を次のとおり推進する。
  - (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換の実施を維持する。
  - (2) グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)に積極的に参画する。
  - (3) G7議長国として、テロ及び組織犯罪対策を協議するG7ローマ・リヨン・グループ会合をリードするとともに、その議論の結果をG7サミットプロセスと結びつけ、成果に反映させていく。また、G7サミットの成果のフォローを行う。
  - (4) 国連との協力強化(国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF)、国連テロ対策委員会(CTC)等)を図る。
  - (5) 二国間のテロ対策対話(G7各国、露、ASEAN諸国、日中韓等)を実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 安保理決議第1267号、第1988号、第1989号及び第2253号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、安保理非常任理事国として議論に積極的に参加し、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また安保理決議第2253号の要請に応じて、我が国における同決議の履行状況を国連に報告した。
  - (2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁と調整・連絡し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理、金融機関への通知を実施した。
- 2 (1) 日本人が海外でテロの犠牲となったバングラデシュでの事件等を受け、G7伊勢志摩サミット(5月)等で首脳、外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換を実施した。G7首脳会合では、「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を発出した。
  - (2) GCTFの第9回調整委員会(4月)、第7回閣僚級会合(9月)、第10回調整委員会(9月)等の各種会議に積極的に参加したほか、GCTFの改革や各種文書等に関する議論に積極的に貢献した。
  - (3) G7ローマ・リヨン・グループ(RLG)について、我が国は議長国として議論をリードした。この議論の結果をサミットプロセスにインプットし、28年4月のG7外相会合における議論を経て、翌5月のG7首脳会合において上記(1)の「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」発表に至った。また、G7の関連では、民間の協力を得つつ、テロリストによる文化財

の破壊・違法取引に関する首脳レベルのサイド・イベントを開催し、カウンターメッセージを発信した。

その後も、我が国はG7RLGにおいて上記行動計画のフォローアップに努めるとともに、29年1月に成立した第3次補正予算にて、上記行動計画を踏まえ、アジアに対するテロ・暴力的過激主義対策支援を新たに実施することとなった。

(4) 4月、ジュネーブにおいて国連とスイス政府が主催した「暴力的過激主義防止に関するジュネーブ会合」に出席し、我が国の取組を紹介するとともに、「暴力的過激主義防止のための国連事務総長行動計画」への支持を表明した。

また、国連テロ対策委員会（CTC）の事務局（CTED）と連携し、東南アジア地域における暴力的過激主義対策におけるコミュニティーベースアプローチの推進を目的としたガイドライン作成プロジェクト、及び同地域における司法共助・犯罪人引き渡しに関する中央当局の効果的ネットワーク形成プロジェクトに拠出を行った。

さらに、国連テロ対策実施タスクフォース（CTITF）に設置されている国連テロ対策センター（UNCCT）と連携し、東南アジア地域での外国人テロ戦闘員のソーシャル・メディア利用に対する加盟国の能力向上プロジェクト、及び同地域でのテロリストによる、サイバーを用いた攻撃の防止と影響緩和のための国家の能力強化プロジェクトに拠出を行った。

(5) 日・チュニジア・テロ・治安対策対話（4月）、日露テロ対策協議（6月）、日韓テロ対策協議（7月）、日中テロ対策協議（9月）、日米豪テロ協議（10月）、日中韓テロ対策協議（11月）、日ベルギー・テロ対策協議（同）、日・ASEANテロ対策対話（29年2月）を実施し、積極的に情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは第三国における支援の連携を確認する等を行った。また、過去に実施したテロ対策対話等のフォローアップとして、英国との間で、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）の「チュニジア国境警備改善」事業への共同資金拠出等のテロ・暴力的過激主義対策協力を実施した。

## 29年度

### 年度目標

- 1 国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等、多国間協議に積極的に参画する。
- 2 二国間のテロ対策対話を実施する。
- 3 安保理決議や国際テロリストの財産凍結法等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 GCTFについては、9月にニューヨークで開催された閣僚級会合に河野外務大臣が出席し、我が国のテロ対策協力政策として、途上国の水際対策や法執行機関の能力強化とともに、テロの根源たる暴力的過激主義対策の両輪にしっかり取り組んでいる姿勢を示した。また、GCTF側からの要望も踏まえGCTFの調整委員会会合を30年3月に東京にて開催し、我が国が重視しているアジア地域におけるテロ及び暴力的過激主義対策へのGCTF加盟国各国の認識を高めたほか、ホスト国を務めたことにより、我が国のGCTFにおけるプレゼンスの向上につなげた。このほか、GCTFの各作業部会等へも積極的に参加し、テロ対策政策実務者間の議論に貢献した。
- 2 日・印テロ対策協議（11月）、日米豪テロ対策協議（11月）、日・パキスタン・テロ対策協議（11月）、日英テロ対策協議（30年1月）、日・チュニジア・テロ対話（30年2月）を実施し、地域のテロ情勢に関する情報共有、政策協調等を図るとともに、一部の国とは我が国によるテロ対策協力の可能性について、また、一部の国との間では第三国におけるテロ対策協力の実施の可能性等について、より具体的に活発な議論を行った。
- 3 (1) 安保理決議第1267号、第1988号、第1989号及び第2253号に基づく、テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について、安保理非常任理事国として議論に積極的に参加し、適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。特に7月に採択されたISIL対策に関する決議第2368号及び12月に採択された帰還外国人テロ戦闘員対策に関する決議第2396号の作成の際に、28年5月の伊勢志摩サミットの「テロ及び暴力的過激主義に関するG7行動計画」に含まれている事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）の利用拡大について決議に盛り込むことを提案した結果、これらの内容が決議に反映された。  
(2) 厳格な資産凍結措置履行のため、関係省庁と調整・連絡した、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出、制裁リストの整理、金融機関への通知を実施した。

**測定指標 4－2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 \*****中期目標（一年度）**

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

**28 年度****年度目標**

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，G7 及び G20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会（FATF）関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて，人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 3 国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。

**施策の進捗状況・実績**

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5 月），国際組織犯罪防止条約締約国会議（10 月）等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。特に 5 月に行われた第 25 会期国連犯罪防止刑事司法委員会においては，32 年に我が国において開催予定の第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称 kongress）の準備のための決議案を提案し，多くの共同提案国の支援を得て採択された。

また，G7 議長国として，「腐敗と戦うための G7 の行動」の作成を主導し，G7 伊勢志摩サミットにおいて公表した。さらに，5 月に行われた英国主催腐敗対策サミットにおいて，柴山総理大臣補佐官が出席し，スポーツにおける腐敗対策についてステートメントを行った。

加えて，G20 腐敗対策作業部会合（6 月，10 月），金融活動作業部会（FATF）会合（6 月，10 月，29 年 2 月），サイバー犯罪条約関連会議等（5 月，11 月，29 年 1～2 月）に積極的に参加し，各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化等に貢献した。11 月に欧州評議会（ストラズブル）で開催された，サイバー犯罪条約の締約国以外の国や民間企業及び研究機関等が参加するオクトパス会合では，サイバー犯罪条約委員会との共催で「アジア太平洋地域におけるサイバー犯罪に関する法整備及び能力構築」と題するワークショップを実施した。

- 2 12 月に人身取引対策の政府協議調査団をイタリアに派遣し，イタリア政府当局，国際機関，現地 NGO 等と昨今の移民・難民危機における人身取引対策について情報共有するとともに，両国の連携強化につき意見交換を行った。国際移住機関（IOM）への拠出を通じて，人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（社会復帰支援（就業支援，医療費の提供等））のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援を行うとともに，密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。
- 3 国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について，引き続き関係省庁と検討を行った。29 年 3 月，国際組織犯罪防止条約の国内担保法として組織犯罪処罰法改正案が閣議決定され，国会に提出された。同月に官邸において開催されたセキュリティ幹事会においては，東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略が決定されたが，この中においても，国際組織犯罪防止条約締結のための国内担保法を整備して，この条約を締結することを始め，国際的な枠組みへの参画を更に充実させ，国際社会と連携してテロ，組織犯罪等を未然に防止する旨が盛り込まれた。

**29 年度****年度目標**

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会，G7 及び G20 腐敗対策関連会合，金融活動作業部会（FATF）関連会合，サイバー犯罪条約関連会議等に参加し，犯罪防止刑事司法，麻薬対策，腐敗対策，マネーロンダリング対策，サイバー犯罪対策に関する議論を深め，取組を強化し，決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 32 年に我が国で開催される第 14 回国連犯罪防止刑事司法会議（通称 kongress）に向けた準備を進める。特に，5 月に開催する第 26 会期国連犯罪防止刑事司法委員会において kongress の全体テーマ，議題等を決定する決議案を提出する。

- 3 国際移住機関(IOM)への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に向け、国内担保法の国会審議への対応や、国内担保法成立後の締結手続に必要な準備を行う。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5月）、麻薬委員会（3月）、国連腐敗防止条約締約国会議（11月）等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。また、G20 腐敗対策作業部会（4月、9月、30年2月）に積極的に参加し、G20による腐敗対策の指針を示した成果文書等の策定に向け各国の取組状況を取りまとめ、発表することにより、各国の腐敗対策の取組の促進に貢献した。  
サイバー犯罪対策分野では、サイバー犯罪条約関連会議等（6月、9月、11月、30年1～2月）に積極的に参加し、我が国の能力構築支援の取組を発表するなどして各国のサイバー犯罪対策強化等に貢献したほか、9月から欧州評議会で議論が開始されている同条約第2追加議定書の起草作業に関して、起草メンバー国として積極的に議論に貢献した。  
マネーロンダリング・テロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会(FATF)会合（6月、10月、30年2月）及びアジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)（7月）に積極的に参加し、特にFATFにおいては、10月会合で公表した北朝鮮による不正な金融活動の根絶を求めるFATF声明の策定等に貢献した。
- 2 5月に行われた第26回国連犯罪防止刑事司法委員会においては、32年に我が国において開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称コングレス）の全体テーマ「2030年アジェンダ」の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進等を決定する決議案を提案し、多くの共同提案国の支援を得て採択された。
- 3 30年2月に人身取引対策の政府協議調査団をオランダに派遣し、オランダ政府当局、現地NGOに加え、欧州司法機構(EUROJUST)等と昨今の移民・難民危機の人身取引対策への影響や、関係機関との効果的な協力の在り方等について情報共有するとともに、両国の連携強化につき意見交換を行った。また、国際移住機関(IOM)への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援(社会復帰支援(就業支援、医療費の提供等))のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援を行うとともに、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。
- 4 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法である組織犯罪処罰法等の改正法の国会審議に対応した。同法は6月に国会で可決成立し、7月に国際組織犯罪防止条約並びにこれを補足する人身取引議定書及び密入国議定書並びに国連腐敗防止条約を締結した。これを受け、国連腐敗防止条約については、11月に我が国に対する同条約実施レビュー第1サイクルが開始され、関係省庁と連携の上、当省が取りまとめを行う形で同条約各条項の履行状況を自己申告する自己評価チェックリストの回答作成作業を行った。

28・29年度目標の達成状況：A（28年度：a，29年度：a）

#### 測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 \*

##### 中期目標（一年度）

国際テロ及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

##### 28年度

##### 年度目標

- 1 国連薬物犯罪事務所(UNODC)に拠出し、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援、更には、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策も実施する。
- 2 暴力的過激主義対策をテーマとし、東南アジア諸国、中東アフリカ諸国を対象にテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 ASEANのテロ・組織犯罪対策における能力向上のため、日・ASEAN統合基金(JAIF)（注）を活用したワークショップ等を実施する。  
（注）ASEAN統合を支援するため、我が国の拠出により18年に設置された基金。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 中東アフリカ諸国に加え、28年度はアジア諸国に対しても、国連薬物犯罪事務所（UNODC）関連のプロジェクトに総額2,300万ドル強拠出し、テロ対策を始めとする能力向上支援や機材供与を実施した。
- 2 暴力的過激主義対策をテーマとした地域協力会合を以下のとおり実施した。  
12月に中東アフリカ諸国6か国を対象として、テロ対策関係省庁の局長級及び国際機関職員計11名を招へいし、各国のテロ及び暴力的過激主義に関する取組について議論及び意見交換を行った。また、29年1月に東南アジア地域諸国5か国を対象として、テロ対策関係省庁の局長級及び国際機関職員等計14名を招へいし、各国のテロ及び暴力的過激主義に関する取組について議論及び意見交換を行った。
- 3 11月、ジャカルタにおいて、暴力的過激主義対策にも資する交流事業として、インドネシア人元被招へい者を中心にASEAN各国から教育関係者を招き、「ASEANにおける異文化・教育交流の促進に関するジャカルタ・ワークショップ」を実施した。また、JAIFを活用し、第10回日ASEANテロ対策対話（29年2月）及び第2回日ASEANサイバー犯罪対策対話（29年3月）を実施した。我が国及びASEAN各国におけるテロ及び暴力的過激主義対策、サイバー犯罪対策につき、それぞれの対話で情報交換を行った。また、同サイバー犯罪対策対話では、我が国が締約国拡大を推し進めるブダペスト条約につきプレゼンを行い、具体的な能力向上支援案件形成に向け、ASEAN各国の同分野における支援ニーズにつき聴取した。

### 29年度

#### 年度目標

- 1 国連薬物犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援、更には、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策も実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に基づき、途上国への支援に取り組む。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国に対して、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、世界関税機構（WCO）、国際刑事警察機構（ICPO、インターポール）等を通じたプロジェクトとして総額約38,181万ドルを拠出し、テロ対策を始めとする能力向上支援や暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 我が国主催で、アジア諸国に対するテロ対策地域協力会合を実施した。具体的には、11月に、インドネシア、フィリピン及びマレーシアの3か国から、刑務所関係者及び矯正政策担当省庁関係者を招へいし、自国民が外国人テロ戦闘員（FTF）として戦闘地域に渡航することに対する取組及び現状について、FTFが戦闘地域から帰還した後の脱過激化対策（刑務所の過激化防止対策及び釈迦復帰支援）についての取組及び現状について情報共有した。また我が国からは、日本のテロ及び暴力的過激主義対策に関する現状と取組として、「暴力団員の社会復帰支援制度」や刑務所における「ものづくり」にみられる高度な技術教育支援の紹介、オウム真理教事件の経緯と現状等について関係各省から発表し、各国の脱過激化対策に参考となる事例や教訓の共有の促進を図った。
- 3 28年のG7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」に基づき、安倍内閣総理大臣は同年の日・ASEAN首脳会議において、「テロに屈しない強靱なアジア」としていくための先導的な役割を日本が果たしていくとして、①テロ対処能力の向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策及び③穏健な社会を下支えする社会経済開発の取組からなる、総合的なテロ対策強化策を表明したことを受け、①及び②については、UNODC、インターポール、UNDP等の国際機関と連携し、個別のプロジェクト（トレーニング、ワークショップ、リサーチ等）を実施した。同プロジェクトにおいては、我が国の政府関係者によるセッションを設けることにより、我が国におけるテロ対策の現状、経験等について積極的に発信し、被支援国のテロ対処能力向上や暴力的過激主義対策に貢献した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b、29年度：b）

--

測定指標 4-4 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数(国際機関は除く)						
	中期目標値	28 年度		29 年度		28・29 年度目標 の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ(東南アジア)						C (28 年度: b, 29 年度: c)
② 28 年度: テロ対策アフリカ地域協力会合 29 年度: 穏健主義育成のための教育関係者ワークショップ	①- ②-	①4 ②7	①6 ②5	①6 ②4	①3 ②4	

評価結果(個別分野 4)
<p><b>施策の分析</b></p> <p><b>【測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化】</b></p> <p><u>28 年度</u></p> <p>G7伊勢志摩サミットにおいて、我が国のイニシアティブによりテロ対策に関する独立した成果文書として「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を策定したことによって、G7として取り組む課題が具体的に決定され、我が国を含むG7各国は、同計画に則ってテロ対策を着実に実施した。また、各国とのテロ対策対話を、27年度の5回に比べて28年度は8回と1.6倍の回数実施し、地域テロ情勢の情報共有や我が国のテロ対策協力の実績についての紹介、更には、我が国が重視する暴力的過激主義対策の重要性についての認識の醸成ができた。加えて、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)や国連における取組にも積極的に参画したことは、我が国を含む国際社会のテロ対策協力を促進する上で効果があった。こうした取組は、当省のみならず、関係各省庁との協力・連携の上に進められたため、政府全体としての国際テロ対策協力も強化されたと考えられる。(28年度: 国際的なテロ対策協力の強化(達成手段①))</p> <p><u>29 年度</u></p> <p>我が国は、28年から29年末まで国連安保理非常任理事国を務め、ISIL対策に関する決議第2368号及び帰還外国人テロ戦闘員対策に関する決議第2396号といった、テロ対策に関する安保理決議の作成に積極的に寄与した。特に、後者については、我が国が提案した事前旅客情報(API)及び乗客予約記録(PNR)の利用拡大が反映された。水際でのテロ対策として重要なAPI、PNRの活用を一部義務化する内容となっており、国連のみならず他の枠組みにおいても、これらの利用拡大の議論の活発化に大きく貢献することができた。9月にニューヨークで実施されたGCTF閣僚級会合には、我が国からは26年以來の外務大臣の出席により、国際社会において我が国のテロ及び暴力的過激主義の脅威に対する国際社会との連携・強力強化の姿勢を明確に打ち出すことができた。また、二国間のテロ対策協議の実施については、8年ぶりの開催となった日パキスタン、3年ぶりの開催となった日英を含む7回の協議を実施し、我が国を含む国際社会のテロ対策協力を促進する上で効果があった。こうした取組は、当省のみならず、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて国内テロ対策を強化している関係各省庁との協力・連携の上に進められたこと、更には同関係各省庁と各国との間での情報交換が促進されたことにより、政府全体としての国際テロ対策協力が、日本国内の治安対策にかんがみ喫緊の課題であるとの認識の醸成につながったと考える。(29年度: 国際的なテロ対策協力の強化(達成手段①))</p> <p><b>【測定指標 4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展】</b></p> <p><u>28 年度</u></p> <p>G7議長国としての立場やアジア初のサイバー犯罪条約の締約国としての立場に基づいて国際組織犯罪対策における国際協力の進展に向けた取組を推進できた。長期にわたって取り組んできた国際組織犯罪防止条約等の締結に必要な国内担保法の法案が国会提出に至り、同条約等に基づく国際協力の実施への道筋がついた。また、G7伊勢志摩サミットの成果文書となった「腐敗と戦うためのG7の行動」の作成や、アジア太平洋諸国に対しサイバー犯罪条約の締結に向けたアウトリーチの機会と</p>

なるワークショップの実施により、この分野における我が国のプレゼンスを示しつつ、具体的な取組を進めることができた。（28年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

#### 29年度

長期にわたって取り組んできた国際組織犯罪防止条約等の締結に必要な国内担保法が国会で可決成立し、その施行を受けて同条約等の締結に至った。本条約の締結により、締約国間における捜査共助や犯罪人引渡しがいより迅速で充実していくものとなり、情報収集を含め、より一層効果的に国際社会と協力してテロを含む国際的な組織犯罪に対処することが可能となった。（29年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

以上のとおり、28・29年度を通じ、G7伊勢志摩サミットの成果文書作成やそのフォローアップ、また、長期の課題であった国際組織犯罪防止条約等が締結に至ったことなど、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

### 【測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化】

#### 28年度

UNODC等を通じ、幅広い分野・地域でテロ対策関連プロジェクトの実施を進め、各国の対処能力向上が極めて重要となるサイバー犯罪対策の分野において東南アジア諸国における具体的なニーズを把握することができた。

従来から取り組んできている中東・アフリカ地域に加え、東南アジア及び南アジアといったアジア地域における対策の強化に取り組んだこと、また、G7伊勢志摩サミットで採択された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の実施にも結び付けつつ、各国のテロ対処能力の向上、テロの資金源になりうる国際組織犯罪、テロの根源にある暴力的過激主義への対策といった総合的で具体的な取組を進めることができた。（28年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

#### 29年度

国連薬物犯罪事務所（UNODC）のみならず、インターポール、世界関税機構（WCO）といった専門的な知見を有する国際機関にも拠出先を拡大した。これにより、途上国におけるインターポールのデータベースの活用強化及び税関職員の能力向上に貢献した。また、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上のための支援も実施した。これにより、組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための対策の実施につながり、また、G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップを更に進めることができた。（29年度：国際組織犯罪対策における国際協力の進展（達成手段②））

### 【測定指標4-4 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数（国際機関は除く）】

#### 28年度

国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ（東南アジア）については、一部の参加者が急な用務のため不参加となったが、その他の参加者及び専門家等との間で有意義かつ専門的な意見交換を実施した。また、「テロ対策アフリカ地域協力会合」については、国内事情により一か国が不参加となったものの、他の参加者からは国内のテロ対策への取組についての貴重な意見交換の場となったとの声が帰国後のヒアリングにおいて多く聞かれるなど、一定の成果が得られた。ワークショップの実施においては、国内の関連機関の視察を取り入れることで、参加者に対し、我が国の取組についても効果的に紹介し、理解を深める機会となった。なお「テロ対策アフリカ地域協力会合」については、アジア地域におけるテロ対策の緊急性が高まったことを受け、28年度で終了し、29年度からは東南アジア地域のイスラム教研究者を対象とした「穏健派育成のための教育関係者ワークショップ」を開催した。（28年度：国際テロ・犯罪組織関連条約に関するワークショップ開催経費（達成手段③）、テロ対策地域協力会合開催（達成手段④））

#### 29年度

国際テロ・組織犯罪関連条約に関連するワークショップ（東南アジア）に関しては、外国人テロ戦闘員（FTF）の渡航・帰還によるテロの脅威が高まったインドネシア、フィリピン及びマレーシアから、刑務所関係者及び矯正政策担当省庁関係者を招へいし、自国民が外国人テロ戦闘員（FTF）として戦闘地域に渡航することに対する取組及び現状について、また、FTFが戦闘地域から帰還した後の脱過激化対策（刑務所の過激化防止対策及び社会復帰支援）について各国の参加者が理解を深めると

ともに、各国が抱える課題をあぶり出し、今後のあり得べき我が国支援のプロジェクト形成に役立てることができた。参加国数については、当初、東南アジア地域から幅広く6か国を目標としていた水準には及ばず、3か国にとどまった。他方、中東地域からのFTFの問題に密接に関連したインドネシア、フィリピン及びマレーシアに絞ったため、内容面においては、より議論的を絞った質の高い議論を行うことができた。

穏健主義者育成のための教育関係者ワークショップに関しては、日本人が海外でテロの犠牲となったダッカ（バングラデシュ）での襲撃テロ事件を受け、バングラデシュを含む4か国の南西アジア及び東南アジア地域におけるイスラム研究者及びイスラム学校の教師等を招へいし、参加者による意見交換、我が国が実施しているイスラム教師招へいプログラムや、国連機関を通じてインドネシアにおける宗教教育の役割強化に関するプロジェクト等のグッド・プラクティスの共有、また我が国の教育機関や関連施設の視察等を通じて、①宗教指導者としての視野拡大、②イスラム学校における理数系教育促進を始めとした教育の多様化につながる機会を参加者に提供し、各国におけるイスラム穏健主義の後押し及びこれら宗教教育関係者の我が国に対する信頼醸成に寄与し、また、邦人保護の観点からも有意義だった。（29年度：国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費（達成手段③）、「穏健主義育成のための文明間対話」事業（達成手段⑤））

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

テロの脅威が国際的に拡散する中、これに対抗するためには、各国がそれぞれ取り組んでいくだけでは不十分であり、国際社会が緊密に連携することが必要である。この観点から、日本はかねてより、国際社会におけるテロ対策に関する国際協力に取り組んできた。一方、ISILの支配地域の陥落により、外国人戦闘員の母国への帰還や第三国への移転が加速しており、これに伴いアジア地域の諸国ではテロの脅威が高まっている。日本にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に重点を置きつつ、引き続き国際協力を注力する必要がある。

### 【測定指標】

#### 4-1 国際的なテロ対策協力の強化

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため国際社会との連携・協力を強化するという中期目標の達成に向け、二国間・多国間でのテロ対策協議の実施、及び、安保理決議に基づく国内措置の実施に取り組むことは有効であった。テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・強力を引き続き強化していく。とりわけ、アジア情勢に注意すべきとの姿勢を国際社会で強く打ち出していく。

#### 4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展

国際組織犯罪対策における国際社会との連携・協力の強化という中期目標の達成のため、同分野に係るあらゆる国際枠組みへの参画・国際機関等との連携強化、国際的な法的枠組みに係る関連条約の締結を掲げた29年度の目標は適切であった。多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、国内対策の強化、国際的な法的枠組みの適切な活用を含む幅広い国際協力の推進及び途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ、引き続き本件に取り組んでいく。また、32年の kongress がその全体テーマである SDGs の促進にしっかりと結びつく内容となるよう、各国政府や国際機関と連携し適切に準備を進めていく。

#### 4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化

国際テロ及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化するという中期目標達成のため、専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国政府のテロ及び組織犯罪対策関係者の能力向上支援を行うことは有効だった。

国際テロ及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力強化を引き続き促進する。その際に、国際機関及び関係省庁の協力を得て、各国の実情を踏まえたテラーメイドの支援の実現を目指していく。

#### 4-4 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数（国際機関は除く）

国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び穏健主義者育成のための教育関係者ワークシ

ヨップは、テロ対策に係る脅威の現状につき情報共有及び意見交換を行う機会となり、有意義だった。シリア、イラクの ISIL 支配地域縮小に伴う外国人テロ戦闘員のアジア地域への帰還・移転や、インターネットを通じたプロパガンダによって、テロ及び暴力的過激主義の脅威がアジア地域に及んでいること、また 29 年 5 月から 10 月にかけて ISIL 関係組織を自称するグループによるフィリピン・マラウィ市占拠事案にかんがみれば、これまで以上にアジア地域におけるテロ及び暴力的過激主義対策に取り組む必要がある。こうした状況を踏まえ、今後も、テロ対策に係る脅威の現状につき情報共有及び意見交換を行い、我が国のテロ対策に関するグッド・プラクティスの紹介、協力の一層の推進を目的として、アジア地域のテロ対策関係者を招へいする。また、穏健主義者育成のための教育関係者ワークショップについては、30 年度は行わず、同じく「穏健主義育成のための文明間対話」事業として、29 年度に参加していないフィリピンにおけるイスラム学校教師を対象とする招へい事業を行う。

一方、招へい対象国は、地域情勢も踏まえ、ワークショップにおける議論のテーマ等を勘案しつつ決定するため、また、事前分析表における年度目標設定時において、適切な目標値を設定することが困難であることから、本指標については、30 年度は参考指標とする。

#### 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ  
国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組み  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html>)

## 個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

### 施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日 閣議決定）
  2. (1)③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
  2. (3)①宇宙産業関連基盤の維持・強化
  4. (1)①(i)宇宙空間の安定的利用の確保
  4. (1)①(iii)宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
  4. (2)③(ii)調査分析・戦略立案機能の強化
  4. (2)③(iv)法制度等整備
  4. (2)④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
    - (i)宇宙空間における法の支配の実現・強化
    - (ii)国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（平成 29 年度改訂）
- ・「国家安全保障戦略」（平成 25 年 12 月 17 日）
  - Ⅲ 1(4)国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク
  - Ⅳ 1(9)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
  - Ⅳ 4(2)法の支配の強化

## 測定指標 5-1 宇宙空間における法の支配の実現・強化 \*

### 中期目標（一年度）

宇宙空間における法の支配の実現及び強化に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC）」や「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作り貢献する。具体的には、6月のCOPUOS本委員会で合意された12のガイドライン以外のガイドラインに関する合意の形成を目指す。また29年からCOPUOS科学技術小委員会議長に就任する向井 JAXA 技術参与をサポートし、こうした合意の形成に積極的に寄与する。
- 2 二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。具体的には、28年度に予定されている各国との対話や国連総会第一委員会、ARF 宇宙セキュリティワークショップの場等を活用し、「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC）」に関する今後の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、議論を再活性化する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 4月のG7広島外相会合では、G7議長国として、衛星破壊（ASAT）能力の開発への懸念や宇宙活動に関する規範の強化へのコミットメントを含む共同コミュニケを取りまとめた。
- (2) 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、6月のCOPUOS本委員会にて、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定の議論に積極的に参加し、一部のガイドラインについて合意に達した。
- (3) 29年2月のCOPUOS科学技術小委員会において、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関する残余のガイドライン策定の議論に積極的に参加し、引き続き6月の本委員会にて継続して議論することになった。また、向井千秋 JAXA 技術参与が COPUOS 科学技術小委員会議長を務めたところ、各国代表団への働きかけや議事に関する情報収集等を行い、同氏の議長職の円滑な遂行、ひいては我が国のプレゼンス向上に寄与した。

- 2 (1) 二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については、11月、マニラ（フィリピン）にて開催された第23回アジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAP-23）において、「宇宙活動に関する国際行動規範」策定の重要性について、我が国の取組を紹介し、参加国・機関から高い関心を得た。その他、宇宙法に関する様々な国際会議に出席し、宇宙資源開発、宇宙交通管理（STM）等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行うとともに、各国へ議論参加に係る働きかけを行った。
- (2) 国内においては、民間事業者による宇宙活動の活発化に対応するため、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」（いわゆる宇宙2法）について、「宇宙基本計画」で宇宙2法の主管と定められる内閣府と連携し、これらが宇宙諸条約に定める我が国の義務と整合し、また国際社会の平和や安全を確保するものとなるよう法案作成作業を行い、11月の同法の制定に貢献した。
- 3 宇宙空間における「法の支配」の実現・強化、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用につながり、ひいては我が国の安全保障環境の改善に資する開発途上国の宇宙分野での能力構築支援を効率的に実施するため、12月に関係各省で合意された「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」の取りまとめにおいて中心的に貢献した。

## 29年度

### 年度目標

- 1 国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルール作りに貢献する。具体的には、6月のCOPUOS本委員会でガイドラインに関する合意の形成を目指し、法の支配の実現・強化に役立てる。
- 2 二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。具体的には、29年度に予定されている各国との対話や国連総会第一委員会、多国間協議等を活用し、「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC）」に関する今後の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、議論を再活性化する。また、29年度に我が国において開催予定の衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第12回会合のホスト国として、GNSSに関するルール形成に貢献する。その他、宇宙法に関する様々な国際会議に出席するなど、情報収集と働きかけを行う。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 宇宙活動に関する国際的なルール作りへの関与については、4月にCOPUOS法律小委員会において、青木節子慶應義塾大学教授が議長を務めた「宇宙の平和的探査と利用の協力に関する国際メカニズムのレビュー」作業部会にて最終報告書を取りまとめた。また、6月にCOPUOS本委員会、及び30年2月にCOPUOS科学技術小委員会にて、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定の議論に積極的に参加し、新たに前文及び9件のガイドラインの文言について合意が成立した。
- 2 (1) 二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については、5月に宇宙に関する包括的日米対話第4回会合、10月に第3回日EU宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。国連では、29年10月に開催された第一委員会・第四委員会合同パネルの機会を活用し、各国関係者とルール作りを含む各種事項について意見交換を実施し、共通認識の醸成を図った。また、30年3月に内閣府宇宙開発戦略推進事務局が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」（東京）に参加し、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保に向けた国際的な議論の進展に貢献していく姿勢を示すとともに、宇宙状況把握、宇宙交通管理（STM）等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行った。
- (2) 12月、当省は内閣府と共催で、京都で開催された衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第12回会合のホスト国として、日・EUで協力して行うGNSSのサービスについて政策的・技術的情報を共有し議論する等を通じて、GNSSに関するルール作りに貢献した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

## 測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

**中期目標（一年度）**

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

**28年度**

**年度目標**

- 1 米、EU、仏等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

**施策の進捗状況・実績**

- 1 (1) 10月、東京において「第6回安全保障分野における日米豪宇宙協議」及び「安全保障分野における日豪宇宙協議」を実施し、安全保障分野における協力の現状や可能性について議論した。  
(2) 29年3月、東京において第2回日仏包括的宇宙対話を開催し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し、日仏間にて対話の成果文書として「日本国の権限のある当局とフランス共和国首相府国防国家安全保障事務局との間の包括的宇宙パートナーシップ意図表明文書」及び「日本国の権限のある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握に係る情報共有に関する技術取決め」に署名した。
- 2 その他の宇宙主要国との間においても、対話・協議の設立の可能性も含めて、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。

**29年度**

**年度目標**

- 1 米、豪、EU、仏等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。
- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第12回会合が12月、第2回国際宇宙探査フォーラム（ISEF2）が30年3月に日本での開催を予定しており、ホスト国として我が国のプレゼンスの向上を狙う。

**施策の進捗状況・実績**

- 1 (1) 5月、ワシントンにおいて、宇宙に関する包括的日米対話第4回会合、第11回日米衛星測位システム（GPS）全体会合及び第7回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を実施し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等について議論した。  
(2) 10月、東京において、第3回日EU宇宙政策対話を実施し、民生分野（衛星航法、地球観測、産業協力等）等に関する情報交換及び日EU間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施した。
- 2 英国を始めとして、宇宙主要国との新たな対話・協議の設立の可能性について、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。
- 3 12月に京都で衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）第12回会合や、30年3月に、文部科学省主催の第2回国際宇宙探査フォーラム（ISEF2）及び同会合に合わせた外務省主催レセプションにより、両会合のホスト国としての我が国のプレゼンス向上に大きく貢献した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

**測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数**

	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	7	7	8	8	B (28年度：b， 29年度：b)

測定指標 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数						
	中期目標値	28 年度		29 年度		28・29 年度目標 の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
		—	8	8	9	9

## 評価結果 (個別分野 5)

### 施策の分析

#### 【測定指標 5-1 宇宙空間における法の支配の実現・強化】

##### 28 年度

G7 広島外相会合において、G7 議長国として、ASAT 能力の開発への懸念や宇宙活動に関する規範の強化へのコミットメントを含む共同コミュニケを取りまとめた。「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」(いわゆる宇宙 2 法)については、これらが宇宙諸条約に定める我が国の義務と整合し、また、国際社会の平和や安全を確保するものとなるよう法案作成作業を行い、11 月の同法制定へ貢献した。さらに、宇宙空間における「法の支配」の実現・強化、安定的かつ持続可能な宇宙環境の確保につながり、ひいては我が国の安全保障環境の改善に資する開発途上国の宇宙分野での能力構築支援を効率的に実施するため、12 月に関係各省で合意された「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援(基本方針)」の取りまとめにおいて中心的に貢献した。

宇宙活動に関する国際的なルール作りについては、我が国の政策に反せず、かつ宇宙新興国を含む全ての宇宙活動国が遵守すべき規範が策定されるよう、交渉に積極的に関与し続ける必要があり、そのような観点から、国内外において議論への関与を進めたことは、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。(28 年度 : 国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS) (達成手段①))

##### 29 年度

4 月の COPUOS 法律小委員会の「宇宙の平和的探査と利用の協力に関する国際メカニズムのレビュー」作業部会において最終報告書を取りまとめたことは、今後の国際協力の更なる強化に資する国際メカニズムに必要となる観点等についての議論に資する取組だった。また、作業計画で 30 年までに行うこととされている「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定に関して、6 月の COPUOS 本委員会及び 30 年 2 月の科学技術小委員会への積極的な参加を通じ、宇宙利用の多様化や活動国の増加に伴うリスクの増大に対応する観点から、宇宙活動の長期的持続可能性に関する知見の共有や宇宙活動における国際協力の推進等を含む方向で議論を行い、宇宙活動に関する国際的なルール作りへの貢献となった。

二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については、10 月、東京において、第 3 回 EU 宇宙政策対話を実施し、国際ルール作りや民生分野(衛星航法、地球観測、産業協力等)等に関する情報交換及び EU 間での宇宙協力の強化の可能性等に関する議論を実施し、30 年 3 月に開催された「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」(東京)においては、宇宙状況把握、宇宙交通管理(STM)等、新たな課題を含む国際ルール作りについて情報収集を行い、宇宙空間の安定的利用の確保に向けて国際的な議論の進展に寄与した。

また、「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」については、27 年 7 月の多国間交渉会合で各国から今後の取り進め方について様々な意見が表明されて以降、合意が成立していないため、プロセスを再活性化させるために、各国との協議等において関連する意見交換を実施し、宇宙における法の支配の重要性を再確認しつつ、さらなる協議を続けていくこととなった。

12 月に京都で開催した衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第 12 回会合において GNSS に関するルール作りに貢献した。(29 年度 : 宇宙に関する取組の強化 (達成手段①))

#### 【測定指標 5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築】

##### 28 年度

各国との対話のうち、特に 2 度目の開催となった日仏包括的宇宙対話においては、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し、日仏間の成果文書の署名により、今後より具体的な協力が実現することが期待されることから、本対話は有効だった。フランス

は国際的にも有数の宇宙能力を有する国であり、日仏間の協力を推進することは、我が国の宇宙能力の向上、ひいては我が国の安全保障環境の改善に資するものである。(28年度：各国政府との宇宙対話の実施(達成手段②))

#### 29年度

日米、日 EU 間の会合を開催し、宇宙政策に関する意見交換を行い、宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより、宇宙先進国である米国、EU との関係をより緊密にすることができた。また、宇宙主要国との対話・協議の設立の可能性については、英国を始めとして、積極的な情報収集・意見交換を行った。多国間会合においては、12 月には衛星航法システム(GNSS)に関する国際委員会(ICG)第12回会合をホスト国として京都で開催することで GNSS 関係の各国の政策決定者及び技術者の交流を通じ、また、30年3月に文部科学省主催の第2回国際宇宙探査フォーラム(ISEF2)に併せて、出席する各国関係僚や宇宙機関長等が一同に会するレセプションを主催し、関係者の交流を通じた協力関係の構築・強化を促進することで、両会合のホスト国として我が国のプレゼンス向上に大きく貢献した。(29年度：宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

### 【測定指標5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数】

#### 28年度

近年、宇宙空間の混雑化や宇宙ゴミによる環境悪化が進行しており、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作り等に交渉段階から我が国として積極的に関与し続ける必要がある。その観点から、特に、COPUOS 本委員会及び COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会への有識者や外務省職員等の国際会議への派遣を通じて、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドラインの作成に関する議論等への関与を進めたことは、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。(28年度：国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)(達成手段①))

#### 29年度

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作り等に交渉段階から我が国として積極的に関与し続ける必要がある。その観点から、特に、COPUOS 本委員会及び COPUOS 科学技術小委員会、COPUOS 法律小委員会への有識者や外務省職員等の国際会議への派遣を通じて、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドラインの作成に関する議論等への関与を進めたことは、安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保する上で有効であった。(29年度：宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

### 【測定指標5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数】

#### 28年度

各国政府との宇宙対話の推進については、日米豪、日豪、日仏等8回の会合を開催し、宇宙政策に関する意見交換を行い、宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより、宇宙先進国である米、豪州、仏等との協力関係をより緊密にすることができた。

他の宇宙主要国との対話実現の可能性の模索については、対話・協議の設立の可能性も高め、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。また、APRSAF-23等の国際会議を捉えて、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野の推進について、政府間にて確認することができた。(28年度：各国政府との宇宙対話の実施(達成手段②))

#### 29年度

各国政府との宇宙対話の推進については、日米、日 EU 等9回の会合を開催し、宇宙政策に関する意見交換を行い、宇宙の持続的利用のための認識を共有したことにより、宇宙先進国である米、仏等との協力関係をより緊密にすることができた。

他の宇宙主要国との対話実現の可能性の模索については、対話・協議の設立の可能性も高め、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。また、APRSAF-24等の国際会議を捉えて、双方の宇宙政策等に関する共通認識を醸成し、また、個別の協力分野の推進について、政府間にて確認することができた。(29年度：宇宙に関する取組の強化(達成手段①))

### 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊(ASAT)実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ(スペースデブリ)の増加等の問題が発生し、安定的持続可能な宇宙環境の確保に関するリスクが増大している。このような問題を解決するためには、時代に適応した新たな国際法規範を策定すること等を通じて、宇宙空間における「法の支配」を確立していくことを始めとして、国際社会が共同して課題に対処していくことが必要であり、我が国としても各国との二国間対話を推進し、プレゼンスを向上させ、国際社会の議論に積極的に参加し貢献していくことが重要である。このような状況を踏まえれば、本施策の目標設定は妥当であった。よって、中期及び30年度目標設定において、基本的にその方向性を維持しつつ、29年12月に宇宙基本計画工程表が改訂されたことを踏まえ、宇宙空間における法の支配の確立に一層取り組んでいくこと、二国間対話のみならず科学面・産業面での協力を含め国際宇宙協力をより総合的な観点から推進していく。

### 【測定指標】

#### 5-1 宇宙空間における法の支配の実現・強化

宇宙活動に関する国際的なルール作りに積極的に関与することは、宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性を確保する上で重要であり、29年度目標は適切であった。宇宙を巡る国際環境の変化に応じて、安定的持続可能な宇宙環境を確保するための新たな国際法規範策定の必要性が増大しており、今後も国際的なルール作りに向けた取組を更に推進し、国連を始めとする多国間協議に積極的に参画・貢献する。

#### 5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

宇宙先進国である米国、豪州、EU、仏との対話を行ったことは効果的であり、今後も我が国の安全保障政策との整合性を踏まえ、重層的な協力関係の構築を目指すべく、高い宇宙活動能力を有する又は戦略的な重要性が高い諸外国など、宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を推進する。

#### 5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

宇宙空間における国際ルールの実現に向けた関連会合への出席は引き続き重要であり、今後も必要な会合への出席を目標とする。

#### 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

宇宙先進国である米国、豪州、EU、仏との対話を継続し、内容を深めていくことが重要であり、今後も同様の回数の実施を目標とするとともに、他の宇宙主要国との間で対話実現の可能性を模索する。

### 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ  
日本の安全保障と国際社会の平和と安定 宇宙  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/>)
- ・ 内閣府ホームページ  
宇宙政策(宇宙開発戦略本部・宇宙政策委員会・内閣府宇宙開発戦略推進事務局)  
(<http://www8.cao.go.jp/space/index.html>)
- ・ 国連宇宙部  
(<http://www.unoosa.org/>)
- ・ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(JAXA)  
国際協力  
(<http://www.jaxa.jp/projects/int/>)
- ・ アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF)  
(<http://www.aprsaf.org/>)

## 個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

### 施策の概要

11 回目となる日本の安保理非常任理事国就任（28-29 年）を契機に、安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また、28 年の国連加盟 60 周年のモメンタムを維持・促進しつつ、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的な情報発信や広報活動を行うことで、国内外において、日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等必要な措置をとる。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 72 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 29 年 9 月 20 日）
- ・ 「未来投資戦略工程表」（平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定，87 頁）
- ・ 女性活躍加速のための重点方針 2017（平成 28 年 6 月 6 日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定，17 頁）
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）  
グローバルな課題への一層の貢献

## 測定指標 6-1 安保理改革及びその他の国連改革の進展 \*

### 中期目標（一年度）

安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 安保理改革等の国連改革については以下の取組を行う。
  - (1) 政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
  - (2) 28 年中に具体的進展を得るべく、安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案を G 4 各国と共に、特にアフリカ諸国との連携強化を目指して、改革推進派を含む、各国に働きかける。
  - (3) 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。
- 2 行財政改革については、以下を達成する。

行財政改革については、ジュネーブ・グループの枠組みや、二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との連携しつつ、国連通常予算及び PKO 予算の増加抑制を図る。

### 施策の進捗状況・実績

#### 1-1 安保理改革

- (1) 4 月の木原外務副大臣の国連麻薬特別総会出席，6 月の濱地外務大臣政務官の OECD 閣僚理事会出席，8 月の TICADVI，12 月の武井外務大臣政務官のダカール・フォーラム出席，29 年 2 月の岸田外務大臣の G20 ボン外相会合出席等の機会をとらえ，二国間会談や立ち話等を行い，その中で安保理改革についての日本の立場の説明及び支持拡大のための働きかけを行った。
- (2) G 4 の一員としては，9 月にニューヨーク（NY）において G 4 外相会談を開催し，包括的な改革の実現に向け，NY での公式な交渉の枠組みである安保理改革に関する政府間交渉で，現実的な交渉文書に基づく交渉の開始に至るための努力を強化することで合意し，引き続き，他の加盟国，特にアフリカ諸国と柔軟性の精神をもって緊密に協力するコミットメントを表明した。また，二度の局長級会合を行い，日本が主催した 6 月の会合（於：東京）においては，安保理改革推進派との協議を加速すること，及び 29 年 2 月の会合（於：デリー）においては，安保理改革フレンズ・グループ（下記参照）の更なる拡大に向けて取り組むこと等で一致した。
- (3) 7 月には，G 4 の他，アフリカ，カリブ諸国，英仏，北欧といった改革を推進する幅広いグループによって安保理改革フレンズ・グループが発足した。9 月及び 11 月にはハイレベル会合（於：NY）が開催され，①早期の安保理改革実現，②テキストベース交渉の開始，③常任・非常任議席双方の拡大，の三点を基に今後メンバー国を拡大することを確認するなど，安保理改革に関する率直な意見交換を行った。
- (4) 前年度に引き続き，国内においても，第 3 回（4 月）及び第 4 回（6 月）国連安保理に関する

戦略本部（本部長：岸田外務大臣，副本部長：木原外務副大臣）を開催し，安保理理事国としての活動等に加え，安保理改革に関する今後の戦略等について議論した。

#### 1-2 安保理非常任理事国としての取組

- (1) 北朝鮮による核実験及び累次の弾道ミサイル発射を受け，日本は非常任理事国として，米国，韓国などの関係国と緊密に連携し，北朝鮮に対する制裁措置を強化するとともに，拉致問題を含む人権・人道問題に関する言及を強めた安保理決議第 2270 号及び同第 2321 号の採択に貢献した。また，安倍内閣総理大臣がシリアに関する安保理ハイレベル会合へ出席するなど，国際社会の平和及び安全の維持のために安保理のあらゆる課題において積極的な役割を果たしている。
- (2) 7月，日本は安保理の議長国を務め，岸田外務大臣が議長となって「アフリカにおける平和構築」に関する安保理公開討論を主催した。同会合には潘基文国連事務総長ほか，アミナ・ケニア外相，ンジャイ・セネガル外相などの閣僚が参加して各国の経験や知見に基づく発言が行われ，包括的な議論が行われた。また同月，安保理作業方法に関する公開討論を主催し，「安保理の作業方法改善に積極的な日本」を各国に印象付けるとともに，効率的な議事進行によって，3時間 40分という公開討論としては異例の早さで終了することで，「効率的・効果的な作業方法を実践する日本」を印象付けた。さらに，同月から本格的に始動した次期国連事務総長の選出プロセスにも積極的に関与した。

#### 2 行財政改革

- (1) 主要財政貢献国との連携強化を通じて国連通常予算及び PKO 予算の増加抑制と行財政マネジメント改革をより効果的に働きかけるため，4月と9月のジュネーブ・グループの国連局長級会合に参加するとともに，二国間協議を行った。4月のジュネーブ・グループ会合では特定の国際機関の長，9月の会合では国連事務局幹部の参加を得て，国連及び主要国際機関の予算，監査，人的資源管理，庁舎建設・補修の財源問題等について協議した。
- (2) 国連総会第5委員会においては，主要財政貢献国と連携して通常予算及び PKO 予算の増加抑制に努め，2016-2017年度 PKO 予算の前年度比約4億ドル減を実現した。さらに，2018-2019年二か年通常予算アウトラインの交渉において，前年度アウトライン総額より約1.63億ドル減での合意を実現した。
- (3) マネジメント改革においては，人事管理改革（職員雇用形態，人員配置計画，選考と採用，業績評価，異動（モビリティ）等の見直し）を含む人的資源管理に係る決議について，主要財政貢献国と協力しながら交渉にあたり，第68回国連総会以来3年振りの採択へと繋げた。

### 29年度

#### 年度目標

##### 1 安保理改革等の国連改革については以下に取り組む。

- (1) 政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての日本の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。
- (2) 29年度中に具体的進展を得るべく，28年度に新たに設立された，改革を推進する幅広いグループによる「安保理改革フレンズ・グループ」を活用し，改革に向けたモメンタムを高めるとともに，引き続きG4内での結束を図り，改革推進派との連携を強化する。
- (3) 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。

##### 2 安保理非常任理事国としては，以下に取り組む。

- (1) 安保理において，北朝鮮問題への対応を始め，国際の平和と安全の維持のための議論に積極的に貢献する。
- (2) 安保理内の当面の主な課題である，国際的なテロ問題や北朝鮮情勢，中東・アフリカ情勢への対応，PKOを通じた貢献等を通じ，日本の強みを生かして，安保理において議論を主導する。

##### 3 行財政改革においては，以下を達成する。

- (1) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し，主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化する。
- (2) 国連総会第5委員会での2017-2018年度 PKO 予算と2018-2019年度二か年国連通常予算の審議において，合理化・効率化の取り組み拡大を働きかけ，予算の増加抑制を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 安保理改革

- (1) 5月の武井外務大臣政務官のカリブ共同体（カリコム）外交・共同体関係理事会会議（COFCOR）出席，8月の河野外務大臣の TICAD 閣僚会合出席，9月の安倍内閣総理大臣及び河野外務大臣の国

連総会ハイレベル・ウィークへの出席等の機会の他、安保理改革担当参与を任命し、同参与を太平洋島嶼国及びカリブ島嶼国に派遣する等、各国閣僚との会談や事務レベルのトップによる表敬の機会を捉え、安保理改革について日本の立場を説明するとともに、日本の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大するために働きかけを実施した。5月のCOFICORでは、アジアからは日本が唯一招待され、国連においてカリコムと引き続き協力を行うことを再確認した。また、河野外務大臣と堀井学外務大臣政務官が出席した8月のTICAD閣僚会合では、20か国の閣僚等と歴史的不正義を正すためにも安保理改革が必要であることを確認した。9月の国連総会ハイレベル・ウィークでは、安倍内閣総理大臣による一般討論演説において、日本の安保理改革への変わらぬ決意を世界に再度表明した。また、総会に出席したアフリカの安保理理事国の首脳等との会合の他、アフリカ諸国の外相との夕食会を実施し、安保理改革を進めるためにも引き続きアフリカと協力していくことで一致した。

- (2) G4各国との間では、9月にG4外相会合（於：NY）を主催した他、二度の局長級会合（9月及び11月）を開催した。G4外相会合においては、同月の国連総会第71回会期末までにすべての論点に関する議論が尽くされたとの認識に立ち、圧倒的多数の国が交渉のためのテキストを求めていることを踏まえ、第72回会期中（9月～30年9月）の安保理改革に関する政府間交渉でテキスト・ベース交渉を開始するために強い決意を持って取り組むことで一致した。11月の局長級会合（於：ブラジリア）においては、ライチャーク国連総会議長がインナーゼ・ジョージア常駐代表及びヌセイベ・UAE常駐代表を安保理改革に関する政府間交渉の共同議長に任命したことを歓迎し、引き続き共同議長に対して第72回会期中のテキスト・ベース交渉の開始を求めていくことを再確認した。また、G4を含む多数の加盟国の要請に応え、28年の第71回会期の政府間交渉の成果物である「共同議長ペーパー」を、加盟国の意見に基づいて改訂する作業が30年2月に開始され、3月に、第72回会期政府間交渉共同議長から加盟国に同月時点での改訂版が提示された。
- (3) G4としての取組に加え、安保理改革における日本の立場の理解の促進及び早期の常任理事国入りへの支持要請のため、安保理改革推進に前向きな国の政府要人を日本へ招へいし、立場収れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

## 2 安保理非常任理事国としての取組

- (1) 北朝鮮は、1回の核実験と、10発以上の弾道ミサイル発射を強行した。日本は米国などの関係国と緊密に連携し、安保理理事国として、安保理における北朝鮮への圧力強化に関する議論を主導した。その結果、北朝鮮に対する制裁措置を前例のないレベルにまで一層高める強力な安保理決議第2397号の採択（12月）を始め、計4本の決議が採択された。

同決議の採択に先立って、同月に、河野外務大臣が安保理議長として「不拡散（北朝鮮）」に関する安保理閣僚級会合を主催した。同会合では、国際社会は核武装した北朝鮮を決して受け入れず、全ての国連加盟国による安保理決議の完全履行が不可欠であるとの一致したメッセージを発出した。

これに加え、同月に、「北朝鮮の状況」に関する安保理会合を開催した。同会合は、拉致問題を含む北朝鮮の人権問題について焦点を当てたもので、2014年から連続して開催されており、日本は米国を始めとする安保理理事国等とともに、定例開催を目指している。同会合には、理事国ではないものの韓国も同席し発言した。発言した各国（米、仏、スウェーデン、セネガル、英、ウクライナ、ウルグアイ、イタリア、カザフスタン、日本及び韓国（発言順））からは北朝鮮の人権状況について安保理で取り上げることの重要性に同意した上で、北朝鮮における人権・人道状況を非難するとともに、核・ミサイル開発の放棄を求めた。日本の他、米、仏、スウェーデン、英、ウクライナ、イタリア、カザフスタン及び韓国が北朝鮮による拉致に言及し、早期解決を訴えた。

- (2) 中東情勢に関しても、シリアやイエメン、中東和平、アフガニスタンなどの難しいアジェンダについて前進を得るべく、シリアの人道状況について、非常任理事国のエジプト及びスウェーデンとともに共同ペンホルダーとして決議第2393号の起案、交渉及び採択に関わった他、アフガニスタンに関する決議第2344号の起案、交渉及び採択を主導するなど、積極的に議論に貢献した。また、9月の国連PKO改革に関する安保理ハイレベル公開討論に河野外務大臣が出席し、同会議の結果として国連PKOがより効果的・効率的に活動するための改革に関する安保理決議第2378号が採択された。

また、近年、国連安保理が伝統的な国家間の紛争や内戦に加え、気候変動、飢饉、感染症等の幅広い問題について会合を開催してきた流れを踏まえ、12月には、「国際の平和と安全に対する複合的な現代的課題への対処」に関する国連安保理公開討論を主催した。このような複合的な現代的な脅威に対し、国連安保理が国際の平和及び安全の観点から効果的に対処できるよう人間の安全保障や平和の持続の考え方にも基づきつつ議論に貢献した。

(3) 安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があり、12月、日本は34年の安保理非常任理事国選挙に立候補することを発表した。

### 3 行財政改革

(1) 年2回のジュネーブ・グループ会合参加及び二国間協議を通じ、国連事務局幹部と意見交換の機会を持つとともに、主要財政貢献国との連携を強化することが出来た。4月の同会合では、グテーレス国連事務総長を含む国連事務局幹部及び特定の国際機関の長の参加を得て、マネジメント改革の現状と見通しについて意見交換を行い、我が国からは事務総長の国連改革に取り組む姿勢に支持を表明の上、我が国が重視する点について働きかけを行い、主要財政貢献国の関心事項についても議論を深めることが出来た。また、9月の同会合では、国連事務局幹部から国連改革の最新の状況、行財政分野の課題（職員のジェンダーバランス及び地域調整給、庁舎建設・補修等の財源等）について説明を受け、国連事務局に対して効率的に各課題に取り組むよう働きかけを行うとともに、主要財政貢献国と意見交換を行った。

(2) 国連総会第5委員会では、(1)の成果もあり、主要財政貢献国と連携した結果、2017-2018年度PKO予算は前年度比10.7億ドル減を実現し、2018-2019年二か年通常予算は同2016-2017年二か年最終予算比2.8億ドル減及び96ポスト減で決議された。また、12月には、我が国を含む主要財政貢献国が求める国連の機能の効率化・効果向上に向けた基本的立場が盛り込まれた改革に関する方針が決議された。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b 29年度：b）

## 測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

### 中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

### 28年度

#### 年度目標

日本の国連加盟60周年、11回目となる日本の安保理非常任理事国入りを最大限活用しつつ、以下の取組を行う。

- 1 国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。
- 3 27年度作成した、日本と国連の歩みを紹介する動画や写真パネルを活用し、日本の国連を通じた国際貢献について広報を行う。
- 4 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 5 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 6 2030アジェンダ、安保理改革等をテーマに国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。
- 7 日本の国連加盟60周年を記念するロゴを活用することにより、日本の国連を通じた取り組みを国民に広報する。
- 8 有識者、プレス関係者、教育機関、国連関連民間団体等と協力し、国連の取組や日本の貢献を広く知らしめる事業を展開していく。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 国連加盟60周年に際し、12月19日には、皇太子同妃両殿下御臨席のもと、国連加盟60周年記念行事を国連大学において開催した。安倍内閣総理大臣を始めとする政府関係者や、国連関係の有識者、親善大使等の出席を得て、日本の国連政策について広く周知した。同記念行事には、約300名近い聴衆に加えて報道関係者60名以上が出席した。また、同記念行事では、参加型のイベント

として、高校生／大学生模擬国連優秀者による政策提言プレゼンテーション大会を行い、持続可能な開発目標（SDGs）をテーマにこれからの国連外交のあるべき姿について意見発表の場を設け、若い世代を含め、国連の取組や日本の国連を通じた貢献のあり方等に対する理解増進を図った。

また、例年実施している国連に関する中学生作文コンテスト、高校生の主張コンクールを開催し、その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。加えて、国連加盟 60 周年の機会を捉え、小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会、「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクール（35 歳以下が対象）を実施した。特に「国連壁新聞」には、約 300 名の小中学生からの応募があり、若年層に、自発的に国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について、調べ、考え、発表することを通じて理解を促進する機会となったことから、次年度においても継続して実施することとした。

2 国連外交に関する講演会を計 10 回開催（計約 2,600 名出席）。うち 8 回は外務省員が、2 回は外部の有識者が講演を行った。講演会については、高校生や大学生を対象としたもの、あるいは、特に国連に関心のある模擬国連に参加する学生を対象としたものを行う等、若年層を対象としたものを多く実施した。

3 日本と国連の歩みを紹介する写真パネルについては、国内外において 19 回展示会を実施（うち国内では 15 回、海外では 4 回）した。前述の国連加盟 60 周年記念行事に併せて国連大学において開催したものを含め、他の国連関連の行事の際に実施することで、国連に関心のある来場者を得ることができた。

日本と国連の歩みを紹介する動画についても、外務省ホームページや Youtube 上で視聴できるようにし、積極的に発信した。また、国連加盟 60 周年の広報用として、15 秒間の動画を作成し、首都圏各線のトレインビジョンで放映し、周年事業の広報に努めた。

4 パンフレット「日本と国連」については、国連における新たな動きを踏まえ、年 1 回改訂を行いつつ、各種イベント等の機会に配布を行った。特に、今年度は国連加盟 60 周年関連のイベントが数多く開催されたことから、それらの機会を捉えて配布を行った（約 4,600 部配布）。

5 外務省ホームページについては、国連加盟 60 周年関連の広報を中心に、内容を充実させた。また、国連政策について紹介するパンフレットや動画、学生向けの学習用資料等についてもホームページに掲載した。更に、国連加盟 60 周年関連事業については、外務省のツイッターやフェイスブックでも紹介する等、SNS も積極的に活用した。

6 国際平和安全活動等をテーマに国連・マルチ外交研究会（2 回）、及び安保理が取り組む諸課題や我が国の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合（1 回）を開催し、国連に関する主要な研究者に対して我が国の安保理政策等を説明しつつ、関連な意見交換を行う等、有識者との連携を深めた。

7 27 年度に公募を行って決定した国連加盟 60 周年のロゴマークについては、周年事業に認定された事業（認定事業数は 62 件）の実施に際して、パンフレットやチラシ、看板等に印刷して活用した。また、広報グッズとして、ロゴマークをあしらったピンバッジ（約 500 個配布）、キーホルダー（約 300 個配布）、エコバッグ（約 300 個配布）、シール（約 560 枚配布）を作成し、周年事業関係者に配布する等、国連加盟 60 周年の認知度向上のために活用した。

8 国連を専門とする研究者や元国連職員を始めとする有識者、教育関連報道関係者、国連アカデミック・インパクトに加盟する大学を始めとする国際化に熱心な教育機関、また、日本国連協会や日本模擬国連等の国連関連民間団体とも協力しつつ、国連加盟 60 周年関連事業（上記小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会、「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクール）を始めとする広報事業を実施した。

## 29 年度

### 年度目標

28 年の国連加盟 60 周年のモメンタムを生かすとともに、29 年が日本の安保理非常任理事国としての 2 年目の任期であることも踏まえつつ、以下の取組を行う。

- 1 国連関連の民間団体とも協力しつつ、国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 4 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものと

する。

- 5 国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 例年実施している国連に関する中学生作文コンテスト、高校生の主張コンクールを開催し、その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。加えて、28年度に国連加盟60周年の機会を捉えて初開催した、小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会の第2回大会を実施した。前回の約3倍増となる、341作品、912名の小中学生からの応募があり、若年層が、自発的に国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について、調べ、考え、発表することを通じて理解を促進する機会の広がりが見られた。また、グテーレス国連事務総長訪日の際の上智大学での講演会の機会を捉え、同事務総長と同全国大会の優秀者7名との記念撮影を実施し、同事務総長と同優秀者7名は壇上にて懇談した。この記念撮影の様子は、国連ホームページや国連TVを通じて広く世界に発信された。
- 2 国連外交に関する講演会を計17回開催し、2,000人以上が参加した。このうち、高校生や大学生、模擬国連の参加者ら若年層を対象としたものを9回実施。外務省の幹部職員や担当が各地に赴いて、安全保障理事会の改革や持続可能な開発のための2030アジェンダなどに対する日本の取組について紹介し、参加者と議論を重ねて、日本の国連外交に関する理解を促進した。
- 3 パンフレット「日本と国連」については、国連における新たな動きを踏まえ、年1回改訂を行いつつ、各種イベント等の機会に配布を行った。（2,589部配布）。
- 4 外務省ホームページについては、安倍内閣総理大臣及び河野外務大臣の第72回国連総会への出席の他、グテーレス国連事務総長、ライチャーク第72回国連総会議長及びホスチャイルド国連戦略調整担当事務次長補の訪日の概要に加え、日本の安保理非常任理事国としての任期中の取組についても掲載した。また、民間企業向けに国連調達関連情報を拡充する観点から、6月に開催した国連ビジネスセミナー概要・結果の詳細情報を発信した。
- 5 安保理が取り組む諸課題や日本の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合を開催し、国連に関する主要な研究者に対して日本の安保理政策等を説明しつつ、闊達な意見交換を行う等、有識者との連携を深めた。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

### 測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

#### 中期目標（37年度）

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする。

#### 28年度

##### 年度目標

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また国際社会における日本のプレゼンスを強化するため、以下の取組を実施する。

- 1 優秀な日本人JPO（Junior Professional Officer）を国際機関に派遣する。
- 2 国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため、国内外の大学等、弁護士等の専門家団体を含めた民間セクター、NGO等に対するガイダンスを積極的に実施する。
- 3 日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 優秀な日本人JPOを選抜し、新たに54名を国際機関に派遣することを決定した。
- 2 弁護士会や公認会計士会と連携し実施した専門家団体に対するガイダンスなど、国内外において110回、約8,000人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは概ね国際機関就職への理解が深まったという評価を得るとともに、将来のJPO派遣制度への応募意思の向上が見られた。
- 3 関係府省庁間の連携を深めるため、課長級での連絡会議を開催し、国際機関採用プロセスの情報共有や、獲得を目指すべきポストや人材発掘等に関する情報共有を図った。
- 4 国際機関との対話については、各国際機関の人事担当が集う会議の機会、ハイレベルでの対話の機会などを活用し、日本人増強に向けた働きかけを実施し、日本人増強に向けた協力関係を深める

ことができた。

## 29年度

### 年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施し、国連関係機関で勤務する日本人職員を増強する。

- 1 優秀な日本人 JPO、中堅職員を含め、一人でも多くの日本人を国際機関（特に、我が国の外交上、重要な国際機関）に送り込む。
- 2 国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘・育成のため、海外での実施を含め、ガイダンスの積極的な実施や外部有識者による候補者の育成を実施する。
- 3 優秀な日本人や獲得すべきポスト等の情報を収集し、日本人職員を増強するべく国際機関との対話や国際機関への働きかけを強化する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）を 37 年度までに 1,000 人とするという中期目標達成に向けて、29 年度中に 29 名程度増加させることを目指し、国連関係機関への日本人の送り込みに取り組んだ。29 年末時点の国連関係機関で勤務する日本人職員数は、850 人であり、28 年末時点から 30 名増加した。特に、送り込みを強化した JPO からの採用が顕著であった。また、国際機関別では、国連食糧農業機関（FAO）、国連事務局、国連児童基金（UNICEF）といった重要な国際機関において、日本人職員の増加が顕著だった。  
(2) 優秀な日本人 JPO を選抜し、新たに 59 名を国際機関に派遣することを決定した。  
(3) 29 年度より、将来、国際機関の幹部となることが期待される中堅レベル以上の職員の国際機関への派遣を開始し、4 名の派遣を決定した。
- 2 (1) 法務分野の候補者発掘のため、日本弁護士連合会と連携して専門家団体に対するガイダンスを実施したことを含め、国内外において 146 回、約 1 万人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは、概ね国際機関への就職に対する理解が深まったという評価を得るとともに、将来の JPO 派遣制度への応募意思の向上等が見られた。また、留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘を強化する観点から、海外におけるガイダンスの実施回数を増加させた（28 年度の 8 回に対し、29 年度は 35 回実施）。  
(2) 本省、在外公館を上げて、日本人職員増強に向けて取り組むべく、省内にタスクチームを設置した。関係部局・関係省庁との連携の強化に努めるとともに、各国際機関の人事関連情報及び候補者となる人材に関する情報の収集・集約に努め、より効果的な日本人職員増強に取り組んだ。また、国際機関における採用を目指す日本人計 15 名（うち JPO は 9 名）に対し、有識者による CV の書き方や面接試験の指導を行った。多くの者はまだ選考途中であるが、既に 2 名の受講者が国際機関に採用された。
- 3 国際機関との対話については、各国際機関の人事担当者訪日の機会、ハイレベルでの対話の機会等を活用し、日本人増強に向けた働きかけを実施し、日本人増強に向けた協力関係を深めることができた。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

### 参考指標 1：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率

(出典：外務省) (注) 3 年度前に派遣手続きをとった者の採用率	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	70.0%	82.5%	82.9%

### 参考指標 2：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12 月現在）

(出典：外務省)	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	793	820	850

### 評価結果（個別分野 6）

## 施策の分析

### 【測定指標 6-1 安保理改革及びその他の国連改革の進展】

#### 28年度

安保理改革については、安保理改革推進派諸国による安保理改革フレンズ・グループが7月に立ち上げられ、9月のハイレベル会合を含めた会合を重ね、早期の有意義な安保理改革の実現に向け協力することを確認した他、日本での開催を含む二度のG4局長級会合やG4外相会合を開催するなど、改革実現に向けた具体的取組があった。(28年度：国連政策(達成手段①))

安保理非常任理事国としての取組については、加盟国中最多となる11回目の安保理非常任理事国の任期(28年1月～29年12月)の一年目を務めた。北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を受け更なる制裁を含む新たな安保理決議第2270号及び第2321号の採択に貢献するなど、国際の平和と安定のために具体的な結果を出すことができた。(28年度：国連政策(達成手段①))

行財政改革については、ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等、主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて、行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制のさらなる効率化の重要性への共通理解を確認し、国連総会第5委員会においても主要財政貢献国と連携を図りながら交渉を進めた結果、2016-2017年度PKO予算と2018-2019年二か年通常予算アウトライン総額の前年度からの減額を実現した。(28年度：国連政策(達成手段①))

#### 29年度

安保理改革について、「安保理改革フレンズ・グループ」会合は開催されなかったものの、カリコム・グループ、アフリカ・グループなどへのグループベースの働きかけや、安保理改革担当の参与を太平洋島嶼国及びカリブ島嶼国に派遣し、日本及びG4の立場を説明し意見交換することを通じ、各グループ・国と共にテキスト・ベース交渉を求めていくことについて合意する等、安保理改革に関するモメンタムを高める上で具体的な成果があった。また、安倍内閣総理大臣が、9月の国連総会ハイレベル・ウィーク中の一般討論演説において、再度日本の安保理改革に対する変わらぬ決意を世界に表明するなど、日本としてハイレベルでの安保理改革へのコミットメントを示した。また、NYでのG4外相会合や、ブラジル本国での開催を含む二度のG4局長級会合では、国連総会第72回会期中のNYでの安保理改革に関する政府間交渉で、テキスト・ベース交渉を開始するために強い決意を持って取り組むことで一致した。第71回会期において改革実現に向けて作成された「共同議長ペーパー」の改訂版を共同議長が加盟国に提出するための作業が30年2月から進められており、これは今後のテキスト・ベース交渉開始のモメンタムを向上させるものである点で有意義であった。さらに、安保理改革に前向きな国の政府要人を日本へ招へいし、立場取れんや今後の方針に関し、政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働き掛けを行ったことも、立場を同じくする国との意思疎通を深め、更なる連携を図る上で有意義だった。未だ政府間交渉においてテキスト・ベース交渉が開始していないものの、日本はG4と連携して同交渉の共同議長に対してテキスト・ベース交渉を開始することを引き続き働きかけており、安保理改革推進に賛成する他の大多数の加盟国の賛同を得た。(29年度：国連政策(達成手段①))

安保理非常任理事国としての取組については、加盟国中最多となる11回目の安保理非常任理事国の任期(28年1月～29年12月)を全うした。日本が2年目の安保理非常任理事国を務める間、北朝鮮は1回の核実験と10発以上の弾道ミサイル発射を強行した。日本は、安保理理事国として、29年度において、北朝鮮に対する制裁措置を前例のないレベルにまで一層高める強力な安保理決議第2397号を始めとする計4本の決議の採択に貢献した。また、12月に河野外務大臣が安保理議長として主催した「不拡散(北朝鮮)」に関する安保理閣僚級会合において、国際社会は核武装した北朝鮮を決して受け入れず、全ての国連加盟国による安保理決議の完全履行が不可欠であるとの一致したメッセージを発出した。さらに、同月に開催した「北朝鮮の状況」に関する安保理会合において、同会合開催に伴う手続き投票が行われ、28年よりも1票多い10票での採択結果となった。28年は反対票を投じたエジプトは棄権票を、棄権票を投じたセネガルは賛成票を投じた。同会合では、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について、各国が強い懸念を示し、北朝鮮に対して状況改善を求める明確なメッセージを示すことができた。このように、累次の安保理決議や上記会合により、国際社会が一致結束して北朝鮮への圧力を最大限に高め、北朝鮮の政策を変えさせなければならないとの国際社会の意思が示された。また、累次の安保理決議は、こうした国際社会の意思を具体的な行動として示すものであった。

シリアやイエメン、中東和平、アフガニスタンなど中東情勢の難しいアジェンダに関しても、政治面や人道情勢の面で主導的な役割を果たした。特に、シリアの人道状況に関しては、我が国と同様に非常任理事国のスウェーデン及びエジプトと共に、共同ペンホルダーという責任ある立場で、安保理

決議案の起案から採択までの一連のプロセスに積極的に関与し、シリア国外からの人道支援を可能にする決議の延長に積極的に貢献した。その結果、12月に決議第2393号が採択されたことにより、シリアにおけるクロスボーダー支援が引き続き行えることになり、採択翌月の30年1月の間だけで、国連を始めとする国際機関やNGOによるシリア国内避難民約230万人への人道支援が実現した。また、アフガニスタンに関する決議案等の成果文書の作成を主導し、積極的に議論に貢献し、アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）の期限を1年延長する旨の決議第2344号が採択された。同決議が採択されたことにより、UNAMAがアフガニスタンで更に1年間活動することが可能となり、アフガニスタンにおける治安維持及び人道支援等への貢献となった。また、河野外務大臣が国連PKO改革に関する安保理ハイレベル公開討論に出席し、国連PKOをより効果的・効率的に活動できるようにするための決議第2378号の採択にも貢献する等、非常任理事国としての2年間の任期において、国際社会の平和と安全の維持に向けた具体的な実績をあげた。

行財政改革については、ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等、主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて、行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制のさらなる効率化・効果の重要性への共通理解を確認し、国連総会第5委員会においても主要財政貢献国と連携を図りながら交渉を進めた結果、2017-2018年度PKO予算及び2018-2019年二か年通常予算それぞれについて前期からの減額を実現した。（29年度：国連政策（達成手段①））

### 【測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進】

#### 28年度

12月、皇太子同妃両殿下御臨席のもと開催した国連加盟60周年記念行事は、10年に一度の節目の行事として、国連の活動や日本の国連外交について広く周知する上で、非常に有益であった。同記念行事においては、総理大臣、外務副大臣といった政府ハイレベル、また、元国連幹部や国連関連の有識者、親善大使等の出席を得て、今後の国連のあり方や日本の国連政策のあるべき姿等について議論を深めることができ、非常に有意義であった。（28年度：国連政策（達成手段①））

#### 29年度

12月のグテーレス国連事務総長の初訪日は、安倍内閣総理大臣との会談・共同記者発表、UHCフォーラム2017、国会議員との懇談、市民社会との対話、上智大学での講演・懇談等、充実した日程で、政府関係者のみならず、市民社会や学生・青少年にもアウトリーチし、広く報道されたことから、国連の活動や日本の国連外交について、広く周知する上で、非常に有益であった。また、28年度に引き続き第2回目の実施となった、第2回小学生/中学生「全国壁新聞」全国大会には、28年の約3倍増となる912名の小中学生参加があったことから、若年層へも国連への理解の広がりが確認・増進された。さらには、全国大会の優秀者7名と、訪日したグテーレス国連事務総長との記念撮影及び懇談を実現でき、その様子が地方メディアにも取り上げられたことから、全国の小中学生に対し、国連及び国連外交を強く印象づけることができた。安保理非常任理事国としての取組についても2年間の総括を掲載するなど、国連における日本の活動について広く周知する上で有意義だった。（29年度：国連政策（達成手段①））

### 【測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進】

#### 28年度

人材の発掘・育成、JPO派遣の実施、国際機関に対する働きかけの実施等の取組の結果、国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）は、793名（27年12月31日時点）から、820名（28年12月31日時点）に増加し、37年度までに1,000人とするという中期目標に向けて、着実に進捗した。

JPO派遣制度を活用した日本人職員の送り込みについては、54名の国際機関への派遣を実施した。また、JPO派遣後の国際機関における正規採用に向けて在外公館と本省が緊密に連携しつつ人事支援を実施する等、きめ細やかなフォローにより、28年度のJPO派遣者の派遣後の国際機関への採用率（注：3年度前に派遣手続きをとった者の採用率）は82.5%と高い水準になった。

国際機関における日本人職員増強に向けた広報活動については、27年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘を受け、国際的に活動するNGO等が主催するイベントへのブース出展（16回）や留学広報誌等への寄稿（14件）等を実施した。加えて、国際機関を目指すに当たり障壁となっている点を分析するため、ガイダンス出席者へのアンケート調査の見直しや分析を実施した。また、政務レベルから事務レベルまで、様々なレベルから国際機関側に対し日本人増強に向けた働きかけを行うことができた。（28年度：国際機関邦人職員増強（達成手段②））

## 29年度

人材の発掘・育成，JPO派遣の実施，国際機関に対する働きかけの強化等の取組の結果，国連関係機関で勤務する日本人職員数（専門職以上）は，820名（28年末時点）から，850名（29年末時点）に増加し，37年度までに1,000人とするという中期目標に向けて，着実に程度進捗した。

JPO派遣制度を活用した日本人職員の送り込みについては，59名の国際機関への派遣を決定した。また，JPO派遣後のきめ細やかなフォローにより，29年度のJPO派遣者の派遣後の国際機関への採用率（注：3年度前に派遣手続きをとった者の採用率）は82.9%と引き続き高い水準になっている。

また，29年度からの新たな取組として中堅派遣を実施し，将来，国際機関の幹部となることが期待される中堅レベルの日本人職員を，我が国の外交政策上重要な国際機関である国連難民高等弁務官事務所（UNHCR），国際移住機関（IOM），ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）及び世界気象機関（WMO）に各1名，計4名の派遣を決定した。

国際機関における日本人職員増強に向けた広報活動については，特に，留学等で海外に在住している優秀な人材の発掘に取り組み，28年度は8回のみだった海外でのガイダンスの実施を強化し，計35回実施し，国際機関への就職に対する関心を喚起することができた。また，計15名（うちJPOが9名）に対し，有識者によるCVの書き方乃至面接試験の指導を実施し，候補者の育成に努めた。更に，各国際機関の人事関連情報及び候補者となる人材に関する情報の収集・集約を行うことにより，より効果的かつ積極的な形で，政務レベルから事務レベルまで，様々なレベルから国際機関側に対し，日本人職員増強に向けた働きかけを実施することができた。（29年度：国際機関邦人職員増強（達成手段②））

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

#### 1 国連改革の進展に向けた働きかけの強化

193か国が加盟する国連は，普遍性と正統性を有し，世界の平和と安全の維持を始め，多岐に渡る課題において，国際社会の意思形成及び規範構築に重要な役割を果たしている機関である。国連を通じて国際社会共通の利益を実現し，その中で日本の国益を確保していくためには，グローバルな課題の解決に効果的に対処できるよう安保理改革を含む国連改革を進めることが不可欠である。

日本は，安保理の意思決定に今後も参画し，国際社会の平和と安全の維持に貢献し続けるために，日本の常任理事国入りを含む安保理改革が実現するまでの間，可能な限り頻繁に非常任理事国となるべく努めていく考え。この観点から，11回目の非常任理事国としての任期が終わる29年12月，日本は34年安保理非常任理事国選挙（任期は35～36年）への立候補を発表しており，支持獲得のための働きかけを積極的に行っていく必要がある。

また，米国に次ぐ第二の分担金拠出国として，財政的にも貢献してきており，国連が効率的・効果的に運営されることは，我が国の政策目標の実現及び我が国の分担金の活用に直結する。それゆえ，我が国としては，引き続き，マネジメント改革を含む国連改革に関する議論に積極的に参加し，主要財政貢献国との連携を強化しながら，予算抑制を図りつつ，効率的・効果的な組織運営の実現に向けて働きかけを強化していく。

#### 2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

国連の活動及び日本の国連政策に関する国民の理解を深めることは，我が国の国連政策を進めるため，また日本が国連に対して多大な財政的貢献をしている点につき，国民への説明責任を果たすという観点からも必要である。引き続き，国連に活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的な情報発信や広報活動を行うことで，国内外において，日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。

#### 3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

国際機関における日本人職員数は，820名（28年末時点）から，850名（29年末時点）に増加し，増加傾向ではあるものの，2025年までに1,000人以上の目標を達成するためには，今後も積極的な取組の継続が不可欠な状況にある。JPO派遣及び中堅派遣に関しては，引き続き，着実な派遣の実施を行うとともに，派遣後，国際機関で正規採用されるよう，一層きめ細やかなフォローを行っていく必要がある。また，広報に関しては，引き続き，ホームページやソーシャルメディアを効果的に活用するとともに，特に，海外在住の優秀な人材が発掘できるよう取り組んでいく。加えて，各国際機関の人事関連情報及び候補者となる人材に関する情報の収集・集約を一層促進するとともに，有識者によるCVの書き方や面接試験の指導を継続し，優秀な候補者の育成に努めることで，一層効果的かつ積極的に，国際機関側に対して，日本人職員増強に向けた働きかけを行っていく。

## 【測定指標】

### 6-1 安保理改革及びその他の国連改革の進展

(1) 日本の常任理事国入りを含む安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。特に安保理改革については、テキスト・ベース交渉が開始されていないため、引き続き同交渉の開始を求めていく。

安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り安保理非常任理事国として席を占める必要があるところ、日本が立候補している34年安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談の他にも安保理非常任理事国選挙担当参与を始めとする政府ハイレベルを各国に派遣し、相手国要人との会談などの機会を捉え、支持要請を行い、同選挙に対する日本支持を拡大する。

(2) 行財政改革については、ジュネーブ・グループの国連局長級会合への出席等、主要財政貢献国との頻繁な意見交換を通じて、行財政規律の強化や国連及び国際機関の運営管理体制の更なる効率化促進について認識を共有し、国連第5委員会においても、主要財政貢献国との連携を図りつつ交渉を進めた結果、2017-2018年PKO予算及び2018-2019年二か年通常予算の前期比からの減額を実現した。

30年度は、減額された予算を執行するに当たり、国連が効率的・効果的に組織を運営するとともに、加盟国に対するアカウンタビリティ確保が実現されるよう働きかける。また、マネジメント改革の実現に向けた議論においても同様の働きかけを行う。PKO予算及び通常予算の抑制の継続については、ジュネーブ・グループ等の場を活用して主要財政貢献国と連携して、必要な働きかけを行っていく。

### 6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

28年の日本の国連加盟60周年のモメンタムをいかした取組として、29年度は、60周年の機会に初めて実施された、小学生/中学生「国連壁新聞」全国大会の、第2回目となる大会を実施し、参加者が初回の約3倍増の912人を記録したことを踏まえ、30年度においても、このモメンタムをいかしながら、若者を中心に、広く市民に対して、国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について周知する広報活動を継続していく。

### 6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

国際機関への人的貢献や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国際機関における日本人職員増強は重要であり、中期目標の達成に向けて掲げたJP0派遣や中堅派遣の実施を始めとする29年度の目標の設定は適切であった。

国際機関に勤務する日本人職員の増強を通じた外交力強化の必要性は一層高まっており、未来投資戦略等に掲げられた目標の達成に向けて、現職職員の昇進や次のポストの獲得のための支援、若手・中堅人材の送り込み、新規の人材の発掘・育成等に力を入れていく。

また、27年度行政事業レビュー公開プロセスで指摘された広報の強化及び方策の有効性の検証に関しては、アンケートの実施等を行ってきたが、引き続き効果的な取組の実現に向けて、海外におけるガイダンスの強化等に取り組んでいく。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成30年版外交青書（外交青書2018）  
コラム「最多11回目の安保理非常任理事国（任期を終えた総括）」
- ・外務省ホームページ  
国連改革  
([https://mofa.go.jp/mofaj/fp/unp/page3\\_002243.html](https://mofa.go.jp/mofaj/fp/unp/page3_002243.html))  
国連外交  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un.html>)
- ・外務省ホームページ国際機関人事センター  
(<https://www.mofa-irc.go.jp>)
- ・OCHA（国際連合人道問題調整事務所）ホームページ  
シリア  
(<http://www.unocha.org/syria>)

## 個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

### 施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会, 人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への拠出, 人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)との連携を深める。
- 2 主要人権条約を着実に履行しつつ, 我が国の人権分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ, 難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及びこれに係る関係省庁, 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR), 国際移住機関(IOM), NGO等との連携を進める。

### 関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第196回国会外交演説(30年1月22日)

## 測定指標7-1 国際社会の人権の保護促進

### 中期目標(一年度)

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ, 国際社会の関心事であり, 我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに, 国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め, 我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また, この点を踏まえ, 国際社会の責任ある一員として, 主要人権条約を着実に履行する。

### 28年度

#### 年度目標

##### 1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため, 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等において, 北朝鮮人権状況決議の採択や議論を通じた, 国際社会の意思形成や規範の構築に積極的に参加する。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。
- (3) 国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに, 同決議へのより多くの国の賛成を確保する。

##### 2 二国間関係

- (1) 人権状況に深刻な問題がある国については, 国際社会と協調しつつ, 改善を求めるとともに, 二国間外交においても, 積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。
- (2) 世界における人権状況の改善及び民主主義の促進に向け, 両者の人権分野における取組についてそれぞれ紹介するとともに, 国連などの多国間の場における協力について意見交換を行うため, 二国間人権対話を始めとした二国間の議論・対話を積極的に実施する。

##### 3 主要人権条約の履行

- (1) 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに, 個人通報制度の受入れの是非について, 我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等検討課題に関し, 検討等を行う。

### 施策の進捗状況・実績

##### 1 国際社会

- (1) 我が国は, 国際社会における人権問題の解決に貢献するため, 北朝鮮, カンボジア, ミャンマーに関する決議の採択や議論を通じた, 国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては, 任意拠出金を通じ, ソウル事務所及びカンボジア事務所のキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援等, 主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。
- (3) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について, 国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し, 国連総会決議及び人権理事会決議とともに, 無投票で採択された。前者の国連総会決議は, 「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」の報告書の内容を反

映させた前年の同旨決議を基に、28年3月の人権理事会決議の内容も踏まえた、強い内容となっている。具体的には、前年同様、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国等により、全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求している。また、北朝鮮による核・ミサイル開発への資源投入が北朝鮮の人権・人道状況に与える影響への深刻な懸念についても表明している。さらに、国連安全保障理事会（国連安保理）に対し、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じ、適切な行動をとることを促している。後者の人権理事会決議は、北朝鮮の組織的、広範かつ深刻な人権侵害を最も強い表現で非難し、国連安保理で北朝鮮の人権状況が議論されたことを歓迎し、安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに、人権理事会は、28年3月の人権理事会決議に基づき設置された、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む専門家グループの報告書の勧告を実施するため、ソウルにある現地事務所を含む国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の能力を強化することを決定した。

## 2 二国間関係

- (1) ミャンマーとの二国間人権対話において、各国における人権の保護促進に向けた働きかけを実施した。
- (2) 日 EU 人権対話を実施し、その他アメリカ、イギリス等の西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。

## 3 主要人権条約の履行

6月、国連本部で開催された第16回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の大谷美紀子氏（弁護士）が日本の候補として初めて当選した。さらに6月、国連本部で開催された第9回障害者権利条約締約国会合において、障害者権利委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の石川准氏（静岡県立大学教授）が日本の候補として初めて当選した。

各条約体の政府報告に関しては、6月には、障害者の権利に関する条約に関する第1回政府報告を障害者権利委員会に提出した。7月には、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約に関する第1回政府報告を国連強制失踪からの全ての者の保護に関する委員会に提出した。さらに28年3月、6月及び12月には、自由権規約に関する第6回政府報告に関し、自由権規約委員会による最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に日本の取組状況についての追加的情報を提出した。また、8月及び12月には、人種差別撤廃条約に関する第7回・第8回・第9回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会の最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に日本の取組状況に係る追加的情報を提出した。また、個人通報制度の受入れの是非について、引き続き検討を行った。

## 29年度

### 年度目標

#### 1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。
- (2) 特に、国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合には、可能な限り多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。その他、我が国が主提案国となっている決議等についても、多数の国の支持を得て、採択されることを目指す。
- (3) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組を支援していく。

#### 2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

#### 3 主要人権条約の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、検討等を行

う。

(3) 我が国の人権分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

## 施策の進捗状況・実績

### 1 国際社会

(1) 我が国は、国際社会における人権問題の解決に貢献するため、北朝鮮、カンボジア及びミャンマー等に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

(2) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、第72回国連総会及び第37回人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、いずれも無投票で採択された。

前者の国連総会決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」の最終報告書の内容を反映した28年の国連総会決議を基に、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難し、北朝鮮に対し、その終結を強く要求するとともに、北朝鮮による、北朝鮮内外における外国人に対する拷問、法的手続を経ない死刑、恣意的な拘留、拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調している。また、北朝鮮が、人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難し、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調するとともに、28年同様、国連安保理が、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所(ICC)への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じて、適切な行動をとることを促している。

後者の人権理事会決議については、29年3月の人権理事会決議を基に、北朝鮮に対し、拉致問題を含む全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求し、また、北朝鮮による拉致やその他の人権侵害の報告に深刻な懸念を強調した、29年の国連総会決議を想起している。さらに、同決議は、拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の重要性及び緊急性に留意し、日本人に関する全ての問題の解決、特に全ての拉致被害者の帰国が可能な限り早期に実現することを期待する内容となっている。加えて、前述の29年3月の人権理事会決議で決定された国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の能力強化のプロセスの加速化を求めるとともに、OHCHRに対し啓発活動等の強化を求めている。

その他、我が国が主提案国となっている決議については、第35回人権理事会においてハンセン病差別撤廃決議、第36回人権理事会においてカンボジア人権状況決議を提出し、それぞれ無投票で採択された。

(3) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては、29年7月に、東京において、ギルモア人権副高等弁務官との間で、第1回目・OHCHR政策協議を開催し、北朝鮮による拉致問題の早期解決の重要性につきOHCHR側の理解と協力を求めた他、日OHCHRパートナーシップのあり方や日本の人権分野での取組等につき意見交換する等OHCHRとの連携に努めた。また、任意拠出金を通じ、ソウル事務所及びカンボジア事務所の能力構築支援等、主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。また、29年度補正予算を通じ「北朝鮮人権状況改善に向けたOHCHR関連部局の能力強化」としてOHCHRへの追加拠出を行った。

また、子どもの権利の分野に関しては、我が国は、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」(UNICEFや子ども関連の国際NGOが中心となって設立した、SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み。)の「パスファインディング国」(GPeVACにおいて、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国。)になることを決定した。また、GPeVACの活動を支える「子どもに対する暴力撲滅基金」に対して、6.5億円の拠出を行った。

更に、ビジネスと人権に関する国別行動計画策定に向けて(注)、企業活動における人権保護に関する我が国の法制度や取組についての現状を確認するため、関係府省庁で連携し、ベースラインスタディ(基礎調査)の実施に着手した。同調査を進める上で、経済界、労働界、市民社会、有識者等の意見を広く聴取すべく、関係府省庁の課長級及びステークホルダーの代表との意見交換会(第1回会合)を30年3月に開催した。

(注) 多国籍企業の活動によるビジネスにおける人権の侵害といった問題を受け、23年6月の第17回国連人権理事会において「人権と多国籍企業及びその他企業」決議が採択された。同決議では、国家の義務や企業の責任、救済へのアクセスの取組の必要性を示した「国連ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、各国は、企業行動の原則としての人権の尊重に係る国別行動計画を作成してきている。こうした中、我が国は、ビジネスと人権に関する国別行動計画を作成する旨を、の持続可能な開発目標(SDGs)実施指針(SDGs推進本部決定 28年12月)付表におい

て公表した。

(4) 9月に米国ワシントンで開催された「第9回民主主義共同体閣僚級会合」に参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。会合の最後には、民主化支援の促進、テロ対策への国際協力の強化、法の支配や包容及び多様性の尊重、女性の政治参加の促進及び市民社会の関与、保護、協力を確認する内容のワシントン宣言が採択された。

(注) 民主主義共同体とは、国際社会における民主化を促進させることを目的として、米国とポーランドの主導で2000年に設立された政府間フォーラム。

## 2 二国間関係

7月に第12回日・イラン人権対話(於:東京)、8月に第8回日・カンボジア人権対話(於:プノンペン)、30年2月に第5回日・ミャンマー人権対話(於:ネーपीドー)を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行った。

## 3 主要人権条約の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 政府報告審査に関しては、6月に児童の権利に関する条約第4回・第5回政府報告を児童の権利委員会に提出し、7月に人種差別撤廃条約に関する第10回・第11回政府報告を人種差別撤廃委員会に提出した。

(2) 個人通報制度について、関係省庁との検討に向けて、主要国における同制度の運用状況を調査したほか、英国及びベルギーの個人通報制度の対応状況について先方関係部局と意見交換を行った。

(3) 人権理事会においては、国連全加盟国の人権状況を定期的に審査する普遍的・定期的レビュー(UPR)が実施されており、日本は第3回目となる対日審査を受けた。具体的には、8月に日本は審査に先立って、日本の人権状況に関する報告書を国連に提出した。11月に人権理事会作業部会において第3回審査が実施され、日本は、前回審査(24年)以降の進展として条約の締結・実施を含む国内外での人権分野の取組や進展等について説明を行うとともに、各国発言について歴史問題に関するものを含む日本の立場や政策を適切に説明・発信した。同審査においては、多数の国から、障害者、女性等の分野における我が国の取組について前向きな評価を得た。

30年2月26日から3月1日まで行われた人権理事会ハイレベルセグメントには、堀井学外務大臣政務官が出席し、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況改善の重要性を訴えるとともに、我が国の国内外における人権保護・促進の取組等に関しステートメントを実施し、国際社会にアピールした。なお、同ステートメントでは、慰安婦問題に関する我が国政府の立場や取組についても言及した。

28・29年度目標の達成状況：B(28年度：b, 29年度：b)

## 測定指標7-2 人道分野での取組(難民等への支援)

### 中期目標(---年度)

国内の難民への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、人道分野で国際貢献を行うとともに、我が国の社会的安定を維持する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR, IOM, NGOとの連携を強化し、また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう協力関係を構築する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(7家族18名)を行い、更に受入れ難民に対する定住支援を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均178人)を実施した。
- 3 難民定住円卓会議や国際機関幹部の訪日、及びNGOとの協議の機会を活用してUNHCR, IOM, NGOとの連携を強化した。

**29 年度**

**年度目標**

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR, IOM, NGO との連携を強化し、また、受け入れた難民が自立した生活を営めるような施策を推進する。

**施策の進捗状況・実績**

- 1 国際貢献等の観点から、第三国定住によるミャンマー難民の受入れ(8家族 29 名)を行い、更に受入れ難民に対する定住支援を行った。また、29 年度から、難民問題への理解が全国規模で広がることを期待して、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とすることを新たな方針として、既に第三国定住で受け入れた難民の一部を広島県呉市に定住させることを実現した。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援(月平均 186 人を実施した)。
- 3 国連難民高等弁務官や IOM 事務局長の訪日、及び難民支援を行う NGO との協議の機会を活用して UNHCR, IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施した。

28・29 年度目標の達成状況：B (28 年度：b, 29 年度：b)

**測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況**

	中期目標値	28 年度 (注)		29 年度		28・29 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	(28 年度(注)) 前年度より多くの賛成国を確保する。 (29 年度) 多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。	前年度より多くの賛成国を確保する。	コンセンサス	28 年度同様、無投票採択を目指しつつ、本決議が投票に付される場合は、26 年度(注:26 年度は賛成 27 票、反対 6 票、棄権 14 票の賛成多数で採択。27 年度は無投票採択。)より多くの賛成票を確保する。	コンセンサス	B (28 年度：b, 29 年度：b)

(注) 28 年度は「国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権決議への賛成国数」が測定指標。

**評価結果(個別分野 7)**

**施策の分析**

**【測定指標 7-1 国際社会の人権の保護促進】**

**28 年度**

我が国が EU と共同で提出した北朝鮮人権状況決議が、国連総会及び人権理事会において無投票で採択されたことにより、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について、国際社会が強い懸念を示し、北朝鮮に対し拉致問題の早期解決や国際社会との協力に向けた具体的な行動をとるよう求める明確なメッセージを示すことができ、我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。また、ミャンマー、EU との間で実施した二国間人権対話は、国連等の多国間の場における協力について意見交換を行うとともに、人権に係る相手国と我が国における取組を互いに共有し、多国間の場における協力の促進及び各国内のさらなる人権の保護・促進を図る上で、有意義であった。

**29 年度**

我が国が EU と共同で提出した北朝鮮人権状況決議が、国連総会及び人権理事会において無投票で

採択されたことにより、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について、国際社会が強い懸念を示し、北朝鮮に対し状況改善を求める明確なメッセージを示すことができ、我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。また、カンボジア、ハンセン病等に関する決議の採択や議論を我が国が主導したことを通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献し、各国からも謝意が示された。

日本がブラジル、エチオピア、フィジー及びモロッコと共に人権理事会に提出し全会一致で採択されたハンセン病差別撤廃決議の共同提案国は、最終的に 50 か国となった。同決議では、全世界でハンセン病に関連する差別問題に苦しむ人々の人権を守るため、人権理事会としてハンセン病差別撤廃に関する特別報告者を 3 年間の任期で任命することを決定し、また、国連人権高等弁務官及び同特別報告者に対してハンセン病差別に関するセミナーを実施するよう奨励しており、ハンセン病差別撤廃へ向けて意味のあるものとなった。

人権理事会において、日本が主提案国として提出し、全会一致で採択された、カンボジア人権状況決議は、カンボジアにおける最近の人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、自国の人権状況改善に向けたカンボジア政府の前向きな努力への支援継続と、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期延長を決定し、カンボジアの人権状況の改善へ向けたバランスの取れたものとなった。

また、イラン、カンボジア及びミャンマーとの間で実施した二国間人権対話は、国連等の多国間の場における人権分野一般に関する協力について意見交換を行うとともに、人権に係る相手国と我が国における取組を互いに共有し、多国間の場における協力の促進及び各国内のさらなる人権の保護・促進を図る上で、有意義であった。

「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」のパスファインディング国入りと「子どもに対する暴力撲滅基金」への拠出は、30 年 2 月にスウェーデンで開催された「子どものための 2030 アジェンダ：ソリューションズ・サミット」において国際社会から高い評価を受け、また、国内でも NGO 等から高い評価が示された。

加えて、人権条約に係る各種政府報告を提出し、UPR 対日審査においては、国内外での人権分野における取組を説明する等、我が国の立場及び取組を発信し、多くの国からも評価と歓迎の発言を得ることが出来た。

我が国におけるビジネスと人権に関する国別行動計画策定に向けて、市民社会等から、日本政府に対し、大きな期待が寄せられている中、本国別行動計画策定に向けた議論が本格的に開始されたことにより、企業活動における人権の尊重の重要性への理解が広まっており、本件に関心を有する国内外の関係機関、市民社会等から歓迎される取組であった。

「第 9 回民主主義共同体閣僚級会合」において、我が国からは、現在の北朝鮮情勢及び国際社会全体としての継続的働きかけの重要性、並びに我が国による、世界における民主化支援及び民主主義定着のための制度構築の重要性につき発言した。本会合での議論やワシントン宣言の採択を通じ、我が国が重視する、自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を国際社会に定着させるために、関係国の連携を深めることができた。

## 【測定指標 7-2 人道分野での取組(難民等への支援)】

### 28 年度

ミャンマー難民の定住支援においては、受入れ後もきめ細かい定住支援を実施したことにより、定住支援プログラム修了後は成人の難民全員が就労先を確保し、自立定住を開始することにつながったことから、有効だった。また、国内難民等の支援については、条約難民に対して定住支援プログラムを実施したほか、難民認定申請者のうち生活に困窮している者に対して、生活費、住居費、医療費を支給し、生活を支援したことは、難民認定申請者の我が国での社会的安定に寄与するものであった。

### 29 年度

8 家族 29 名のミャンマー難民を第三国定住により受け入れた。29 年度から、定住先を可能な限り首都圏以外の自治体とする方針とすることとした。この方針に従い、政府内で様々な調整努力を行った末、内閣官房、文化庁、厚生労働省及び公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部 (RHQ) 等と連携/協力し、広島県呉市に 5 家族 22 名が定住した。こうした取組を通じて、難民問題への理解が全国規模で広がることは、難民支援を通じた我が国の人道分野の外交的取組を一層推進していく上で重要である。また、国内難民等の支援については、条約難民に対して定住支援プログラムを実施したほか、難民認定申請者のうち生活に困窮している者に対して、人道的観点から、生活費、住居費、医療費を支給し、難民認定申請者の生活を支援した。

### 【測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況】

#### 28年度

(注：28年度は「国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権決議への賛成国数」が測定指標。)

我が国が国連総会に提出した北朝鮮人権状況決議について、27年度は投票の結果、賛成多数で採択されたため、28年度については、27年度を上回る賛成票を獲得することを目標としていたが、各国首都、ニューヨーク及び東京において、関係国に対し積極的な働きかけを行った結果、28年度は同決議が無投票で採択された。このことにより、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について、国際社会が強い懸念を示し、北朝鮮に対し状況改善を求める明確なメッセージを示すことができ、我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で有益であった。

#### 29年度

我が国が人権理事会に提出した北朝鮮人権状況決議について、28年度に引き続き、各国首都、ジュネーブ及び東京において、関係国に対し積極的な働きかけを行った結果、29年度は人権理事会に提出した北朝鮮人権状況決議が無投票で採択された。このことにより、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権侵害について、国際社会が強い懸念を示し、北朝鮮に対し拉致問題の早期解決や国際社会との協力に向けた具体的な行動をとるよう求める明確なメッセージを示すことができ、我が国の「対話と圧力」を軸とする対北朝鮮政策を推進する上で極めて有益だった。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国連を含む国際社会において「人権の主流化」の動きがますます加速している中、国内外において人権・民主主義を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性を強化する上で重要である。そのため、上記のとおり、多国間及び二国間での意見交換を取り込みつつ、国際社会における人権及び民主主義の保護・促進に取り組むとの施策目標は妥当であり、ビジネスと人権といった新たな課題にも取り組みつつ、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

#### 【測定指標】

##### 7-1 国際社会の人権の保護促進

上記の施策の分析のとおり、例えば、第3回UPRにおいて、人権分野における国内外での日本の取組を発信し、各国から日本の取組が評価され、また、子どもに対する暴力撲滅やビジネスと人権に関する日本の取組が高く評価される等、我が国の人権分野での取組は成果を上げており、OHCHRの活動支援を含め、社会的弱者の権利の保護・促進に向けた現在の取組を継続する。また、人道法の履行強化に関する国際社会の取組に積極的に参加するとともに、国内での人道法の普及に努める。

30年は、世界人権宣言採択70周年の節目の年のため、既存の取組を始めとして、より一層我が国の人権分野への貢献を加速させていく。

##### 7-2 人道分野での取組(難民等への支援)

近年の国際社会における難民問題への関心の高まりを受け、難民及び難民認定申請者等への支援や第三国定住事業を着実に実施していくことは、人道分野における重要な国際貢献であり、我が国の社会的安定にとっても重要であることからこれらの取組の着実な実施を継続する。また、29年度から新たに実施している第三国定住の定住先の地方展開については、この取組により、難民問題への理解が全国規模で広がることが期待されることから、取組の成果や課題の検討を含め、より適切な第三国定住事業のあり方を追求する。

##### 7-3 人権理事会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議の採択状況

北朝鮮状況決議については、29年度も無投票で採択されたことは成果であり、30年度も引き続き、無投票採択を目指すとともに、更なる共同提案国の増加を目指す。

### 作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成30年版外交青書(外交青書2018)

第3章第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組 7 人権

## 個別分野 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

### 施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第192回国会施政方針演説（平成28年9月26日）「四 一億総活躍」
- ・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）「五 一億総活躍の国創り」
- ・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）  
グローバルな課題への一層の貢献
- ・国際女性会議 WAW!2016 公開フォーラムにおける安倍内閣総理大臣スピーチ（平成28年12月13日）
- ・「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」における安倍内閣総理大臣スピーチ（平成29年9月20日）
- ・国際女性会議 WAW!2017 特別イベント「女性のエンパワーメント」における安倍内閣総理大臣スピーチ（平成29年11月3日）
- ・第196回通常国会施政方針演説（平成30年1月22日）「六 外交・安全保障」

## 測定指標 8-1 女性の権利の保護・促進 \*

### 中期目標（一年度）

女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 各国・国際機関との多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加するとともに、女性の地位委員会等の場での情報発信を通じ、我が国の女性分野におけるプレゼンスを向上させる。
- 2 国際女性会議「WAW!2016」の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。27年に発出した「WAW! To Do 2015」のフォローアップをより体系的に行い、毎年開催する意義を高める。
- 3 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組の実施を確保する。
- 5 国連安保理決議第1325号に関する「行動計画」を実施段階へと進める。
- 6 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 6月、我が国が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げた。G7サミットでは、教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや、自然科学・技術分野における女性の活躍推進等に焦点をあて、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ（WINDS）」に合意した。11月には、黒田玲子東京理科大学教授、山崎直子宇宙飛行士、玉城絵美H2L株式会社共同創業者をWINDS大使に委嘱し、12月にはG7特別イベント「STEM（科学、技術、工学、数学）分野で輝く女性の未来」を実施した。

29年3月、国連本部において第61回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され、我が国から滝沢外務大臣政務官、橋本ヒロ子日本代表（十文字学園女子大学名誉教授、十文字中学・高等学校校長）の下、外務省、内閣府、厚生労働省、JICA及び独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）の政府関係者並びにNGO代表及びユース代表が出席した。このCSWの成果として合意結論及び決議が2本採択された。

- 2 12月、第3回目の国際女性会議 WAW! を東京において開催した。93人の女性分野で活躍するリーダー等が議論に参加し、約800人が傍聴した。「WAW! for Action」を本年のテーマとし、「女性活躍推進法」の完全施行やSDGsの策定等国内外における女性のエンパワーメント及びジェンダー平

等に向けた動きを踏まえた議論を行った。13日には公開フォーラムを開催し、14日にはSTEM分野における女性の人材育成・活躍促進、女性のリーダーシップの推進、ワークライフ・マネジメント、女性の健康、平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメントについて、5つのラウンドテーブルと同時に、若者や地方における女性活躍に関するスペシャル・セッションも行った。また、WAW!2015の成果文書「WAW! To Do 2015」のフォローアップとして好事例集を作成し、会場において配布した。参加者のアイデアや提案は「WAW! To Do 2016」として取りまとめ、国連文書（A/71/829）として発出した。

- 3 9月に米国で女性の政治参画及び経済的エンパワーメント等に関し、日米韓3か国の各国の取組を紹介し、意見交換を行う日米韓女性フォーラムを開催した。日米韓の政府関係者、ビジネス関係者、市民社会、地方議員及び若手女性リーダー50名以上が参加、今後3か国間での協力の可能性につき検討することとなった。11月には、在ウクライナ日本大使館が女性の活躍に関するセミナーを開催し、また、在ブルネイ日本大使館が在ブルネイ・カナダ高等弁務官事務所との共催により、12月にICT分野での女性の企業に焦点を当てた会議を開催し、在外公館においても女性の活躍についての我が国取組をアピールすることができた（いずれもWAW!2016の公式サイドイベント「シャイン・ウィークス」として実施）。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））に対してコア拠出約5.2百万ドル、ノンコア拠出16.3百万ドルを拠出し、ノンコア拠出は、中東地域における難民女性の支援やアフリカにおける暴力的過激主義からの女性の保護、紛争等の解決への女性の参画等のプロジェクト等に活用された。  
また、9月には国連総会の際に国連女性機関（UN Women）とフィンランド政府が共催した「HeForSheレセプション」に安倍内閣総理大臣が出席し、我が国の「女性が輝く社会」に向けた取組を国際社会に発信した。
- 5 4月に、日本政府は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の評価委員会及びモニタリング作業部会を設置し、モニタリング・評価を開始した。モニタリング作業部会は、案件に関する実施状況報告書を評価委員会へ提出したほか、評価委員会からの求めに応じて適宜情報提供を行った。評価委員会は3回開催され、実施状況報告書に基づいた評価を検討した。29年に評価委員会が作成した報告書を公表予定。
- 6 女子差別撤廃条約に関しては、28年3月に発出された政府報告審査の最終見解を、我が国として必要な取組を行うため国内省庁や関係機関と共有した。

## 29年度

### 年度目標

- 1 28年11月に任命したWINDS（女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ）大使と協力しつつ理系キャリアで活躍する女性のロールモデルを国内外に示すことで、G7伊勢志摩サミットで得た成果のフォローアップを行い、国際社会における信頼を得る。
- 2 我が国が女性分野において国際社会をリードするため、国際女性会議WAW!2017の開催等を通じて国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府、国際機関、市民社会等とのネットワークの場を設ける。
- 3 各国・国際機関との多国間及び二国間の議論・対話に引き続き積極的に参加し、議論をリードするとともに、国連総会や女性の地位委員会等の場での我が国の「女性が輝く社会」の実現のための内外における取組に関する情報発信を通じ、我が国の女性分野におけるプレゼンスを向上させる。国際機関や在外公館の関与により開催される女性分野に関するセミナーやシンポジウムにおいて、女性分野での我が国のリーダーシップにつき理解を進めるため、サイドイベントの開催や我が国代表の派遣を行う。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（国連女性機関（UN Women））への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障における女性の参画・保護等を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図る。
- 5 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を、モニタリング作業部会と評価委員による年次報告書策定によって、促進する。また、今後の行動計画見直しのための枠組みやスケジュールを策定する。
- 6 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内関係省庁及びNGO等関係団体と連携しつつ取組を進める。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 G20の首脳に提言を出すために民間により組織されている会合で、ジェンダーを包摂したグローバルな経済発展の達成を目指すW20 (Women 20) が4月にドイツ・ベルリンで開催され、黒田 WINDS 大使が出席し、W20のコミュニケの作成に参加した。5月には国立研究開発法人科学技術振興機構が開催した Gender Summit に外務省から後援名義を付与し、サイドイベントに玉城 WINDS 大使が出席した。また、11月に開催した WAW! では、ハイレベル・ラウンドテーブル「技術革新と女性の人材育成」に黒田 WINDS 大使、玉城 WINDS 大使、ヴィーツォレック・ドイツ WINDS 大使が出席し、女性が理系キャリアを追求する際の問題点や教師や親、社会の意識改革について議論を行った。外務省は、30年1月に黒田氏を WINDS 大使に再委嘱した。
- 2 11月、第4回目となる国際女性会議 WAW! 2017 を東京において開催した。我が国のほか21か国、8国際機関から64人が登壇し、国内からのべ2,400人が参加した。「WAW! In Changing World」を29年のテーマとし、変化する世界において、女性が活躍するための方策等について議論を行った。具体的には1日目はオープニングイベントを実施し、その中で「女性と企業」をテーマとしたパネルディスカッション等を開催した。2日目は分科会を開催し、企業及び国際機関等がジェンダー分野で実施している取組、理系分野における女性の活躍、無償労働の分担、平和・安全保障における女性の参画、メディアにおける女性、自然災害下におけるジェンダー平等などのトピックについて議論を行い、また、若者達が中心となり、女性活躍の未来について議論した。最終日には世界銀行と共催で特別イベント「女性のエンパワーメント」を開催し、安倍内閣総理大臣やイバンカ米大統領補佐官等がスピーチを行い、また、WAW! の3日間の議論の成果として、参加者から出された行動志向の提言を「WAW! 2017 東京宣言」として取り纏め、発表した。また、同提言を国連文書(A/72/625)として登録した。
- 3 10月～11月、国連本部において第72回国連総会第3委員会が開催され、我が国から布柴靖枝日本政府代表顧問(文教大学教授)が出席し、議題28「女性の地位向上」を含む計5本のステートメントを実施した。

30年3月、国連本部において第62回国連女性の地位委員会(CSW)が開催され、我が国から堀井学外務大臣政務官、田中由美子日本代表(城西国際大学招聘教授)の下、外務省、内閣府、厚生労働省、農林水産省、JICA 及び独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)の政府関係者並びに NGO 代表及びユース代表が出席した。このCSWの成果として、合意結論及び決議が採択された。

10月、紛争下における性的暴力根絶に向けた、日英の取組紹介や国際社会への提案を行うイベントを、プラミラ・パッテン紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表の参加を得て在京英国大使館と共催した。本イベントは、26年に英国が提唱し我が国も支持する「紛争下の性的暴力防止イニシアチブ(PSVI)」の下で開催されたものであり、8月の日英首脳会談で発出された「日英共同ビジョン声明」に謳われている「安全保障に関する日英共同宣言」の協力強化にジェンダー分野での協力が含まれることを踏まえて実施された。また、同イベントは WAW! 2017 公式サイドイベントとして実施した。

また、7月には在インド日本大使館と国連女性機関(UN Women)の共催によるシンポジウムが、30年2月には在ケニア日本大使館が FAO 現地事務所等の関係機関の協力を得て女性の活躍に関するセミナーを主催し、国外においても女性の活躍についての我が国の取組をアピールした。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連女性機関(UN Women))に対してコア拠出約5.5百万ドル、ノンコア拠出18.1百万ドルを拠出した。ノンコア拠出は、「フラッグシップ・プログラム・イニシアティブ(FPI)」「従来小規模に実施してきた多数のプロジェクトを12分野に集約・整理し、大規模なプロジェクトに集中して支援を実施する国連女性機関(UN Women)の取組」の一分野である「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」(LEAP)に該当する案件を中心に拠出した。具体的には、ナイジェリアにおける紛争被害にあった人々を対象とした社会経済的エンパワーメント機会のためのより安全な環境の形成、南スーダンの難民女性に対するリーダーシップ・エンパワーメント、アクセス確保及び保護のための支援等に活用された。また、30年3月に我が国は国連女性機関(UN Women)からの要請を踏まえ、LEAP分野の「チャンピオン国」(指導的役割を果たす国)に就任し、第62回国連女性の地位委員会のサイドイベントとして、国連女性機関(UN Women)と共催で、LEAP ラウンド・テーブルを開催した。

9月、第72回国連総会出席のためにニューヨークを訪問した安倍内閣総理大臣は、国連女性機関(UN Women)が主催した「HeForShe IMPACT10×10×10(注)男女平等報告書発表式」に参加し、国内の女性活躍推進に係る取組と成果を発信するとともに、国際女性会議 WAW! (WAW! 2017) を紹介し、「女性が輝く社会」を世界中で実現するため、WAW! で繋がり、共に取り組んでいくことを参加者に呼びかけた。

(注) HeForShe とは、国連女性機関 (UN Women) によるジェンダー平等促進のため男性・男児の関与を呼びかけるキャンペーン。IMPACT10×10×10 は、HeForShe の加速を目的に国連女性機関 (UN Women) が 10 首脳・10 企業・10 大学を IMPACT チャンピオンに選出。日本からは、安倍内閣総理大臣が 10 首脳の一として選出された (27 年 6 月)。

5 女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施をモニタリングし、評価するためのモニタリング作業部会と評価委員の会合を 2 回、また評価委員のみの会合を 2 回開催した。また、5 月に評価委員、市民社会及び外務省の共催で、行動計画の報告書に関するシンポジウムを共同開催し、6 月に NGO・市民社会との対話を開催した。10 月に、紛争下の性的暴力防止担当国連事務総長代表 (SRSG) と評価委員による意見交換会を開催し、日本の行動計画と紛争下の性的暴力防止の活動について意見交換を行った。

11 月の WAW!2017 では「女性・平和・安全保障」に関するハイレベル・ラウンドテーブルを開催し、国際機関や NGO、評価委員も含めたパネルとの間で、女性、平和、安全保障アジェンダの実施強化のための意見交換及び提言がなされた。

また 10 月と 30 年 3 月に、在京英国大使館と共催で「紛争下の性的暴力防止イニシアチブ」及び「女性・平和・安全保障」に関する共同イベントを開催し、在京大使館、日本政府関係者、有識者、NGO 及び報道機関の参加を得た。イベントでは、紛争下における性的暴力被害の撲滅や支援側の対応強化に向けた日英の取組、及び、この分野の活動を含めた「女性・平和・安全保障」行動計画の実施について日英政府関係者、各国大使館・在京国際機関、有識者や NGO 関係者に広く周知した。

また、2 月に防衛省の招聘事業である ASEAN の各国軍へ災害派遣・人道支援研修への協力として、「女性・平和・安全保障」及び「災害派遣におけるジェンダーの視点での軍の支援」についての研修を担当し、ASEAN 各国の軍の参加者の WPS 及びジェンダーの視点の能力強化を支援した。

これらの取組を踏まえ、モニタリング作業部会によって提出された実施状況報告書をもとに評価委員が年次報告書の作成作業を進めた。

6 女子差別撤廃条約に関しては、12 月に女子差別撤廃委員会委員 3 名を招へいし、男女共同参画分野における我が国の取組や我が国の伝統・文化に対する理解を増進するとともに、同分野における国際的な重要課題についての我が国の理解を促進した。また、28 年 3 月に発出された政府報告審査の最終見解のフォローアップ報告書を 30 年 3 月に国連人権高等弁務官事務所に提出した。

28・29 年度目標の達成状況：B (28 年度：a, 29 年度：b)

測定指標 8-2 国連女性機関 (UN Women) に対するコア拠出額の順位						
(出典：国連女性機関 (UN Women) ホームページ)	中期目標値	28 年度		29 年度		28・29 年度目標の達成状況
	32 年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	10 位以内	10 位	10 位	10 位以内	9	

## 評価結果 (個別分野 8)

### 施策の分析

#### 【測定指標 8-1 女性の権利の保護・促進】

##### 28 年度

我が国が議長国を務めた G7 伊勢志摩サミットにおいて女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げ、全ての関連会議で取り上げた結果、その後の G7 においてジェンダー主流化が主要な議題となった。また、同サミットで「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のための G7 イニシアティブ (WINDS)」に合意したことは、教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや、自然科学・技術分野における女性の活躍推進の重要性についての国際的な関心を高め、同分野での取組を国際的に大きく前進させることになり、理系分野における女性の活躍を促進する上で効果が高かった。こうした成果を得られたのは、当省の取組に加え、国内外において様々なステークホルダーと積極的に協力できたことに拠るところが大きかったと考える。また 3 回目となる国際女性会議 WAW!2016 において充実した議論を行ったこと等とも合わせて、女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進することができた。

## 29 年度

11 月に開催した国際女性会議 WAW!2017 は、様々なステークホルダーと協力しながら、紛争下の性暴力から理系女性のキャリアに至るまで、女性の活躍に関するトピックについて幅広く議論を行い、議論の成果を「WAW!東京宣言」として日本語及び英語で発表することで、女性を取り巻く様々な問題の解決策や女性の活躍に関するロールモデル、我が国の取組等を国内外に広く発信する機会となった。また、在インド及び在ケニアの日本大使館による上述のイベントは、WAW!2017 のフォローアップイベントとして開催したものであり、これらイベントを通じ、世界における女性分野での取組をリードするとともに、我が国の支援プロジェクトを実施する国際機関の現地事務所の協力も得て、我が国が二国間あるいは国際機関を通じて様々な取組を実施していることを広くアピールすることができた上、現地関係機関との関係構築にも有益であった。さらに、在京英国大使館と共催した紛争下における性的暴力根絶に向けたイベント及び「女性・平和・安全保障」実施のための行動計画の双方の取組といった日英協力並びに日 NATO 協力につながる二国間の議論・対話の場を通じ、日本の女性・平和・安全保障分野の取組及び女性活躍に向けた取組につき活発に議論を行うとともに、日本の取組を積極的に発信することができた。

### 【測定指標 8-2 国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位】

## 28 年度

我が国は、28 年に実施された執行理事国選挙において、29 年から 31 年の 3 年間も引き続き執行理事国を務めることとなった。これは、我が国がこれまで積極的にジェンダー平等分野で貢献してきたことに加え、主要ドナーとして当該機関に貢献してきたことが加盟国に評価されたものと考えられる。

## 29 年度

我が国は国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出を着実に継続して実施してきており、目標を上回る 9 位となったことは、トップドナーとしてのプレゼンスの向上及び国連女性機関（UN Women）とのさらなる連携強化にとって好ましい結果であった。なお、コア拠出は、当該機関の人件費や維持運営費として拠出するものであり、年度当初から活動するうえで必要不可欠である。

9 月に国連女性機関（UN Women）主催の「HeForShe IMPACT10×10×10 男女平等報告書発表式」に安倍内閣総理大臣が参加し、また 30 年 3 月に第 62 回女性の地位委員会のサイドイベントとして国連女性機関（UN Women）と共催で「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワーメント、アクセス及び保護」（LEAP）ラウンド・テーブルを開催する等、トップドナーの一つとして我が国と国連女性機関（UN Women）との連携は一層強化された。これは我が国が国連女性機関（UN Women）に継続して貢献してきたことにより、国連女性機関（UN Women）側において我が国の政策への理解が促進され、また評価された結果である。

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国際社会において、女性のエンパワーメントや女性に対する性暴力といった課題は更に重要を増しており、我が国において、女性活躍推進は引き続き重要な政策課題の一つである。我が国は国内外での女性活躍推進に向け、引き続き国際機関や諸外国と協力しながら女性を取り巻く諸課題の解決に寄与するとともに、我が国の取組を国外に発信し、世界における女性活躍の動きをリードする。

### 【測定指標】

#### 8-1 女性の権利の保護・促進

各国・国際機関との多国間及び二国間での議論・対話は、女性活躍のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上で非常に重要な場である。このことから今後も、我が国は引き続き女性の権利の保護・促進に関する多国間・二国間の議論・対話により積極的に参加する。

特に 31 年は我が国で G20 及び W20 が開催される予定であり、30 年から G7 及び G20 関連の議論・対話に積極的に参加し、31 年の G20 及び W20 の成功につなげていかなければならない。この観点から、30 年度においては、WINDS 大使の活動を含む G7 伊勢志摩サミットの成果のフォローアップ（年度目標 1）は多国間・二国間での議論・対話（年度目標 3）において取り組むことから、30 年度目標の設定においては、年度目標 1 を 3 に統合する。次回 WAW! に関しては各国、国際機関等と連携して開

催し、女性を取り巻く国際的な課題に関する最新のトピックに注意を払いつつ、一層活発な議論を行うとともに、国際社会に対し日本の取組を積極的に発信していく。

### **8-2 国連女性機関（UN Women）に対するコア拠出額の順位**

国連女性機関（UN Women）への拠出により実施してきたプロジェクト等により、ジェンダ分野における我が国の国際的な存在感が増している。引き続き国連女性機関（UN Women）との協力を深化させることは、女性の権利の保護・促進に係る国際的な連携・協力を推進する上で極めて重要である。国連女性機関（UN Women）との連携を維持・強化することは、我が国の国内外における女性活躍推進のための取組を発信する機会を確保するという観点からも重要であるため、コア拠出額の順位の目標をより高く設定し、国連女性機関（UN Women）との関係のさらなる強化に努める。

### **作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・ 外務省ホームページ
- ・ 28年版外交青書（第4章 第3節 3 外交における有識者等の役割）  
（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/chapter4\\_03\\_03.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/chapter4_03_03.html)）
- ・ 国連女性機関（UN Women）ホームページ  
（<http://unwomen.org/en>）

## 個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

### 施策の概要

我が国を取り巻く安全保障環境にかんがみると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」・「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。また、29(2017)年のBWC 締約国会合に向け具体的貢献ができるよう取組を進めていく。
- 4 通常兵器の国際貿易を規制する初めての国際約束である武器貿易条約の効果的な履行と締約国数の増加を通じた普遍化に取り組む。また、国連軍備登録制度、国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置と武器貿易条約における報告義務の相乗効果を促進するため、これらの定期的報告制度の幅広い履行の促進に取り組む。対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約については、普遍化の促進に取り組むとともに、条約の効果的な運用に関する議論に積極的に参加することで、これら条約の枠組みを通じた通常兵器の軍縮を実現する。「事実上の大量破壊兵器」である小型武器の不正取引や拡散防止について、国連総会第一委員会への関連決議提出を通じ、同課題に対する国際社会のモメンタムの更なる向上に取り組む。特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいては、新たな兵器への対応についても、積極的に議論に参加し、作業文書の提出等、具体的・建設的な貢献を行っていく。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会外交演説（平成 30 年 1 月 22 日）
  - ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
- グローバルな課題への一層の貢献

## 測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 \*

### 中期目標（一年度）

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 G7 議長国（28 年）として、核兵器のない世界の実現に向けた G7 の合意形成に努める。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)を主導し、地域・国際的な核問題に対処する機運を醸成する。
- 3 核兵器廃絶決議案を国連総会に提出し、核兵器国と非核兵器国が協力できる基礎作りを行う。
- 4 CTBT 発効促進共同調整国として、条約の早期発効に向けた取組を主導する。
- 5 ジュネーブ軍縮会議(CD)や二国間協議等の枠組みにおいて核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。
- 6 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会(OEWG)、核軍縮検証のための国際パートナーシップ(IPNDV)等の国際的枠組みにおいて、核軍縮の進展に向け議論に積極的に貢献する。
- 7 核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えるため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため国際会議を活

用する。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 4月、核兵器国と非核兵器国の主要国から成るG7広島外相会合の成果として「核軍縮及び不拡散に関するG7外相広島宣言」を発出した。同宣言は5月のG7伊勢志摩首脳宣言でエンドースされ、オバマ米大統領の広島訪問ともあいまって、核兵器のない世界に向けた力強いメッセージとなった。
- 2 9月の北朝鮮の核実験の際に、ジュネーブ軍縮会議や国連総会第一委員会においてこれを非難するNPDIの共同ステートメントを行った。また、29年5月には2020年NPT運用検討会議準備委員会が始まるところ、同会議の成功に向けたNPDIの活性化及びNPDIとしての貢献について高級事務レベルで議論した。
- 3 12月に開催された第71回国連総会において、我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、米国を含む109か国の共同提案国を得て、賛成167、反対4、棄権16の圧倒的多数で採択された。今回の決議には人道グループのアイルランドやオーストリアも共同提案国になっており、立場の異なる核兵器国と非核兵器国が協力可能な基礎作りにつながる橋渡しの決議となった。
- 4 9月の第8回CTBTフレンズ外相会合において、岸田外務大臣がCTBT発効促進共同調整国として、ビショップ豪外相と共同議長を務め、共同閣僚声明を採択し、CTBTの早期発効が必要であるとの強いメッセージを本フレンズ会合として発信し、また同会合でスワジランド及びミャンマーがCTBT批准を表明し、これにより批准国は166となった。また、同月、国連安全保障理事会において、日本を含む42か国が共同提案国となったCTBTに関する決議（第2310号）が賛成多数で採択された。29年3月、核実験の国際監視制度（IMS）の検知能力強化のために包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）へ約2.9億円の任意拠出を行った。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）については、早期交渉開始に向け、我が国と立場を同じくする国と連携し、第71回国連総会では、国連事務総長の下にハイレベル専門家準備グループの設置及び非公式協議の開催を決定する決議の採択に向けて働きかけた。また、非公式協議に出席し、交渉開始に向けた機運を盛り上げるとともに、条約の実質的な要素等について議論に貢献した。加えて、我が国はハイレベル専門家準備グループの25か国に選ばれた。
- 6 6月、東京において核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）第3回全体会合及び作業部会会合を開催し、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題及びその解決法について議論した。5月及び8月の多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）においては、核軍縮の進展のためには、核兵器国と非核兵器国が協力し、現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが必要との立場から議論に貢献した。29年3月の核兵器禁止条約交渉会議においては、こうした日本の立場を主張するステートメントを実施した。
- 7 28年度は、3件9名に「非核特使」、5件67名に「ユース非核特使」を委嘱した。12月には、長崎において、国連と共催で「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」を開催し、その中で第26回国連軍縮会議とともにユース非核特使フォーラムを実施した。また、28年3月の「ユース非核特使OB・OG広島フォーラム」で発表した1,000人以上の広島・長崎招致計画を達成した。

### 29年度

#### 年度目標

- 1 2020年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第1回準備委員会（5月）において、NPTの3本柱である核軍縮・不拡散・原子力の平和的利用をバランス良く進展させるよう議論を主導する。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）を活性化し、閣僚級会議を開催し、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組の重要性を発信する。また、その他多国間の協議枠組みや二国間協議等を通じて、地域・国際的な核問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 国連総会の枠組み等を通じ、核軍縮のアプローチを巡って立場の対立が顕著になった核兵器国と非核兵器国の双方に妥協点を提示し、両者が協力できる基礎作りを行う。具体的には、核兵器国と非核兵器国間の信頼関係を再構築し、実質的な核軍縮の進展について議論するため「賢人会議」を開催する。
- 4 CTBT発効促進共同調整国として、条約の早期発効に向け、発効要件国に対する働きかけを主導し、発効促進に関する地域会合の開催や閣僚級会議の成功に向けた努力を主導する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。特に、国連でのハイレベル専門家会合に出席し、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献をする。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的枠組みにおいて、核軍縮の進展に向け

議論に積極的に貢献する。

- 7 核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えるため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため国連軍縮会議等の国際会議を活用する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 5月にウィーンにおいて開催された2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会に、岸田外務大臣が出席し、国際的な安全保障環境の悪化や核軍縮の進め方をめぐる核兵器国と非核兵器国間、さらには非核兵器国間での立場の違いが顕在化している現状を踏まえて、核兵器国と非核兵器国の信頼関係の再構築の必要性を訴えるとともに、透明性、安全保障環境、被爆の実相の認識の「3つの向上」を提案し、我が国による核廃絶に向けた道筋を表明した。
- 2 NPDIとして、NPT運用検討会議第1回準備委員会に、「透明性」に関する作業文書など合計6本の作業文書を提出し、具体的な議論になるよう貢献した。また、9月には、河野外務大臣が、ニューヨークにおいて第9回NPDI外相会合をドイツと共催し、NPDIとして2020年NPT運用検討会議に向けた現実的かつ実践的な取組に基づき連携・協力していくことを確認しNPDI外相共同声明を発出するとともに、北朝鮮の核実験・ミサイル発射等を強く非難する共同声明を発出した。その他インド（4月）、オーストラリア（4月）、パキスタン（6月）及びロシア（11月）との間で軍縮・不拡散協議を実施し、二国間の軍縮・不拡散に関する様々な問題につき意見交換を行った。
- 3 12月、第72回国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、合計156カ国の幅広い支持を得て採択された。同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、全ての国々の信頼関係を再構築し、立場の異なる国の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤を提供することを目指したものであり、核兵器国である米国及び英国が共同提案国となり、フランスも賛成した。また、核兵器禁止条約に賛成した122か国中、95か国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。  
また、2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会において、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の設立を表明した。同会議は、日本人の座長及び委員計6名の他、核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の有識者10名の合計16名から構成され、11月に広島で第1回会合を、30年3月に東京で第2回会合を開催した。これら会合を経て、30年4月の2020年NPT運用検討会議第2回準備委員会へインプットするための核軍縮の進展に向けた具体的な提言が河野外務大臣に提出された。
- 4 7月には、東京において、アジア・太平洋地域におけるCTBTの発効促進に関する地域会合を開催した。8月に行われた日米2+2においては、米国の条約批准を呼びかけた。9月には、河野外務大臣がニューヨークにおいて開催された第10回CTBT発効促進会議に出席し、北朝鮮による核実験について国際的な軍縮・不拡散体制に対する重大な挑戦であると非難するとともに、これまでの2年間発効促進共同調整国を務めた我が国として、CTBT発効促進に向けた国際社会の努力を引き続き主導していく決意を述べた。30年1月には、河野外務大臣はパキスタン外相に対してCTBTの署名・批准について働きかけた。
- 5 8月、ジュネーブにおいて、第71回国連総会において設置が決定されたFMCTハイレベル専門家準備グループの第1回会合が開催され、我が国からは佐野外務省参与（前軍縮代表部大使）を専門家として派遣し、条約の実質的な要素についての議論に貢献した。
- 6 IPNDVについては6月にジュネーブで行われた作業部会及び11月にアルゼンチンで行われた全体会合において核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題を洗い出す作業において、日本は既存の軍縮条約の現地査察や保障措置の経験に基づき作業文書等を作成・提出し、議論に貢献した。
- 7 8件20名に「非核特使」、8件113名に「ユース非核特使」を委嘱した。11月、ユース非核特使の活動の活性化を図るとともに国内外のユース非核特使経験者のネットワークを強化するため、広島において第3回ユース非核特使フォーラムを開催し、日本及び海外のユース非核特使経験者等が参加した。また、同月、第27回国連軍縮会議が広島で開催され、2国際機関及び12カ国から約60名が参加した。同会議では、外務省として、現下の厳しい安全保障環境を踏まえつつ、核軍縮・不拡散に関する日本の取組と考え方について述べた。同会議は、国内主要紙や地方紙・テレビでも幅広く報道され、有識者のフェイスブック・ツイッター等でも広く成果が拡散された。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

## 測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 \*

### 中期目標（一年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
  - (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行う。また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援する。
  - (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のための連携を強化する。特に、原子力供給国グループ(NSG)においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、IAEA との技術的な協力に加え、IAEA 追加議定書の非締結国に対する能力構築支援を通じて同議定書の締結を促進し、締約国の増加を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
  - (1) 二国間レベルで輸出管理体制強化を働きかける。
  - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を主催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加する。
  - (1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合
  - (2) シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、米・露・インドを始めとする関係国と局長級で緊密に協議を行った。また、第13回アジア不拡散協議(ASTOP)(29年1月)や第24回アジア輸出管理セミナー(2月)等を通じて、決議履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援した。
  - (2) 原子力供給国グループ(NSG)総会(6月)、オーストラリア・グループ(AG)総会(6月)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会(10月)、ワッセナー・アレンジメント(WA)総会(12月)を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局を務め、その円滑な運営に貢献した。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えてIAEA追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は27年末の127か国から129か国へと2か国(コートジボワール及びカメルーン)増加した。
- 3 (1) ベトナム政府関係者の能力構築支援(7月)や米国、ドイツ、豪州等の関係国との計3回の輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。
  - (2) 第13回アジア不拡散協議(ASTOP)や第24回アジア輸出管理セミナーを開催すること等により、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識の醸成等を通じたアジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。
- 4 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合(4月)や、シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」(9月)に積極的に参加し、他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止するための措置の検討等を実施した。

### 29年度

#### 年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
  - (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を複数回行い、また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援(会合の開催等)する。また、イランの核合意の履行の支援のため、IAEAを通じた協力を行い、トレーニング・セミナー等を実施する。
  - (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のための連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ(NSG)においては、在ウィーン国際機関

日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続し、円滑な運営に協力する。

- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、IAEA との技術的な協力に加え、IAEA 追加議定書の未締結国に対する能力構築支援を通じて同議定書の締結を促進するためにセミナー等を開催し、締約国の増加を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
  - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化を、協議等を通じて働きかけを強化する。
  - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を主催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行う。
  - (1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合
  - (2) 豪州主催訓練「Pacific Protector 17」

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、米・露・インドを始めとする関係国と局長級で緊密に協議を行った。また、第 14 回アジア不拡散協議(ASTOP)(30年1月)や第 25 回アジア輸出管理セミナー(2~3月)等を通じて、決議履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援した。また、イランの核合意の履行支援の一環として、IAEA はイランの原子力関係者向け保障措置トレーニングコースを実施(IAEA が主催、核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)(注)が実施)し、我が国は、我が国が拠出している核不拡散基金を通じた資金協力等を行った。(9月)。

(注) 日本原子力研究開発機構(JAEA)に 22 年 12 月に設立された核不拡散・核セキュリティ分野における国際的な能力強化のための研修・訓練を行うアジア初の中核拠点。
- (2) 原子力供給国グループ(NSG)総会(6月)、オーストラリア・グループ(AG)総会(6月)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会(10月)、ワッセナー・アレンジメント(WA)総会(12月)を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局を務め、その円滑な運営に貢献した。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関して、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行った。また、スーダン及びエチオピア(4月)、タイ(30年1月)及びラオス(30年2月)において追加議定書締結促進セミナー等を我が国、各対象国及び IAEA で開催した。関係国との協力の結果、追加議定書の締約国数は 28 年末の 129 か国から 132 か国へと 3 か国(タイ、セネガル及びホンジュラス)増加した。
- 3 (1) アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、ベトナム政府関係者及びインドネシア政府関係者の能力構築支援(7月及び 12 月)や米国等の関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。
- (2) 第 14 回アジア不拡散協議(ASTOP)や第 25 回アジア輸出管理セミナーを開催すること等により、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識の醸成等を通じたアジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。第 14 回アジア不拡散協議(ASTOP)は、新たにインドが参加して行われ、対北朝鮮制裁履行や輸出管理制度の整備などの拡散に対抗するための取組等について、我が国を含むほぼ全ての参加国が発表を行い、これらの発表に基づき意見交換を行った。発表を行わなかった参加国も、意見交換の中で、不拡散に係る自国の取組について発表し、参加国間の情報共有、共通認識の醸成が図られた。
- 4 (1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)では、シンガポール主催オペレーション専門家(OEG)会合(8月)において、我が国から最近の北朝鮮情勢や我が国の取組を発表し、各国の理解を促進した。
- (2) オーストラリア主催訓練「Pacific Protector 17」(9月)では、海上自衛隊の協力を得て哨戒機 P-3C1 機を船舶の搜索訓練に派遣するとともに、外務省、警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊から職員を派遣した。訓練では、参加各国に対して我が国の不拡散に係る法制度を紹介し、他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止するための措置の検討(机上訓練)等に参加した。

28・29 年度目標の達成状況：B (28 年度：b, 29 年度：b)

## 測定指標 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組

### 中期目標 (一年度)

生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組を推進する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
  - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、年に1か国の増加を目指す。
  - (2) 第8回運用検討会議等、条約の実施強化のための議論に積極的に参画し、作業文書を提出し関係国の合意形成を図る。
  - (3) 条約の実施強化のため、専門家のセミナー派遣等を実施する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
  - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、年に1か国の増加を目指す。
  - (2) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(年3回開催)及び締約国会議間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画する。
  - (3) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施する。
  - (4) 化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)
  - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、アンゴラ、リベリア、ギニア及びネパールが新たに締約国となった。我が国はG7不拡散局長級会合(NPDG)におけるデマルシェ等を通して、加入を働きかけた。
  - (2) 11月に開催された第8回運用検討会議にて我が国は国際機関との連携強化、信頼醸成措置の段階的アプローチ、第4条(教育と啓蒙)の提案を作業文書の形で提出し、我が国の案は最終文書案に記載されるなど、積極的に議論に貢献した。
  - (3) 条約の運用方針を決定する5年に1度の重要な機会である第8回運用検討会議への対応に重点を置いて取り組んだため、個別分野への対応となる専門家派遣は結果として実施しなかった。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)
  - (1) 非締約国・地域(イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダン)に対する加入の呼びかけを化学兵器禁止機関(OPCW)と共に行った。(現在192か国が、CWC締約国となっている。)
  - (2) OPCW締約国会議、執行理事会(年3回開催)に参画し、条約実施のための協議(遺棄化学兵器の廃棄、シリアの化学兵器廃棄、クアラルンプール国際空港における化学兵器使用事案に対する非難声明の発出など)に積極的に貢献し、化学兵器のない世界の実現に向けて取り組んだ。
  - (3) フィリピン、インドネシアからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。
  - (4) OPCWによる査察を滞りなく受入れ(産業査察17件・ACW査察11件)、我が国のCWC履行に対する透明性確保、信頼醸成に努めた。

### 29年度

#### 年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
  - (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけ、締約国・地域の増加に努める。
  - (2) BWCの締約国会合、及びグローバル・パートナーシップやグローバル・ヘルス・セキュリティ・アジェンダといった各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換を促進する。
  - (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内外関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
  - (4) BWCに関係する省庁との連携強化をしつつ、年2回関係省庁や有識者との関係者会合を開催し、我が国の作業文書を毎年提出する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
  - (1) 非締約国・地域に対して加入を求め、化学兵器のない世界の実現を呼びかけ、条約の普遍化に努める。

- (2) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議, 執行理事会(年3回開催)及び締約国会議間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画し, 我が国として化学兵器のない世界の実現を目指す。
- (3) 専門家派遣, 研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施し, 各国の条約の実施強化を目指す。
- (4) OPCWによる査察(対遺棄化学兵器(ACW), 対国内産業)を効率的かつ適切に受入れ, 我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 生物兵器禁止条約(BWC)

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼びかけた結果, サモア及びパレスチナが新たに締約国・地域となった。我が国は, G7不拡散局長級会合(NPDG)におけるデマルシェ等を通して, 加入を働きかけた。
- (2) 我が国は締約国会合(12月)に参加し, 同会合において, ア 信頼醸成措置の段階的アプローチ, イ 国際機関との連携強化, ウ より強化された会期間活動を通しての条約強化, エ 2018年~2020年の会期間活動における信頼醸成措置への提言, オ BWC第10条に基づく国際協力, カ 啓蒙, 教育とアウトリーチに関する会期間活動の具体策を作業文書の形で提出し, 同作業文書の内容に賛同する国と共に, 条約実施強化に向けた議論の深化に貢献した。さらに, 意見の対立する国々の合意に向けて積極的な意見調整を行うことで, 30年度からの会期間活動として締約国会合及び専門家会合を開催するとの合意形成に貢献した。また, 締約国会合の他, G7の枠組であるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し, グローバル・ヘルス・セキュリティ等, 関連分野の情報交換を行った。
- (3) 文部科学省が主催し, バイオセキュリティに関わる民間企業社員, 学術関係者, 政府関係者等を対象とした国内のバイオセキュリティ関連の会合において, 外務省がプレゼンテーションを実施するなど, 国内研究者への啓蒙を行った。
- (4) 国内関係省庁や専門家との情報共有のための意見交換会を外務省において3回開催し, バイオセキュリティについての情報共有及び啓蒙を行った。意見交換会での議論を踏まえ, 会期間会合の具体策に関する作業文書を作成し, 締約国会合において提出した。

##### 2 化学兵器禁止条約(CWC)

- (1) 非締約国・地域(イスラエル, エジプト, 北朝鮮及び南スーダン)に対する加入の呼びかけを化学兵器禁止機関(OPCW)と共に実施した。南スーダンに対しては, 我が国として南スーダンの国際協力大臣に個別に働きかけを行った結果, CWC加入に向けた準備段階に入った。また, 北朝鮮のCWC加入の重要性について, OPCW会合等の機会での我が国からの働きかけの結果, 各国の理解を深めた(現在CWC締約国は192か国)。
- (2) OPCW締約国会議, 執行理事会(年3回開催)に参画し, 遺棄化学兵器の廃棄やシリアの化学兵器の廃棄及び無能力化剤に関する声明の発出など条約実施のための協議を通じて, 我が国のプレゼンスを示しつつ, 国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献した。
- (3) 我が国は, OPCWとの協力の下, スリランカ及びバングラデシュからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れ, 化学プラントの保安体制, 事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し, 締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。また, 我が国独自の国際協力案件としてインドネシアのCWC実施当局に対するトレーニングを実施した。
- (4) 30件のOPCWによる査察を滞りなく受入れ, 我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに, OPCWの検証査察制度の適切な運営に貢献した。
- (5) 岡本外務大臣政務官が「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合(30年1月)」に参加し, CWCの各締約国の国内実施体制の強化及びCWCの普遍化が重要である旨声明を発出し, 我が国のプレゼンスを示しつつ, 国際社会の化学兵器の使用者への不処罰との闘いに積極的に貢献した。
- (6) 化学兵器禁止機関設立及び化学兵器禁止条約発効20周年記念行事(12月)として, 青山学院大学との共催により, 化学兵器禁止機関首席法務官等による講演(於:東京)及び, 陸上自衛隊化学学校の見学会(同校の概要説明及び核・生物・化学兵器対処用の装備品の展示, 於:さいたま市)を開催し, 我が国の今日までの「化学兵器のない世界」へ向けた取組を大学生や一般企業からの参加者等に対して広く周知した。

28・29年度目標の達成状況: C(28年度: b, 29年度: c)

## 測定指標 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

### 中期目標（一年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)については、アジア太平洋地域の関係国に対して、同条約の締結を働きかける。
- 2 対人地雷禁止条約については、今後もアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談や国際機関や NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について、会議の場を通じて発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、アジア太平洋諸国を中心に、二国間会談や国際機関や NGO が主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将来のクラスタ弾の全面禁止を目標に、締約国及び国際社会が受け入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。世界第2位のドナー国である我が国の国際協力について会議を通じて発信する。
- 4 国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国としては、国連小型武器行動計画(PoA)第6回隔年会合において事前に作業文書を提出するなど、積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献する。
- 5 特定通常兵器使用禁止制限条約におけるロボット兵器及び爆発性戦争残存物(ERW)等の議論において、作業プロセスにも積極的・建設的に関与し、我が国に不利な議論とならないように、会合に参加して、議論に積極的に参加する。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 武器貿易条約

武器貿易条約に関する会合や二国間の軍縮関連の協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを個別に実施した。28年度中に韓国を含む10か国が締結した。8月の第2回締約国会議では、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシアといった東南アジア諸国から、締結に向けた前向きな発言が相次いだ。

また、第2回締約国会議では、締約国の条約履行を支援する任意信託基金の設置や、条約普遍化等について集中的に議論を行う作業部会の設置が決定され、我が国は任意信託基金の選定委員メンバーに選出された他、各作業部会へも参加し、条約の効果的履行や普遍化へ向けて積極的に関与を続けた。

##### 2 対人地雷禁止条約

条約普遍化のため、アジア太平洋諸国を中心に、対人地雷禁止条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを実施したほか、在外公館等から任国の外務省等に対して働きかけを行うといった努力を継続しているが、26(2014)年8月にオマーンが締結して以来、新規締結国はない。

12月にチリにおいて第15回締約国会議が開催され、ポーランドが条約上の義務に基づき貯蔵弾を廃棄した旨宣言し、これで対人地雷貯蔵弾を所持しない国の数は全162締約国中158か国となった。これまでに、締約国により約4,900万個以上の貯蔵弾が廃棄された。

同会議において、我が国は対人地雷・不発弾除去、被害者支援、危機回避教育等の分野における国際協力・支援の積極的な実施をアピールした。

##### 3 クラスタ弾に関する条約

9月にジュネーブにおいて第5回締約国会議が開催され、我が国は、クラスタ弾を含む不発弾対策における我が国の協力について、不発弾除去、被害者支援、危険回避教育等の具体的な例を挙げて、我が国の取組を積極的にアピールした。我が国の不発弾対策支援に関して、被援助国を始めとする各国政府、国連等から高い評価の声が寄せられた。普遍化促進については、アジア太平洋諸国を中心に、クラスタ弾に関する条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを実施したほか、在外公館等から任国の外務省等に対してデマルシュ（働きかけ）を行うといった取組を実施した。27年に開催された第1回検討会議後、第6回締約国会議開催時までの1年間に、ソマリア、モーリシャス、キューバ、パラオの4か国が新規締約国となり、締約国数は100か国・地域となった。

その他、条約の進捗状況として、フランス、ドイツ、イタリアが条約上の義務である貯蔵クラスター弾の廃棄を完了した旨発表された。

#### 4 国連小型武器プロセス

6月にニューヨークで開催された第6回隔年會合において、我が国は地域／グローバル・レベルでの国連小型武器行動計画の実施の検討及び持続可能な開発のための2030年アジェンダの検討、国際トレーニング文書の実施の検討、国際協力と支援の各議題に関する議論に積極的に参加した。また、小型武器の適切な安全管理及びストックパイル（備蓄）管理、女性の参画、地域機関が果たす役割及び情報の共有を重視する旨主張し、これが成果文書に反映された。

#### 5 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

過去5年間の活動をレビューし、今後5年間の活動方針を策定する運用検討會議が12月に開催され、我が国も参加して議論に積極的に参加した。

国際的に関心が高い自律型致死兵器システム（LAWS）に関しては、26（2014）年から3年にわたって開催された非公式専門家會合の議論を受け、この運用検討會議において政府専門家會合を設置し、29年中の會議開催が決定された。

また、同運用検討會議は、29年以降の枠組条約締約國會議において、従来の議題に加え、新たに①対人地雷以外の地雷兵器、②付屬議定書III、③科学技術の発展がCCWへ与える影響、④CCWの運営に係る財政上の課題、に関する議論を行うことが決定された。

### 29年度

#### 年度目標

- 1 武器貿易条約（ATT）については、締約國数が未だ少ないアジア太平洋地域における締約國拡大に向け、軍縮不拡散協議、二國間會談等を通じた様々な機会を通じて締結を働きかける。
- 2 対人地雷禁止条約については、未締結國の多いアジア太平洋諸國を中心に、二國間會談、国際機関及びNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを継続する。締約國會議においては、国際社会の中での条約の効率的な実施を確保できるよう、条約の履行、運用に関する議論に積極的に参加する。また、會議の場を通じて、我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について発信し、地雷対策における世界有数のドナー國としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスター弾に関する条約については、未締結國の多いアジア太平洋諸國を中心に、二國間會談、国際機関及びNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連會議においては、将来のクラスター弾の廃絶を目指して、締約國だけでなく、未締結國を含む国際社会が受け入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。また、會議の場を通じて、世界第2位のドナー國である我が国の国際協力について発信する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組では、我が国が既に締結している附屬議定書の適切な履行に加えて、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家會合においては、作業プロセスに積極的に関与しつつ、我が国経済や社会に不利益が生じないように対応する。
- 5 小型武器については、我が国は長らく主導的役割を果たしており、毎年、南アフリカ、コロンビアと共に小型武器決議案を提出している。29年の国連第一委員會、国連総會においても、実質的な内容をもつ決議となるよう、作業プロセスにおいて積極的・建設的に関与しつつ、決議の採択に向けて主体的に取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

##### 1 武器貿易条約

武器貿易条約に関する會合や二國間の軍縮関連の協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを個別に実施した。9月の第3回締約國會議においては、次回（第4回）締約國會議議長選出に際して高見澤軍縮會議日本政府代表部大使が立候補し、コンセンサスで選出された。30年1月及び2月、同大使が南部アフリカ及び東南アジアに出張し、政府要路、議會関係者に対し条約締結を働きかけ、各地域での普遍化促進活動を実施した。カザフスタン及びパレスチナが武器貿易条約を締結し、締約國・地域数は94か國・地域となった。

また第2回締約國會議（28年8月）で設置が決定された締約國の条約履行を支援する任意信託基金の運用や、条約普遍化等について集中的に議論を行う作業部会の活動が具体化したところ、我が国は任意信託基金選定委員メンバーとして基金の運用に関与したほか、各作業部会へも参加し、条約の效果的履行や普遍化へ向けて積極的に参画した。

国連総會においては、第4回締約國會議の議長として、我が国がペンホルダーとなって武器貿易

条約履行決議を起案及び調整を行い、賛成多数で採択された。

## 2 対人地雷禁止条約

条約普遍化のため、アジア太平洋諸国を中心に、対人地雷禁止条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え、非締約国に対する締結に向けた働きかけを実施した。また、議長呼びかけによって組織されたワーキンググループに参加して普遍化促進に取り組んだ。対人地雷禁止条約では、26年8月以来、長らく新規締結国がなかったが、スリランカ及びパレスチナが加入し、条約の締約国・地域数は164か国・地域に増加した。

12月にオーストリアにおいて第16回締約国会議が開催され、ベラルーシが条約上の義務に基づき貯蔵弾を廃棄した旨宣言した。我が国を含めた締約国・地域によって廃棄された貯蔵弾の総数は、前年度の累計である約4,900万個超から約5,100万個超に増加した。我が国による国際協力・支援の積極的な実施をアピールし、被援助国を始めとする各国や国際機関から高い評価の声が寄せられた。

30年2月にジュネーブで開催された国際地雷対策プログラム責任者会合では、対人地雷禁止条約が掲げる2025年までに地雷のない世界を実現するという目標に関するセッションにおいて、志野在ジュネーブ代表部大使が議長を務め、この目標を達成するためにはパートナーシップが重要であるとして、日本の国際協力のグッド・プラクティスを紹介するとともに、国連機関やAU等の地域機関を代表するパネリストから各機関の取組を聴取し、またパートナーシップの在り方につき意見交換を行うことで議論の促進に大きく貢献した。

30年6月には、安全保障理事会で独立した地雷関係の安保理決議としては最初の決議である地雷対策に関する安保理決議が採択されたが、我が国は主提案国のボリビアと共に共同提案国となり議論の促進に貢献した。

## 3 クラスター弾に関する条約

普遍化促進のための取組として、アジア太平洋諸国を中心に、クラスター弾に関する条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え締結に向けた働きかけを実施した。ベナン、マダガスカル及びスリランカの3か国が新規締約国となり、締約国・地域数は103か国・地域になった。また、会議では南スーダンが条約への加入を前向きに検討している旨の発言を行った。

9月にジュネーブにおいて第6回締約国会議が開催され、我が国は、クラスター弾を含む不発弾対策における我が国の国際協力の取組について積極的に発信したほか、クラスター弾により甚大な被害を被っているラオスが主催したサイドイベントにドナー国の代表の一つとして招かれ、ラオスに対するこれまでの支援とクラスター弾問題に対処するための同国との協力関係について紹介し、参加者から高い評価を得た。

同会議において、フランスが貯蔵弾の除去を完了した旨報告し、これまでに39の締約国がクラスター弾を有した経験があり、内29か国が廃棄を完了した旨併せて報告された。なお、国際NGOの報告書「クラスター弾モニター2017」によれば、これまでに約1,400万個のクラスター弾と1億7,500万個以上の子弾が廃棄され、これは、締約国・地域によって報告されているクラスター弾総数の97%、子弾の98%にあたる数字である旨報告された。また、同会議において、モザンビークがクラスター弾汚染地域の除去を完了した旨報告した。

## 4 特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)

科学技術の急速な発展が通常兵器や安全保障に与える影響への関心が国際的に高まる中、28年に自律型致死兵器システム (LAWS) に関する政府専門家会合の設置が決定された。初回会合が11月に開催され、同会合議長国インドの要請に応じて安全保障分野の専門家を同会合へ派遣した。同会合では、LAWSに関する我が国方針を説明し、LAWSに関連するロボット技術や人工知能 (AI) は、産業、医療、災害対応等、経済や社会の様々な分野で利用され、今後も急速な発展が見込まれていることから、その健全な発展を阻害しないよう冷静な議論の必要性を指摘する等、建設的に議論に参画した。11月の締約国会議では、30年における政府専門家会合の開催が決定された。

LAWSについては、国際社会において、国際人道法との関係、倫理上の論点、関連技術のデュアル・ユース性及び安全保障上の問題を主要な論点として、活発な議論が行われているところ、こうした国際的な議論も踏まえ、外務省としても一層の研究を進める必要があるとの考えの下、3月に河野外務大臣主催自律型致死兵器システムに関する有識者との意見交換会を開催した。

## 5 国連小型武器プロセス

長年にわたり我が国は主提案国としてコロンビア及び南アフリカとともに国連総会に提出してきた「小型武器非合法取引」決議を第72回国連総会に対して提出し、非公式協議を主催して各国意見を聴取・調整を行い、国連小型武器行動計画第3回履行検討会議の30年6月の開催や持続可能な開発目標との関係について言及する等、実質的な内容とした上で、第一委員会及び総会ともに

例年どおりコンセンサスで採択される道筋を作った。また、30年6月にニューヨークで開催される国連小型武器行動計画第3回履行検討会議のための非公式協議（2月）や準備委員会（3月）が指名議長国フランスの主導で開催され、我が国は地域及びグローバル・レベルでの国連小型武器行動計画の実施の検討、国際トレーニング文書の実施の検討、及び、国際協力と支援の各議題に関する議論に積極的に参画した。また、我が国は、アジア大洋州地域グループから副議長に立候補し、選出された。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：a，29年度：b）

### 測定指標 9-5 国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け

	中期目標値	28年度		29年度		28・29年度目標の達成状況
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①共同提案国数	①-	①前年 (107)以上	①109	①109カ国 以上	①77	B (28年度：a， 29年度：b)
②賛成国数	②-	(166)以上	②167	②167カ国 以上	②156	

### 評価結果（個別分野9）

#### 施策の分析

#### 【測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組】

##### 28年度

我が国は、核兵器国と非核兵器国の主要国から成るG7の議長国として、被爆地広島で開催したG7外相会合において、核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを「核軍縮・不拡散に関するG7外相広島宣言」という形で発出した。また、5月にはオバマ米大統領が現職の米国大統領として初めて広島を訪問した。これらは、その他多くの世界の指導者による被爆地訪問ともあいまって、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を盛り上げることに繋がった。また、被爆者の被爆証言活動を後押しする「非核特使」制度に加え、若い世代が国内外の国際会議等で被爆の実相を伝達するために創設された「ユース非核特使」制度を運用する等、世代と国境を越えた取組の継承に注力し、12月には各国政府関係者、有識者及び若者を長崎に招き、ユース非核特使フォーラム及び国連軍縮会議から成る「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」を開催したことも核兵器のない世界に向けた国際的機運を盛り上げる上で有効であった。

国連総会においては、核軍縮の進め方をめぐって各国の立場の違いが明らかになる場面があった中で、我が国が提出した核兵器廃絶決議については、27年は棄権であった米国を含む109カ国の共同提案国、167カ国の圧倒的多数の賛成を得て採択されたことを鑑みれば、核兵器のない世界の実現のためには核兵器国と非核兵器国の協力の下、現実的かつ実践的な取組が必要であるという我が国の立場が広範な支持を得たものと評価でき、国際社会における核軍縮を進展させる上で有効性が高い取組であったと考える。また、カザフスタンとともにCTBT発効促進共同調整国を務めたこと、国連総会でのCTBTフレンズ外相会合で共同議長を務め共同閣僚宣言を採択したこと、CTBTに関する国連安保理決議の共同提案国として決議採択に尽力したこと、二国間協議等により条約の未批准国に対し批准を促すために積極的に働きかけたことについても、新たにミャンマー及びスワジランドがCTBTを批准したことにつながったことから、有効性の高い取組であったと考える。（28年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②）

##### 29年度

5月にウィーンで開催された2020年NPT運用検討会議第1回準備委員会に、我が国として初めて外務大臣が出席し、核兵器国と非核兵器国の信頼関係を再構築するための方策や我が国の核廃絶に向けた道筋を表明することにより、NPTの重要性和2020年NPT運用検討プロセスへの我が国のコミットメントを強調した。また、同準備委員会において我が国が主導するNPDIとして共同ステートメントを実施したほか、6本の作業文書の提出及びサイドイベントの実施等を通じて同準備委員会の議論に積極的に貢献した。さらに、9月には26年以来3年半ぶりとなるNPDI外相会合をドイツと共催し、2020年NPT運用検討会議に向けて、NPDIとして核兵器国と非核兵器国の橋渡しを果たすべく、核戦力の透明性の向上、CTBTの発効促進やFMCTの早期交渉開始に向けた取組といった現実的かつ実践的

な提案を続けることで貢献していくとの決意を改めて表明する NPT 外相共同声明を発出した。これらの取組は、国際的な核軍縮・不拡散の礎石である NPT 体制の維持・強化のための 2020 年 NPT 運用検討会議に向けた国際社会の機運を高める上で有益な取組であった。

国際的な安全保障環境の悪化や核兵器禁止条約の採択にみられるような核軍縮の進め方をめぐる核兵器国と非核兵器国間、さらには非核兵器国間での立場の違いが顕在化している現状を踏まえると、核軍縮の進展に向けて様々なアプローチを有する国々の信頼関係を再構築し、各国の協力と協調の下で取り組むべき核兵器のない世界に向けた現実的かつ実践的な取組を主導することが重要と考えられる。このような取組の進展に資する提言を得るため、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設立し、同会議での議論を経て外務大臣への提言を得たことは、今後 NPT 第 2 回準備委員会への我が国からのインプットを充実させるものであり、核軍縮の実質的な進展に寄与することが期待される。

### 【測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組】

#### 28 年度

北朝鮮の核・ミサイル問題等が我が国を含む国際社会全体にとって新たな段階の脅威となる中、アジア不拡散協議 (ASTOP) やアジア輸出管理セミナーの開催は、不拡散・輸出管理分野の諸問題について包括的に情報・意見交換する場を提供することによって、アジアにおける不拡散の取組及び輸出管理を強化し、特にアジアを中心とした途上国による国連安保理決議の履行能力の向上を支援する上で、有益であった。(28 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

拡散に対する安全保障構想 (PSI) のシンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」への参加、各種アウトリーチに関する取組を行ったことは、アジアを中心とした拡散防止のための連携強化及び能力向上につながり、大量破壊兵器等の不拡散に係る国際的な取組の強化に大きく貢献した。(28 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

#### 29 年度

アジア不拡散協議 (ASTOP) は、インドを新たに参加国として加えたことで、同協議において対象とする地域が広がり、アジアにおける不拡散に係る課題をより実効的に議論できる体制となった。今次会合では、北朝鮮の核・ミサイル問題への取組としての関連国連安保理決議の完全な履行等と輸出管理制度の整備等の大量破壊兵器等の拡散に対抗する具体的な取組の強化を議論の軸としたことは、参加国の不拡散に対する取組の強化、理解促進に有益だった。(29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

イラン向け保障措置トレーニングコースは、イランの核合意履行の重要な要素である IAEA 追加議定書に基づく申告を含む保障措置実施という適切なテーマ設定の下で実施され、長年にわたり IAEA の保障措置を受けてきた日本の知見と経験、また、日本・IAEA 間協力の取組の共有を通じたイランの核合意履行への具体的で有意義な支援であった。なお、IAEA 側からも極めて有益であったとの評価を受けた。(29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

東南アジアやアフリカ地域における IAEA 追加議定書促進セミナーの開催については、対象国からのフィードバックから、着実な意識の向上が認められ、追加議定書締結国の増加に向けて一定の効果があった。(29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

輸出管理レジームについては、特にワッセナー・アレンジメント (WA) において、インドの新規参加に係る共同報告国として活動し、同国の参加実現、ひいては国際不拡散体制の強化に貢献した。(29 年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組(達成手段②))

### 【測定指標 9-3 生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の実施強化のための取組】

#### 28 年度

BWC 締約国が 4 か国 (アンゴラ、ギニア、リベリア及びネパール) 増え、条約の普遍化が進み、我が国として BWC の実施強化に貢献できた。一方で、11 月に開催された 5 年に 1 度の運用検討会議において条約強化に向けた会期間の専門家会合等の取組が廃止されるなど、我が国が目標としていた結果を得ることはできなかった。

CWC 非締約国・地域であるイスラエル、北朝鮮、エジプト及び南スーダンが、引き続き条約に未加入のままとなり、CWC 締約国・地域の増加は実現しなかった。一方で、我が国は、28 件の OPCW による査察を滞りなく受入れ、我が国の CWC 履行に対する透明性確保及び信頼醸成が達成された。また、マレーシアでの VX 使用事案に対する深刻な懸念を表明する OPCW の執行理事会決定の採択の際に共同提案国となるなど、化学兵器のない世界に向けた議論に貢献することができた。(28 年度：軍備管理・

## 軍縮・不拡散への取組（達成手段②）

### 29年度

BWC 非締約国・地域に対して加入の呼びかけを実施した結果、BWC 締約国は1か国及び1地域（サモア及びパレスチナ）増え、条約の普遍化が進み、我が国としてBWCの実施強化に貢献できた。我が国は、締約国会合において、条約の実施強化に向けた会期間活動の具体策を作業文書の形で提出し、作業文書に賛同する国と共に条約実施強化に資する議論の深化に貢献した。さらに、会期間活動の合意に向けて、意見の対立する国々の合意に向けて積極的な意見調整を実施することで、30年度からの会期間活動（締約国会合と専門家会合の開催）の合意形成に向けて大きく貢献することができた。

CWC 非締約国・地域である、イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダンに対する加入の呼びかけを実施したうち、南スーダンがCWC加盟に向けた準備段階に入った背景として、我が国によるCWCの重要性を説明しつつ、加入を求める個別の働きかけが有効だった。北朝鮮のCWC加入の重要性については、OPCW会合等の機会に各国の理解を深めた。また、我が国は、30件のOPCWによる査察を滞りなく受け入れ、我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成が達成された。さらに、シリアにおける化学兵器使用に対する深刻な懸念を表明するOPCWの執行理事会決定の採択において、共同提案国になったこと、「化学兵器使用への不処罰に関する閣僚会合（30年1月）」への参加、及び化学兵器禁止機関設立及び化学兵器禁止条約発効20周年記念行事（29年12月）の開催などを通じて、我が国のプレゼンスを示しつつ、国際社会の化学兵器のない世界の実現に向けた取組に積極的に貢献することができた。

他方、シリアにおいては、化学兵器の使用事案が度々発生しているが、その使用者を特定するメカニズムは、安保理における拒否権の行使によりなくなっている。我が国としては、安保理において合意が成立するよう、決議案を出したり、OPCWの執行理事会において決定案を提出したりしたが、採択されるには至らなかった。我が国としては、引き続きシリアのCWCの履行を求めていくとともに、化学兵器の使用の禁止に関する国際規範を堅持するための外交的取組の継続が必要である。また、我が国の安全保障にも重要な影響を与える北朝鮮のCWCの加入については、締約国会議や日米、日中の2か国間協議で問題提起を行ったものの、未だ北朝鮮の加入は実現できていない。（29年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

### 【測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組】

#### 28年度

我が国は、武器貿易の透明性を確保するために、原共同提案国として武器貿易条約の作成に主導的な役割を果たし、我が国自身も同条約を締結し、アジア地域で最初の締約国となったという経緯を踏まえ、条約の効果的な履行に関する議論に積極的に参加し、未締結国に対して早期の条約締結を働きかけたことは、長期的なプロセスである普遍化について、条約の発効当初から各国に先駆けて我が国が取り組む姿勢を示す上で有効だった。また、条約事務局の活動を監督する管理委員会や締約国の条約履行を支援する任意信託基金選定委員会のメンバーに選出されたことは、我が国として建設的かつ積極的に貢献する上で重要であった。また、対人地雷禁止条約、クラスター弾に関する条約については、締約国会議やその他の非公式会合等への参加を通じて、各国の義務履行に関する議論の促進に貢献した。（28年度：通常兵器の軍備管理（達成手段③））

#### 29年度

我が国は、武器貿易の透明性を確保するために、原共同提案国として武器貿易条約の作成に主導的な役割を果たし、アジア地域で最初の締約国となったという経緯を踏まえ、9月の第3回締約国会議における次回（第4回）締約国会議議長選出に際して立候補を行い、コンセンサスで選出された。我が国は、次回締約国会議議長国として、また、アジア大洋州地域の主要な締約国として、条約の効果的な履行に関する議論に積極的に参加し、未締結国に対して早期の条約締結を働きかけた。特に、高見澤軍縮代大使が南部アフリカ及び東南アジア各国を訪問し、普遍化促進のため、個別的働きかけを実施したことは、アジア大洋州地域から初めて締約国会議議長国に選出された我が国として、同地域における普遍化を特に重視していることを示す上で有効な取組みとなった。また、カザフスタン及びパレスチナが、それぞれ中央アジア及び中東のそれぞれ初の締約国・地域として武器貿易条約を締結し、締約国・地域数が94となったことは、通常兵器の流用の問題が深刻なこれらの地域において同条約の重要性に対する理解が進んでいることを示すものであり、重要な進展となった。

対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約については、我が国は条約の締約国数の増加を重視しており、二国間会談、多数国間会談の席で働きかけを行った他、特定の国に対しては個別の働き

かけを実施した。対人地雷禁止条約は2か国・地域（スリランカ及びパレスチナ）、クラスター弾に関する条約は1か国（スリランカ）が条約に新規加入した。地雷・不発弾対策支援において、我が国は二国間支援や国際機関を通じた支援を積極的に実施し、米国、EUに次ぐ世界第三位の規模の支援を実施し、締約国会議で我が国の取組を紹介しつつ国際社会の協力の重要性を訴えた。地雷問題については、安保理決議の共同提案国となり、地雷対策の重要性に係る議論の促進に貢献した。

小型武器問題に関しては、我が国が主提案国として国連総会第一委員会において各国の意見を慎重に聴取及び調整を行った結果として決議がコンセンサスで採択された他、我が国が安保理議長国となるタイミングを踏まえ、小型武器に関するブリーフィングを実施し、同問題に関する我が国のプレゼンスを高めることができた。（29年度：通常兵器の軍備管理（達成手段③））

#### 【測定指標 9-5 国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け】

##### 28年度

国連総会に提出した我が国核兵器廃絶決議案は、核軍縮の進め方を巡って核兵器国と非核兵器国の対立が深まる中、前年度を上回る109の共同提案国、167か国という圧倒的多数の賛成を得て採択され、我が国の核軍縮に関する立場について広範な支持が得られた。（28年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

##### 29年度

29年度は、国連総会に我が国が提出した核兵器廃絶決議への支持取付けについて、賛成国数及び共同提案国数ともに年度目標の目標水準を達成できなかった。しかし、北朝鮮の核・ミサイル開発を始めとする国際的な安全保障環境が悪化する中、また、核軍縮の進め方をめぐって、核兵器国と非核兵器国のみならず、核兵器の脅威に晒されている非核兵器国とそうでない非核兵器国の間でも立場の違いが顕在化するという厳しい状況の中で、29年度の同決議案は、核軍縮を実質的に前進させるべく、全ての国々の信頼関係を再構築し、立場の異なる国の橋渡しを行い、国際社会が一致して取り組むための共通の基盤を提供することを目指した。その結果、同決議案は、12月の国連総会において、合計156か国の幅広い支持を得て採択された。なかでも、核兵器国である米国及び前年は棄権した英国が共同提案国となり、フランスも賛成したことの意味は大きい。また、核兵器禁止条約に賛成した122カ国中、95カ国が賛成するなど幅広い国々の支持を得た。国連総会には、我が国提出の核兵器廃絶決議案に加えて、他にも核軍縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、我が国の決議案はそれらの決議案と比較して最も賛成国数が多く、また、20年以上にわたって国際社会の立場の異なる国々から幅広く支持され続けてきていることをかんがみれば、我が国の立場について相当程度の理解を得ることができたものとする。（29年度：軍備管理・軍縮・不拡散への取組（達成手段②））

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮及び不拡散の進展は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために必要不可欠な施策の一つであることから、現在の施策目標は妥当であり、引き続きその達成に向けた施策を実施していく。

##### 【測定指標】

#### 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組

国際社会における核軍縮をめぐる状況は依然として厳しいが、我が国としては、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPT体制の維持・強化のため、2020年NPT運用検討プロセスに引き続き積極的に貢献していくとともに、CTBT早期発効やFMCT交渉開始、透明性の向上といった現実的かつ実践的な取組を継続していく。また核軍縮の実質的な進展のための賢人会議で得られた提言を活用し、さらなる取組を推進していく。

##### 【測定指標】

#### 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組

北朝鮮の核・ミサイル問題、イランの核合意履行の重要性及びアジア諸国における不拡散の取組強化の必要性等を踏まえ、関係国との緊密な協議や情報収集を行いつつ、アジア諸国における北朝鮮関連国連安保理決議の完全な履行及びIAEAに北朝鮮が復帰する際の迅速な初動を支援する。

イランの核問題については、国際不拡散体制の強化にも資するイランの核問題に関する最終合意（包括的共同作業計画（JCPOA））の継続的な履行が不可欠であり、イランの核合意の着実な履行を

支持する我が国として、30年度以降もイラン向け保障措置トレーニングコース等の取組を更に進めていく。

追加議定書締結国の増加は、未締結国の意識向上や法整備等キャパシティビルディングが必要とされるため容易ではないが、未締結国の意識向上や法・制度が脆弱な地域におけるセミナー等を通じた能力構築を引き続き実施することにより、保障措置体制強化に向けた着実な取組を継続する。

また、近年、アジア諸国が、その経済発展に伴い、大量破壊兵器開発に転用可能な物資・技術の生産能力を獲得してきている一方、北朝鮮を始めとする懸念国による違法な調達活動が巧妙化している。アジア諸国が不拡散の「抜け穴」にならないよう、新たな核兵器国出現の阻止のためのIAEA保障措置及び核兵器等を追求する主体による関連物資・技術の調達を阻止するための輸出管理を推進していくことが必要であることから、これら取組の強化に向け、引き続き途上国を中心とした輸出管理制度が未整備又は執行能力の向上が必要な国に対する息の長い働きかけや国際社会との協力を推進する。

### **9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の実施強化のための取組**

#### **1 BWC**

BWCの実施強化は、生物兵器の出現防止の取組として有効であり、我が国として効果的かつ効率的な提案を行いつつ、実施強化を引き続き支援していく。

29年の締約国会合では作業文書での具体策提案や非公式協議における実施強化策（会期間活動）の合意形成プロセスに大きく貢献することができたことを踏まえ、30年度からの会期間活動においては、作業文書の提出や関連専門家による発表を行い、条約の実施強化に貢献する。

30年度に実施される国連軍縮局のバイオセキュリティ対応能力の強化プロジェクトにおいて、ASEAN諸国を集めた会合において国内の関連専門家による発表を行い、我が国のバイオ脅威対策のベストプラクティスを共有しつつ、キャパシティビルディングを支援し、ASEAN諸国におけるバイオ脅威への対応能力強化に貢献する。

#### **2 CWC**

シリア、英国、マレーシア等において化学兵器の使用事案が発生している現状にかんがみ、OPCWを通じた化学兵器の再出現を防止するための取組は重要性を増している。CWC及びOPCWは、化学兵器のない世界の実現を目指す上で、使用疑義等、条約上の違反について調査可能であることから、極めて有効なメカニズムであり、我が国は執行理事国として、使用者特定のための国際的なメカニズムの設置の重要性を訴えるとともに、より効果的な査察検証体制の実現に向けた方策について提案を行い、化学兵器の使用認定能力の強化等の議論にも貢献しつつ、積極的にOPCWで発言を行い、今後ともOPCWによる化学兵器のない世界を目指した取組の効果的かつ効率的な実施を促進するために支援していく。

29年度は、CWCの完全なる普遍化の達成に至らなかったが、南スーダンに対する個別の働きかけを行うとともに、同国の加入に向けた取組を支援した。今後は従来からの取組に加え、北朝鮮のCWC加入の重要性に関する各国の理解の拡大にも取り組むことにより、CWCの普遍化に努める。

30年11月に開催予定のCWC第4回運用検討会議では、過去5年間の条約の運用状況を踏まえ、今後の方向性を定める節目となる会議であるところ、同会議に向けて、CWCの各締約国の国内実施措置の強化への貢献を行うべく、積極的に準備会合等での議論に参加し、OPCWの化学兵器のない世界を目指した取組を促進する。

### **9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組**

武器貿易条約(ATT)は、26年12月の発効から3年を経過したが、アジア太平洋地域の締約国数が6か国に止まっていることから、引き続き、関係国に対して同条約の締結を働きかける。また、地雷・クラスター弾に関し、世界第3位の地雷・不発弾対策支援国である我が国の取組を、関連の会合等においてアピールするとともに、地雷及び不発弾の敷設地を有する国に対しては条約上の義務である一定期限内の除去を達成できるように、会議の場を通じて各国のオーナーシップを高めるべく、働きかけを行う。さらに、30年6月には、国連小型武器行動計画(PoA)の今後6年間の活動方針が議論される第3回履行検討会議が開催されるため、国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国として、アジア大洋州地域から副議長に選出された機会をとらえ、積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献していく。特定通常兵器使用禁止制限条約におけるLAWS等の新たな科学技術の急速な発展の安全保障に与える影響の議論に、積極的・建設的に関与する。

### **9-5 国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け**

国連総会での我が国提出決議案への支持取り付けは引き続き重要であり、核軍縮を巡る状況が依然として厳しい中、我が国が考える核軍縮のあり方を本決議を通じて国際社会に示し、国際社会において様々なアプローチが存在する中で各国の橋渡しを行うための共通の基盤を提供するという観点から、単純に賛成国数のみに着目するのではなく、賛成国の構成や決議案の内容等も政策の成果を測定する上で重要であることから、本指標については29年度をもって終了とする。

#### 作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ 外交政策＞軍縮・不拡散・原子力の平和的利用  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html>)
- ・ 平成30年版外交青書（外交青書2018）  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2018/html/index.html>)

## 個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

### 施策の概要

- 1 国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第186回国会施政方針演説(平成26年1月24日)
- ・2015年NPT運用検討会議一般討論演説(平成27年4月28日)
- ・エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)
  - 第3章エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策
    - 第4節 原子力政策の再構築
      - 3. 原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立
      - 5. 国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築
        - (3) 世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献
    - 第10節 総合的なエネルギー国際協力の展開
      - 1. エネルギー国際協力体制の拡大・深化
        - (2) 二国間エネルギー協力体制の高度化
          - ②アジア各国とのエネルギー協力関係の強化

## 測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 \*

### 中期目標（一年度）

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和目的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

### 28年度

#### 年度目標

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 28年3月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップを推進し、12月に開催予定のIAEA核セキュリティ国際会議への参加を通じ国内外の核セキュリティ強化に努める。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 総会／理事会やG7各国等との関連会合に積極的に参加し、原子力安全に関するIAEA総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やG7原子力安全セキュリティ・グループ(NSSG)会合等の成果文書において福島第一原発における廃炉・汚染水対策の着実な進展を確認する等、我が国の立場を反映させ、これらの合意や採択に努める等、国際協力を推進した。

原子力安全の分野においては、福島県にあるIAEAの緊急時対応能力研修センター（CBC）において、海外からの参加者向け、国内外自治体向け、及びIAEA緊急時対応援助ネットワーク（RANET）参加国向けに、原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修（約30か国、80人）を実施し、国際的な原子力安全の強化に貢献した。

また、G7主導で支援してきたチェルノブイリ原発支援事業（チェルノブイリ4号炉の石棺を覆う新シェルター（NSC）の建設及び1～3号炉の使用済燃料の中間貯蔵施設（ISF-2）の建設）の効率的・効果的な実施のため、G7議長国として、G7間の意見調整や拠出国総会での共同ステートメント等を行った。

国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については、我が国の締結により27年4月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）の締約国数拡大に向け、9月にはIAEA総会のサイドイベントとして、未締結国に対する同条約に関するセミナーを他の締約国とともに開催した。

- 2 28年3月のワシントン（米国）での核セキュリティ・サミットで、今後IAEAが国際的な核セキ

ユリティの取組で中心的役割を果たすことが確認されたことを受け、IAEAの主催により12月にウィーン（オーストリア）で開催された「核セキュリティに関する国際会議」に藺浦外務副大臣が出席し、核物質の最小化や適正管理の取組の継続、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに、天野 IAEA 事務局長との間で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本と IAEA が核テロ対策において協力することで一致したことを発表した。

また、6月にハーグ（オランダ）で開催された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」の10周年会合に出席し、29年6月に86か国が参加する、GICNTの全体会合（政府高官レベル）を我が国が東京で主催する旨を表明した。

#### 29年度

##### 年度目標

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国が29年6月に東京で主催する核テロ対策国際会議（GICNT全体会合）やIAEAとの協力等を通じ、国内外の核セキュリティ強化に努める。

##### 施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 総会／理事会やG7各国等との関連会合に積極的に参加し、原子力安全に関する IAEA 総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やG7原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG）会合等の成果文書において福島第一原発における廃炉・汚染水対策の着実な進展を確認する等、我が国の立場を反映させ、これらの合意や採択に努める等、国際協力を推進した。

原子力安全の分野においては、福島県にある IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）において、海外からの参加者向け、国内外自治体向け、及び IAEA 緊急時対応援助ネットワーク（RANET）参加国向けに、原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修（約30カ国、90人）を実施し、国際的な原子力安全の強化に貢献した。また、放射線医学総合研究所（放医研）が IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）として認定されるべく、放医研と IAEA との調整を支援し、国際的な原子力安全の向上のための体制を強化した。

また、G7主導で支援してきたチェルノブイリ原発支援事業（チェルノブイリ4号炉の石棺を覆う新シェルターの建設及び1～3号炉の使用済燃料の中間貯蔵施設の建設）の効率的・効果的な実施のため、G7間で緊密に連携して貢献した。

- 2 30年2月にウィーンにおいて、河野外務大臣及び天野 IAEA 事務局長の立会いの下、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使及びレンティッホ IAEA 事務次長の間で「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」が署名された。この取決めにより、今後、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会関連のイベントへの IAEA の専門家の参加支援や核セキュリティ事案に関連する情報交換、放射性物質の検知に関する機材の貸し出し等を含む協力の枠組みを設定した。

6月に東京において、核テロ対策国際会議（GICNT全体会合）を開催し、GICNTの共同議長国である米露を始め、74か国・4国際機関から約220人の政府高官らが参加した。藺浦外務副大臣から、核テロの脅威、GICNTと核セキュリティ強化、核セキュリティに関する我が国の取組について基調講演を行った。また、GICNTの過去2年間の活動を踏まえつつ、引き続き能力構築に関する協力を戦略的に実施することや、核セキュリティへの地域的アプローチを促進する等の今後の活動方針を確認する共同議長声明を発出した。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

## 測定指標 10-2 福島第一原発事故後の対応

### 中期目標（一年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

#### 28年度

##### 年度目標

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、在京外交団等への FAX 送付等による情報提供（計 19 回実施）等、積極的な情報発信を継続するとともに、IAEA への包括的な情報提供（計 4 回実施）についても継続して実施した。
- 2 海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を 5 月及び 11 月に受け入れ、IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取した。26 年及び 27 年に実施した、海水試料等に関する IAEA、日本及び欧州等の機関による分析結果の相互比較について、5 月に IAEA は、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、高い正確性と能力を有している旨の我が国の取組を評価する内容を含む報告書を公表する等、国際社会との協力を進めた。また、「IAEA-環境省環境回復専門家会合」（第 1 回会合（28 年 2 月）に続き第 2 回会合を 11 月に開催）の実施を支援し、除染を担当した市町村や民間業者らの知見・経験などの記録・共有状況などについての意見交換、汚染土の減容化や再生利用についても、海外での事例の共有及び日本の方策についての議論等、福島における環境回復活動に関して、国際社会との協力を進めた。

#### 29 年度

##### 年度目標

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、SNS 等多様な情報発信ツールを活用して積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、在京外交団等への FAX 送付等による情報提供（計 12 回実施）に加え、官邸広報紙 We are Tomodachi への IAEA 幹部の寄稿及び NHK World（NHK の海外向け番組）への IAEA 幹部のインタビューの挿入、海洋モニタリングにおける IAEA との協力に関する在京大使館・海外プレス向けブリーフの実施等、積極的及び様々なチャネルを活用した情報発信を継続するとともに、IAEA への包括的な情報提供（計 4 回実施）についても継続して実施した。また、IAEA の緊急時対応能力研修センター（CBC）において、海外からの研修参加者向けに福島第一原発視察をアレンジし、当該国において一定の影響力を有すると考えられる海外の原子力の専門家の理解醸成に貢献した。
- 2 海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を 10 月に受け入れ、IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取した。26、27 及び 28 年に実施した、海水試料等に関する IAEA、日本及び欧州等の機関による分析結果の相互比較について、IAEA が、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、高い正確性と能力を有している旨の報告書を 7 月に公表する等、廃炉・汚染水対策に関する国際社会との協力を進めた。また、「IAEA-環境省環境回復専門家会合」（第 1 回会合（28 年 2 月）、2 回会合（28 年 11 月）に続き、29 年 3 月の環境省直轄除染地域の面的除染完了を国際社会に情報発信すべく第 3 回会合（4 月）を開催し続いて同年度に第 4 回会合（11 月）を開催）の実施を支援し、除染を担当した市町村や民間業者らの知見、経験等の記録・共有状況等についての意見交換、汚染土の減容化や再生利用に関する海外での事例の共有及び日本の方策についての議論を行った結果、福島における環境回復活動に関して、国際社会との協力を進めた。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

### 測定指標 10-3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

#### 中期目標（一年度）

IAEA との連携を通じて効果的・効率的に国際的な課題に取り組み、原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上を図る。また、これらの連携強化を通じて、国際社会における日本の更なるプレゼンス強化を図る。

#### 28 年度

## 年度目標

開発途上国等の支援のため、以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。

- 1 IAEA 技術協力基金 (TCF) を通じた技術協力
- 2 IAEA 平和的利用イニシアティブ (PUI) を通じた技術協力
- 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA)」の枠組みを通じた技術協力

## 施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 技術協力基金 (TCF) に対し約 881 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とした保健・医療、原子力安全、食糧・農業等の分野における技術協力を実施した。
- 2 平和的利用イニシアティブ (PUI) に対し 483 万米ドルを拠出し、開発途上国を中心とした非発電分野（保健・医療、食糧・農業、環境等）における技術協力を実施した。
- 3 原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく活動推進のため、日本政府として RCA 政府代表者会合、各種 WG 等に出席し、RCA の戦略的なプロジェクト形成及び実施等に貢献した。また、新たに大気モニタリング及び地下水分析のプロジェクトに日本人専門家を派遣して、プロジェクトの専門家会合を日本の研究機関でホストする等、アジア・太平洋地域の開発途上国の技術力向上及び人材育成に貢献した。具体例として、11 月に開催された「工業応用と環境保全に向けた高度グラフト材料の開発のための放射線加工への協力」に関するプロジェクトの最終会合は、量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所がホスト機関となった。

## 29 年度

### 年度目標

中期目標の達成のため、以下を実施する。

- 1 技術協力基金 (TCF)、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金を通じた IAEA の原子力の平和的利用分野における活動強化
- 2 原子力分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関による IAEA との連携拡大
- 3 IAEA の原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援
- 4 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA)」の枠組みを通じた技術協力活動への関与拡大

## 施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 技術協力基金 (TCF) に対して約 790 万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健・医療、食糧・農業、環境、産業、原子力安全等の分野における技術移転・人材育成を実施した。また、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金により、IAEA に対して 527 万米ドルを拠出し、アフリカ、東南アジア、中南米カリブ地域の 89 の IAEA 加盟国に対する感染症や自然災害対策、原子力安全向上支援等の 8 つの IAEA プロジェクトを支援した。
- 2 IAEA と国内人材、企業、機関の連携拡大に向け、以下のような様々な取組を実施した。
  - ・IAEA が実施する技術協力活動における研修の受入れや専門家の派遣について、国内機関と調整し、協力可能な国内機関を IAEA に紹介した。
  - ・5 月の IAEA 主催技術協力 (TC) 国際会議に出席した。本会議には大阪大学や JICA から出席し、パネリストとして登壇し、IAEA と日本の協力強化に向けたスピーチを行った。
  - ・原子力の平和的利用における我が国の貢献を紹介する広報動画を作成し、9 月の IAEA 総会の展示ブースにて放映した。
  - ・30 年 2 月、在ウィーン国際機関日本政府代表部において、欧州地域に駐在する日系企業向けに、国際機関調達セミナーを開催した。IAEA の調達担当者から同機関の調達活動への参画について紹介する機会を設け、日系企業と IAEA との協力強化を図った。
- 3 原子力の平和的利用分野における活動を通じた SDGs 達成支援として、人畜共通感染症対策 (SDGs における目標 2、3 に該当)、がん対策 (目標 3)、自然災害対策 (目標 3、9)、原子力安全対策 (目標 7) などに関するプロジェクトに対して、PUI 拠出金により 527 万米ドルの財政支援を行ったほか、医療、災害対策、原子力安全等の分野における日本の知見を活用し、専門家派遣やトレーニング会合の開催などの人的支援を実施した。また、PUI への拠出や IAEA と国内人材、企業、機関の連携拡大に向けた取組を通じて IAEA の開発支援実施手段の拡大 (目標 17) に貢献した。
- 4 RCA の枠組みにおいて実施された 13 の技術プロジェクトのうち、10 のプロジェクトに日本人専門家を派遣し、アジア・大洋州地域における原子力科学分野の技術力の向上及び人材育成に貢献し

た。具体例として、12月に大阪大学大学院において核医学分野におけるトレーニング・コースを主催し、14か国約30名に技術移転を行った。また、我が国が代表を務める強度変調放射線治療に係るプロジェクトにおいて、地域トレーニング・コースを2回開催した。これらプロジェクトを通じ、RCAが対象とする地域において、強度変調放射線治療を実施可能な施設は29年末時点で538施設となり、プロジェクトの開始年である27年(396施設)と比較すると142施設増加(約1.4倍)した。

28・29年度目標の達成状況：A(28年度：a, 29年度：a)

#### 測定指標10-4 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施

##### 中期目標(一年度)

核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。

##### 28年度

###### 年度目標

二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。

###### 施策の進捗状況・実績

原子力関連品目等の輸出入に際し、既存の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約90件実施した。

##### 29年度

###### 年度目標

二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。

###### 施策の進捗状況・実績

原子力関連品目等の輸出入に際し、既存の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約110件実施した。

28・29年度目標の達成状況：B(28年度：b, 29年度：b)

#### 測定指標10-5 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

##### 中期目標(一年度)

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保する。

##### 28年度

###### 年度目標

放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。

###### 施策の進捗状況・実績

沿岸国政府との対話を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、9~10月に円滑な放射性物質輸送を実施した。円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での会合を6月及び9月に実施し、また国内関係省

庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。

#### 29年度

##### 年度目標

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、輸送国及び沿岸国との協力を一層緊密化する。

##### 施策の進捗状況・実績

沿岸国政府との対話を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、7～9月に円滑な輸送を実施した。また、輸送国及び沿岸国合同で、輸送の緊急時を想定した机上訓練を6月に実施し、協力を緊密化した。

円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での会合を4月及び9月に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

### 測定指標 10－6 二国間協定の交渉・協議

#### 中期目標（一年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

#### 28年度

##### 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

##### 施策の進捗状況・実績

交渉中であるメキシコ等との間で、テレビ会議等を通じ、引き続き交渉・協議を行った。

#### 29年度

##### 年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

##### 施策の進捗状況・実績

交渉中であるメキシコ等との間で、引き続き交渉・協議を行った。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

### 評価結果（個別分野 10）

#### 施策の分析

##### 【測定指標 10－1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化】

#### 28年度

IAEA やG7各国等との関連会合に積極的に参加し、G7議長国の立場からも、議論をとりまとめ、国際協力を積極的に推進したことは、原子力安全及び核セキュリティの強化に大いに資するものであった。

原子力安全の分野においては、福島県にあるIAEAの緊急時対応能力研修センター（CBC）で研修等

を実施した。同研修には、国内外から多くの参加者が出席し、原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応に関する講義及び演習が行われた。こうした取組を通じ、各国の緊急時への対応能力及び国際的な枠組みが強化されることは、国際的な原子力安全の強化に貢献するという目標を達成する上で、効果が高かった。(28年度：IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

また、欧州復興開発銀行（EBRD）が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効率的・効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、G7議長国としてG7を始めとする各国ドナー及びEBRDとの国際的な取組を推進した。その結果、チェルノブイリ原発事故30年という機会に、同プロジェクトは、新シェルターの最終位置へのスライドを完了させる等の大きな進展を迎えた。このことは、チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に大きく貢献するものであった。(28年度：IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

我が国の締結により27年4月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）の締約国数拡大に向け、9月のIAEA総会等の会合時期に合わせて、未締約国に対し、説明会を開催した。説明会の開催を通じ、CSC締結の意義や我が国の取組を各国に紹介し、締結を奨励した。これは、IAEA等国際社会で累次その重要性が確認されている、国際的な原子力損害賠償制度の強化に資する取組であり、国際的な原子力安全の強化・国際的な原子力損害賠償制度構築への貢献という目標を達成する上で効果が高かった。(28年度：IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

IAEAの主催により12月にウィーン（オーストリア）で開催された「核セキュリティに関する国際会議」に園浦外務副大臣が出席し、核物質の最小化や適正管理の取組の継続、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに、天野IAEA事務局長との間で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本とIAEAが核テロ対策において協力することで一致したことを発表したことは、核セキュリティ・サミットをフォローアップし、国内外の核セキュリティ強化を推進する上で、大きな効果があった。(28年度：核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献(達成手段④))

## 29年度

原子力安全の分野においては、新たに放医研のCBC指定に取り組み、また、福島県にあるIAEAのCBCで研修等を実施した。同研修には、国内外から多くの参加者が出席し、原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応に関する講義及び演習が行われた。こうした取組を通じ、各国の緊急時への対応能力及び国際的な枠組みが強化されたことは、国際的な原子力安全の強化に貢献するという目標を達成する上で、効果が高かった。(29年度：IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

また、欧州復興開発銀行（EBRD）が管理するチェルノブイリ新シェルター建設プロジェクト等の効率的・効果的な実施のために拠出国総会などに積極的に参加し、G7を始めとする各国ドナー及びEBRDとの国際的な取組を推進したことにより、チェルノブイリ・サイトの安全と安定化及び世界的な原子力安全の向上・強化に貢献することができた。(29年度：IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化(達成手段②))

30年2月、ウィーンにおいて、河野外務大臣及び天野IAEA事務局長の立会いの下、北野在ウィーン代表部大使及びレンティッホIAEA事務次長の間で「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」が署名されたことにより、32年に向けて日IAEA間の核テロ対策協力が大きく前進した。(核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献(達成手段④))

また、核テロ対策国際会議（GICNT全体会合）を6月に東京で開催し、共同議長国である米露を始め、74か国・4国際機関から約220人の政府高官らが参加。園浦外務副大臣の基調講演や共同議長声明の発出により、核セキュリティ・サミットで認識された核セキュリティ推進の中心的枠組みの1つであるGICNTの機運を盛り上げることを通じて、グローバルな核セキュリティ強化に大きく貢献した。(核セキュリティ強化のための国際的取組への貢献(達成手段④))

## 【測定指標10-2 福島第一原発事故後の対応】

### 28年度

福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して、権威ある国際機関であるIAEAの評価を得た包括的情報レポートを継続して定期的に発出したことは、我が国の対応について、国際社会からの信頼醸成に

有益だった。特に、サブドレン（注：建屋まわりの井戸）及び地下水バイパスによる地下水の排水実績に係る定期的な外交団通報の発出に加え、福島第一原発1，2号機格納容器内部の調査等国際的にも特に関心が大きいと想定された際、適切な情報について、外交団通報をタイムリーに実施し、国際社会の信頼醸成に貢献すると共に、風評被害への事前防止への対応として、大きな意義があった。

海洋モニタリングについては、27年及び28年は、海水に加え、海底土及び水産物についても共同試料採取及び分析を行い、調査範囲を拡大して調査に関する信頼性を向上させると共に、IAEAが公表した中間報告書では、日本の分析機関が高い正確性と能力を有している旨評価されており、海洋モニタリングにおける我が国の信頼を得る上で、更なる効果があった。（28年度：福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整（達成手段③））。

#### 29年度

福島第一原発の廃炉・汚染水対策に関して、引き続き権威ある国際機関であるIAEAの評価を得た包括的情報レポートを継続して定期的に発出したことは、我が国の対応について、国際社会からの信頼醸成に有益だった。特に、サブドレン（注：建屋まわりの井戸）及び地下水バイパスによる地下水の排水実績に係る定期的な外交団通報の発出に加え、官邸広報紙We are TomodachiへのIAEA幹部の寄稿及びNHK World（NHKの海外向け番組）へのIAEA幹部のインタビューの挿入、海洋モニタリングにおけるIAEAとの協力に関する在京大使館・海外プレス向けブリーフ等を行ったことは、多彩なチャンネルを通じて幅広い対象に向けて情報発信を行ったこととなり、国際社会の信頼醸成に貢献するとともに、風評被害の事前防止のための取組として、大きな意義があった。（29年度：福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整（達成手段③））

IAEA専門家による海洋モニタリングについては、海水に加え、海底土及び水産物についても共同試料採取及び分析を行い、調査範囲を拡大して調査に関する信頼性を向上させることができた。また、IAEAが公表した最終報告書において、日本の分析機関が高い正確性と能力を有している旨評価されたことは、海洋モニタリングにおける我が国の信頼を得る上で貴重であり、IAEAとの協力が効果的であった。（29年度：福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故収束に関する専門知識等の各国との協力調整（達成手段③））

### 【測定指標 10-3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施】

#### 28年度

IAEA技術協力基金(TCF)、平和的利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を通じた支援は、アジア、アフリカ、中南米諸国を始めとした開発途上国における、発電分野、及び保健・医療、食糧・農業、環境等の非発電分野の原子力の平和的利用促進に寄与し、また、原子力安全向上を促進する上で有効であった。RCAの枠組みにおいては、日本人専門家の参画の場をさらに拡大し、新たに大気モニタリング及び地下水分析分野に日本人専門家を派遣することで、開発途上国に対し日本の高い知見を共有するとともに、技術支援を行った。こうした支援を通じ、IAEAの技術協力活動は効果的に促進されており、28年度のG7原子力安全セキュリティ・グループ(NSSG)の報告書を始め、様々な成果文書において、IAEAの活動の重要性やPUIの有用性等について言及がなされた。（28年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進（達成手段①））

#### 29年度

IAEA技術協力基金(TCF)、平和的利用イニシアティブ(PUI)及び原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)を利用し、アジア・大洋州、アフリカ、中南米等の開発途上国に対して、発電分野及び保健・医療、食糧・農業、環境等の非発電分野における人材育成や技術移転などの開発協力を実施したことは、原子力の平和的利用の促進及び国際的な原子力安全の向上に貢献する上で効果があった。IAEAと日本の協力強化については、5月の技術協力(TC)国際会議に大阪大学やJICAが出席した他、IAEAの幹部や理事国大使の訪日に際して、国内組織との会合の機会を設けたことで、IAEAと国内企業、研究機関及び大学との連携拡大に効果があった。RCAの枠組みにおいては、日本人専門家の参画の場をさらに拡大し、我が国の優れた知見を活用して開発途上国に対するIAEAの活動を支援したことは、我が国の技術協力活動への関与拡大の観点から効果が高かった。こうした我が国の取組を含む加盟国からの支援を通じ、IAEAは、原子力の平和的利用の促進に向けた活動を効果的・効率的に実施しており、IAEA総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEAの活動の重要性やPUIの有用性などが言及されており、その成果が評価されている。（29年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進（達成手段①））

以上のとおり、28・29年度を通じ、IAEA に対する拠出を通じた原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施や、その促進に向けての IAEA と JICA、また国内企業、研究機関及び大学との連携拡大など、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

#### 【測定指標 10-4 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施】

##### 28年度

二国間原子力協定等に基づき約 90 件の外交手続を実施したことは、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(28年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

##### 29年度

二国間原子力協定等に基づき約 110 件の外交手続を実施したことは、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する上で有効であった。(29年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

#### 【測定指標 10-5 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施】

##### 28年度

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、対話や会合を通じて、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化した。放射性物質の輸送ルートの沿岸国政府との対話を通じ、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めたことは、円滑な輸送の実施を確保する上で重要であった。(28年度：放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応(達成手段⑤))

##### 29年度

対話や会合を通じて輸送国及び沿岸国との協力を一層緊密化したこと及び沿岸国政府との対話を通じて放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めたことは、安全で円滑な輸送の実施を確保する上で重要であった。(29年度：放射性物質海上輸送を含む我が国の原子力政策の円滑な展開を確保するための外交的対応(達成手段⑤))

#### 【測定指標 10-6 二国間協定の交渉・協議】

##### 28年度

メキシコ等と二国間原子力協定の交渉・協議を促進したことは、原子力の平和的利用のための国際協力を推進する上で有効であった。(28年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

##### 29年度

メキシコ等と二国間原子力協定の交渉・協議を促進したことは、原子力の平和的利用のための国際協力を推進する上で有効であった。(29年度：原子力の平和的利用のための国際協力の推進(達成手段①))

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

近年、国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性等から、原子力発電の拡充や新規導入を計画する国が増加しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺国にも大きな影響を与え得ることから、原子力の平和的利用の促進に当たっては、保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)の「3S」を確保する必要がある。特に、原子力安全の分野において、福島第一原発事故の経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、我が国が果たすべき責務である。

上記を踏まえれば、国際協力を通じて、我が国は国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献していく必要がある。また、福島第一原発事故を経験した我が国は、IAEA 等から知見や協力を得て同原発の廃炉・汚染水対策を進めるとともに、国際社会に対する我が国の取組に関して積極的に情報発信を行うことにより、国際社会に対して開かれ、かつ透明性をもった形で事故対応を進めていく

ことが重要である。

また、二国間原子力協定の締結、協定等に基づいた核物質・原子力関連品目の適切な移転の確保、及び放射性物質の安全かつ円滑な輸送の実施は、「3S」を確保しつつ原子力の平和的利用に係る国際協力を促進する上で不可欠である。

さらに、発電分野に加え、非発電分野においても原子力の平和的利用を促進していくことが重要である。特に、非発電分野において IAEA が実施する技術協力活動への支援は、ニーズが高く、TCF、PUI 及び RCA 等の枠組を通じて支援を行うことは、原子力の平和的利用にかかる国際協力を推進し、ひいては日本が重視する SDGs への貢献につながるため非常に重要である。

以上を踏まえ、本施策は今後も継続的・恒常的な取組を要するものであり、来年度以降も各施策目標を維持し、これらの達成に向けて取り組んでいく。

## 【測定指標】

### 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化

より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を推進することが引き続き重要であり、今後も IAEA や G7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を実施する。また、IAEA との間で、「東京 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日 IAEA 間の実施取決め」に基づいて付属文書を作成し、具体的協力内容を確定後、同協力内容を実施していく。

### 10-2 福島第一原発事故後の対応

福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、引き続き積極的な情報発信を行っていくとともに、事故後の対応に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進める。

### 10-3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

原子力の平和的利用の促進や原子力安全向上に向けた国際協力の実施は引き続き重要であり、今後も開発途上国を始めとする IAEA 加盟国を支援するため、IAEA と協力し、TCF や PUI による財政的支援や、IAEA と国内の大学、研究機関、企業等の組織との協力を強化、RCA の枠組みの活用等を通じて、発電分野及び非発電分野のプロジェクト支援等 IAEA の活動を支援していく。

### 10-4 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施

我が国の原子力技術に対しては、各国から高い期待が示されており、原子力関連品目の移転については、移転品目の平和的利用等を確保しつつ、可能な限り円滑に実施していくことが必要であり、そのための取組は着実に行われていることから、本測定指標については、29 年度で設定を終了することとした。

### 10-5 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

放射性物質の安全で円滑な輸送の実施を確保することは引き続き重要であり、今後も関係国間の協力を一層緊密化させることが必要であり、そのための取組は着実に行われていることから、本測定指標については、29 年度で設定を終了することとした。

### 10-6 二国間協定の交渉・協議

二国間原子力協定の交渉・協議を適切に進めることは引き続き重要であり、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の我が国への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案しつつ、個別具体的に検討していく。

## 作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

Recovery from Great East Japan Earthquake

([https://www.mofa.go.jp/dns/inec/page22e\\_000751.html](https://www.mofa.go.jp/dns/inec/page22e_000751.html))

Atomic Energy

([https://www.mofa.go.jp/dns/inec/page18e\\_000038.html](https://www.mofa.go.jp/dns/inec/page18e_000038.html))

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協定 (RCA)

([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/rca\\_gai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/rca_gai.html))

・ IAEA ホームページ

Fukushima Daiichi Status Updates

(<https://www.iaea.org/newscenter/focus/fukushima/status-update>)

What is the Peaceful Uses Initiative

(<https://www.iaea.org/about/pui>)

Technical Cooperation: Funding the programme

(<https://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/Funding/index.html>)

・ 首相官邸ホームページ（第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）（平成 26 年 1 月 24 日）

([http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/statement2/20140124siseihousin.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140124siseihousin.html))

## 個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

### 施策の概要

我が国の優れた科学技術を外交資源として活用し、世界の平和と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

### 関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）
- ・ 科学技術イノベーション総合戦略 2017（平成 29 年 6 月 2 日閣議決定）
  - 第 3 章（2）国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
  - （3）地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
  - 第 5 章（5）グローバルなニーズを先取りしたイノベーション創出機会の開拓
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
  - 科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進
- ・ 第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日 閣議決定）
  - 第 7 章（3）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開

## 測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

### 中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定確保に貢献する。

### 28 年度

#### 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、6 か国・機関以上との政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、EPA（経済連携協定）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努めるため、対象国の拡大も視野に入れ、科学技術外交ネットワーク（STDN）のあり方の改善を図る。

### 施策の進捗状況・実績

- 1 カナダ、米国、インドネシア、英国、ドイツ、インド及びフランスとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。また EU との間では 29 年に予定されている合同委員会をより一層効果的な議論にすべく、課長級のタスクフォース会合を実施した。これら政府間会合を実施することで、各国・機関との間で双方の科学技術政策等に関する相互理解を深めるとともに、個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。とりわけ、フランスとの合同委員会においては、従来の議題に加えて、産学官連携のシンボルとして二国間共同ラボについて意見する機会を設け、二国間関係強化のための重要なツールとして参加者間で認識を共有することができた。
- 2 新興国との科学技術協力については、インドとの科学技術協力合同委員会を開催し、また、34 年ぶりにインドネシアとの科学技術合同委員会を実施した。EPA に基づく政府間会合の開催は、関係国間で調整を試みたものの、日程が合わず 28 年度は未実施となった。
- 3 科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じた国内関係府省・機関との連絡会や、国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ、科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し、直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。また、STDN メールマガジンを通じた情報発信・共有にも力を入れた。

### 29 年度

#### 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上との政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、EPA 等を含むあらゆる協力枠組みを

活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。

- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努めるため、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1 イタリア、スロベニア、EU、南ア、ブルガリア、チェコ、イスラエル、スイス、ニュージーランド（NZ）及びルーマニアの計 10 の国・機関との間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合の実施を通じて各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野について更なる協力を推進することを確認した。例えば、EU との合同委員会においては、双方の主要な相互関心分野である情報通信技術（ICT）、運輸研究、先端材料研究及び健康・医療研究等の分野に関する協力活動の進展状況を確認するとともに、27 年の第 3 回日 EU 合同委員会で採択し、日 EU 定期協議で承認された日 EU 研究・イノベーションにおける戦略的パートナーシップの完全な履行に向けて努力する旨合意された。
- 2 新興国との科学技術協力関係の強化について、日・南ア合同委員会を実施したほか、日中科学技術協力委員会については、中国側との間でもしかるべきタイミングで開催する旨一致しており、次回（第 16 回）の委員会を東京で開催すべく調整を続けた。ロシアについても、早期の科学技術協力委員会の開催に向けて調整を続けた。EPA に基づく政府間会合については、シンガポールとの間での第 1 回合同委員会は日程が合わず未実施となり、30 年度に持ち越すこととなったが、関係当局と議題調整等の実施にかかる諸準備を進めた。
- 3 科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じた国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、二国間合同委員会の優先開催国等につき政府内で共通認識を確立した。

28・29 年度目標の達成状況：B（28 年度：b，29 年度：b）

### 測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

#### 中期目標（一年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、核融合分野での多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

#### 28 年度

##### 年度目標

イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。

#### 1 イーター計画

- （1）今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、イーター計画参加国として実験炉の建設計画に沿った炉の建設進捗を確保する。
- （2）28 年 3 月に承認された組織運営改革方針をまとめた行動計画に基づき、イーター機構の効率化・合理化に取り組む。

#### 2 ブローダー・アプローチ活動

EU と協力し、青森県六ヶ所村における国際核融合エネルギー研究センター事業において、原型加速器の統合試験を行う等、核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。

#### 施策の進捗状況・実績

- 1（1）これまでと同様、イーター計画のスムーズな進展に向け、加盟極との信頼構築に尽力した。理事会等の機会には、全体会合のほかに、EU や米国等主要な参加極と個別の二国間会談を行い、機関間のコミュニケーションを密にした。10 月、ビゴ・イーター機構長が訪日した際は、武井外務大臣政務官と面談し、計画の円滑な進捗を確保するため連携することを確認した。11 月の理事会では、妥当性を確保するために加盟極の同意の下で行われた外部専門家レビューを踏まえ、新

たなスケジュール・コストがイーター機構から示され、スケジュールについては、核融合運転開始を47(2035)年12月を目指すことが決定された。また、同理事会においては、イーター建設費用の増額について暫定合意がなされた。我が国としては、更なるスケジュール遅延を抑止するため、イーター機構長による適切なリスクマネジメント等、厳格な進捗管理を求めた。

(2) 組織改編、機構長の権限強化を通じた事務局運営の効率化、合理化については、27年の理事会において、外部評価による作業工程及びそれに基づく必要経費・人員等の見積りの算出が決定されていたが、28年はこれを着実に遂行し、上記(1)のとおり、新たなスケジュール及びコストについては、透明性確保のため、各極が合意する国際的な外部専門家レビューを経た上で提示された。

2 ブローダー・アプローチ計画については、EUとの連携のもとで協力が進展した。ブローダー・アプローチ活動の国内サイト地は、青森県六ヶ所村と茨城県那珂市であるが、茨城県那珂市のサイト地において建設が進められているJT-60SA(サテライト・トカマク(核融合実験装置))には、29年1月、フランスとイタリアが製作した超伝導トロイダル磁場コイルが搬入された。同月の本披露式典は、日本側から文部科学副大臣、茨城県副知事、那珂市長、欧州側から欧州委員会副総局長、フランス原子力代替エネルギー庁長官を始め、幅広い日欧の政府関係者、民間関係者が約100名出席して行われ、本プロジェクトの広報といった観点からも有意義であった。

## 29年度

### 年度目標

イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。

#### 1 イーター計画

(1) 今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、イーター計画参加国として実験炉の建設計画に沿った炉の建設進捗を確保する。

(2) 28年11月の理事会にて合意した核融合運転開始スケジュールを遵守すべく、機構長のもとで加盟極とも連携し、適切なリスクマネジメントと厳格な進捗管理が図られるように取り組む。

#### 2 ブローダー・アプローチ活動

EUと協力し、青森県六ヶ所村における国際核融合エネルギー研究センター事業において、原型加速器の統合試験を行う等、核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

### 施策の進捗状況・実績

1 (1) イーター計画の進展に向け、引き続き加盟極との信頼構築に尽力した。イーター理事会等の機会には、EUや米国等主要な参加極と個別の二国間会談を行い、機関間のコミュニケーションを密にした。10月にビゴ・イーター機構長が訪日した際は岡本外務大臣政務官と面談し、同政務官から、国際協力の観点からも同計画を重視している旨を強調しつつ、イーター計画の成功に向け我が国とイーター機構が一層連携していくことを確認した。また、19年のイーター計画に係る協定の発効以降、実験炉の建設計画は、現時点のスケジュールにおいて、37年12月に運転開始、47年12月には核融合運転開始が予定されているが、11月時点において、実験炉の建設は49%が完了し、また、初運転に必要な諸機器の製作については61%が完了した。全体的には、同月時点までの作業プロセスが順調に完了するなど着実な進展を見せた。

(2) 28年11月の理事会にて提示されたイーター計画実施のための新たな核融合運転開始スケジュール及びコストに関し、特に新たなコスト負担に関し各加盟極内で承認を得るべく、29年もイーター機構と各加盟極が連携し積極的に協議・検討を続けてきた。こうした協議・検討は着実に各極内の議論に反映されつつある。

2 ブローダー・アプローチ計画について、EUとの連携により引き続き活動を行った。青森県六ヶ所村と茨城県那珂市がブローダー・アプローチ活動の国内サイト地であるが、茨城県那珂市のサイト地で行われているJT-60SA(サテライト・トカマク(核融合実験装置))の建設は引き続き順調に進められた。また、従来議論されてきた32年4月からのブローダー・アプローチ活動(BAフェーズII)におけるEUとの協力活動の可能性に関し、今後政府レベルでの議論を開始することになった。

28・29年度目標の達成状況：B(28年度：b, 29年度：b)

### 測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

#### 中期目標（一年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取組を推進する。

#### 28年度

##### 年度目標

- 1 ISTCの事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
- 2 引き続き、我が国から人的及び財政的支援を行い、ISTCを通じた大量破壊兵器の拡散防止に向けた効果的な取組に積極的に貢献する。

##### 施策の進捗状況・実績

- 1 6月及び12月の運営理事会では、理事国として積極的に議論に参加し、運営の効率化について参加国に働きかけを行った。こうした働きかけのほか、ロシア脱退に伴うISTC本部のカザフスタンへの移転と事務局規模縮小もあり、事務局運営費は28年は前年比21%減となった。
- 2 我が国（外務省及び文部科学省）は、旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施するISTCに対して拠出金を拠出したほか、事務局職員1名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から派遣し、人的・財政的支援を行うことを通じて、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。ISTCは、28年度には新規に5件のプロジェクトを開始した。

#### 29年度

##### 年度目標

- 1 予算・人員面でのISTCの事務局運営の合理化に取り組む。
- 2 旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

##### 施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は6月及び12月の運営理事会において理事国として参加し、関係国と協調して予算・人員面でのISTCの事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働きかけを行った。この結果、30年の事務局運営費予算は前年比約25%減となった。
- 2 外務省及び文部科学省はISTCに対して、それぞれ拠出金を拠出したほか、事務局職員1名が文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から派遣され、ISTCに対し人的及び財政的に支援を実施した。また、EUとの共同ファンディングを含め新規に4件のプロジェクトを採択した。これらを通じ、我が国は旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組むとともに、中央アジア等、より広範な地域での科学技術協力強化、米国やEUとの政策協調にも貢献した。

12月に、「国際科学技術センターを継続する協定」（27年署名）への全署名国の寄託手続が完了し、同協定は発効した。これにより、国際テロリストの活動の拡大、27年のロシア脱退といったISTC設立以降の状況の変化を踏まえ、ISTCが活動を継続し、大量破壊兵器等の開発能力を有する科学者・技術者に対して平和目的の活動に従事する機会を提供するためのより効果的な枠組みが構築された。同時に、ISTCのレジリエンスの向上及び新規締約国の拡大へ向けた取組の促進につながった。

28・29年度目標の達成状況：B（28年度：b，29年度：b）

#### 測定指標 11－4 科学的知見の外交への活用促進

#### 中期目標（一年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、世界の平和と繁栄に貢献する。

#### 28年度

##### 年度目標

外務大臣科学技術顧問を通じて得られた科学技術分野の専門的知見を安全保障、グローバル課題、

国際協力等の様々な外交課題に活用する。このため、G7サミットやTICADVI等の外交機会に向けた科学技術顧問による助言活動を行うとともに、国内外でシンポジウム等対外発信及びネットワーク強化に取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

外務大臣科学技術顧問の助言活動については、我が国がG7サミット議長国としての役割を果たす上で、科学技術を通じた保健や海洋分野での取組について外務大臣科学技術顧問から科学的知見を提供し、首脳宣言及び関連文書に反映された。また、8月のTICADVIに向けて、科学技術外交推進会議での議論を経て、提言「科学技術・イノベーションの力でアフリカを豊かに」を外務大臣科学技術顧問から外務大臣に提出した。提言の要素は、TICADVIに向けた我が国の取組や成果文書（ナイロビ宣言）及び安倍内閣総理大臣の基調演説の一部に反映された。

また、対外発信面について、5月に国内で科学技術外交シンポジウムを開催し、海外では、欧州、ケニア、東南アジア等に科学技術顧問が出張し、日本の科学技術外交の対外発信を行った。特に海外においては、6月にベルリン、10月にウィーン、パリ及びロンドン、29年3月にはインドネシアにおいて、内閣府との連携により、将来の国際協力や我が国の研究開発成果の国際展開の布石とするため、「戦略的イノベーション創出プログラム（SIP）」に代表される我が国の科学技術イノベーションの取組について、在外公館等を通じた発信・ネットワーキング事業を実施した。

#### 29年度

##### 年度目標

外務大臣科学技術顧問を通じて得られた科学技術分野の専門的知見を国連持続可能な開発目標（SDGs）を始めとするグローバル課題への我が国としての対応等の様々な外交課題に活用する。このため、SDGs実施や「我が国の北極政策」に基づく科学技術イノベーションの活用についての提言を作成・提出する等、助言・提言活動を行うとともに、国内外でシンポジウム等対外発信及びネットワーク強化に取り組む。

#### 施策の進捗状況・実績

外務大臣科学技術顧問の助言活動については、岸外務大臣科学技術顧問を座長とする「科学技術外交推進会議」及びスタディ・グループ会合を開催し、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実施や北極外交に資する科学技術・イノベーションの活用に関する討議を行った。SDGsについては、5月、科学技術外交推進会議の下でSDGs実施に向けた科学技術外交の4つのアクションを示した「未来への提言」をとりまとめ、岸顧問から岸田外務大臣に提出した。提言の内容は、5月に国連で開催された第2回科学技術イノベーション（STI）フォーラムにおいて提言の策定に関わった複数の我が国有識者から発信する機会を設け、各国から高い関心が示された。また、7月の経済社会理事会ハイレベル政治フォーラム（HLPF）での岸田外務大臣のプレゼンテーションにおいても、提言に盛り込まれていた官民パートナーシップの重要性を発信するとともに、日本企業の技術による課題解決事例が紹介された。STIフォーラムについては、12月、30年6月に開催予定の第3回会合の共同議長に我が国の星野俊也国際連合日本政府代表部大使が任命された。北極については、30年3月、北極域での科学的知見の活用に関し、5つのアイ(i)（注）から日本の役割を示した北極域に関する提言をとりまとめ、岸顧問から中根外務副大臣に提出した。

（注）international, interdisciplinary, inclusive, ingenuity, innovation

8月には、外務大臣科学技術顧問の活動全般に関し、白石隆科学技術外交推進会議委員を座長とする作業部会により、「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」と題する報告書が作成・公表された。この報告書では、顧問を通じた外交への科学的助言体制の構築は、日本外交に新たな特色を創出しており、今後も顧問制度を継続し、科学技術外交の取組を推進していくべきとの結論が示された。

岸顧問は、日本の優れた科学技術力について発信を高めるべく、内閣府と外務省の連携による科学技術イノベーションの対外発信事業を諸外国（6月にフィリピン及びタイ、9月にオランダ、30年1月にマレーシア）で実施し、今後の連携可能性等について相手国の関係機関・研究者らと議論した。また、同顧問は米国、英国、NZ等の各政府の科学技術顧問と共に各種国際会議に出席し意見交換を行う等してネットワーク構築・強化に努めるとともに、各国顧問と共著論文を発表した。このほか、国内外での各種フォーラム等で、日本の科学技術外交の取組について広く発信した。また、外務省内の知見向上のため、科学技術外交セミナーも定期的に開催している。

28・29 年度目標の達成状況：A（28 年度：a，29 年度：a）

**参考指標 1：ISTC における新規プロジェクト数**

（出典：ISTC 理事会文書） 注：ISTC 理事会（年 2 回）にて新規に支援が合意されるプロジェクト件数	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	7	5	4

**参考指標 2：ISTC 事務局の職員数**

（出典：ISTC 理事会文書） 注：ISTC 事務局の職員数（アスタナ本部＋4 支部事務所の合計）	実績値		
	27 年度	28 年度	29 年度
	39	34	32

**評価結果（個別分野 11）**

**施策の分析**

**【測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大】**

28 年度

EPA を活用した協力枠組みを活用した協力は、日程の調整が合わず、29 年以降に持ち越された。科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会については、相手国と議題について何度も打合せを行う等きめ細かな調整を進め、7 か国と合同委員会等を行ったことは、科学技術を活用した国際協力を推進する上で有益であった。また、これら二国間合同委員会をより戦略的に進めるべく、事前に、国内関係府省・機関との間で情報交換・協議を重ね、また在外公館からの情報収集を強化したことは、本施策をより戦略的かつ効果的に実施する上で有益であった。（28 年度：科学技術に関する二国間政府間対話の推進（達成手段①））

29 年度

科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会については、相手国と議題について何度も打合せを行う等きめ細かな調整を進め、目標を上回る 10 か国・機関と合同委員会等を実施できたことは、科学技術を活用した国際協力を推進する上で有益であった（我が国の国際社会での科学技術の取組強化・我が国の優れた科学技術の二国間関係の増進への活用（29 年度施策目標 11））。

また、これら二国間合同委員会をより戦略的に進めるべく、事前に国内関係府省・機関との間で情報交換・協議を重ね、また在外公館からの情報収集を強化したことは、本施策をより戦略的かつ効果的に実施する上で有益であった。なお、EPA を活用した協力枠組みを活用した協力に関しては、日程の調整がつかず継続調整となっていたシンガポールとの間の合同委員会を 30 年 4 月に実施することが決定し、事務レベルで開催に向けた情報収集を行い、両国の協力案件の進捗確認や潜在的な協力案件・分野等に関する検討が進んだ。（29 年度：科学技術に関する二国間政府間対話の推進（達成手段①））

**【測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進】**

28 年度

イーター計画については、理事会や機構長の訪日の際に個別会談を行う等し、進捗管理を確保するよう努め、またブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）についても、EU との連携を図った結果、炉の建設が着実に進んだ。また、イーター計画及び同計画と並行して取り組むべき重要課題を日 EU 間で実施するブローダー・アプローチ活動において、計画の確実な実施に向けて、理事会、運営委員会等の際は、関係省庁間で連携の上、綿密に対処方針を準備した上で我が国として積極的に議論に参加したことは、国際協力を推進し、大規模研究開発プロジェクトを通じた我が国の科学技術外交を進める上で有効であった。（28 年度：イーター計画等の推進（達成手段②））

29 年度

イーター理事会等諸会合において、イーター計画の進捗管理に引き続き取り組んでいるほか、プロ

一ダー・アプローチ活動(核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動)についても、32年4月からのBAフェーズⅡに向けた協議・調整を行い、EUと連携し協力関係を進展させた。また、イーター計画及び同計画と並行して取り組むべき重要課題を日EU間で実施するブローダー・アプローチ活動において、計画の確実な実施に向け関係省庁間で連携の上理事会等諸会合での議論に臨んだことは、国際協力を推進し、大規模研究開発プロジェクトを通じた我が国の科学技術外交を進める上で有意義であった。(29年度：イーター計画等の推進(達成手段②))

### 【測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進】

#### 28年度

我が国が求める事務局運営の合理化が進んだほか、米国・EUと共同でジョージアにおける耐性菌疫学研究に関するプロジェクトへの支援を行ったが、本支援は、世界中で問題になっている薬剤耐性への対処に向けた研究であり、我が国の科学技術を駆使した地球規模な課題への解決に向けた協力として支援する利益が大きく、有意義であった。

#### 29年度

ロシア脱退後の活動規模の大幅縮小を受け、事務局事務量の減少に伴う人件費の削減やポストの統廃合、本部のアスタナ移転に際しカザフスタン職員に対して実施した各種初任研修の終了などもあり、30年の事務局運営費予算を前年比約25%減とするなど、我が国を含む加盟極の求める事務局運営の合理化が一層進んだ。また、カザフスタンにおけるコレラ等の感染症の発生経過、臨床上の特徴、感染リスクの分析等にかかるプロジェクトへの支援を決定したが、これは同国国民全体に裨益しうる研究への支援として、二国間関係強化の観点からも支援する意義のあるプロジェクトと言える。

### 【測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進】

#### 28年度

G7サミットやTICADVIといった外交機会に向け、外務大臣科学技術顧問を座長として、関係分野の学識経験者を委員とする科学技術外交推進会議を開催し、我が国の優れた科学技術を外交にいかすための議論の場を設定したこと等により、科学的知見の外交への活用を図った。

TICADVIの開催に先立ち、外務大臣科学技術顧問から外務大臣に対して提出された提言については、その一部の要素が日本の対アフリカ支援に反映された。また、科学技術顧問が積極的に海外に出張し、我が国の科学技術外交の対外発信を行ったことは、我が国の優れた科学技術を海外に示し、広報する意味で非常に有意義であった。(28年度：科学技術顧問関係経費(達成手段③))

#### 29年度

SDGsに関する提言の対外発信については、5月に国連で開催された第2回STIフォーラムに当たり、科学技術外交推進会議委員を始めとする関係有識者との連携を密にすることで、共同議長を始めとするキーパーソンらへの事前のアプローチを通じ、提言の策定に関わった複数の我が国の有識者を公式セッションのスピーカーとして派遣することができた。また、国連代表部とともに国際協力機構、科学技術振興機構、日本医療研究開発機構が主催者(スポンサー)となり、世銀等との共催によるサイドイベントを開催し、我が国のODAと連携した地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)の経験を各国と共有したところ、他のサイドイベントに比べ格段に多くの参加者を得るなど、各国から高い関心が示された。

こうした27年9月から2年間にわたる外務大臣科学技術顧問の提言活動の成果については、8月の作業部会報告書「外務大臣科学技術顧問のこれまでの活動と今後の方向性について」において、第2回国連STIフォーラムでのサブスタンスへの貢献や、ベスト・プラクティス集による具体的行動の提示を通じた日本のプレゼンス確保といった例を挙げつつ、科学技術顧問の下での科学技術コミュニティとの連携が具体的結果に結実したと評価された。

さらに、30年の第3回国連STIフォーラムの共同議長を我が国が務めることになったことにより、今後のSDGs実施におけるSTIの活用に関する国際的な議論に我が国が一層主体的に関与する素地ができた。(29年度：科学技術顧問関係経費(達成手段③))

以上のとおり、28・29年度を通じ、27年9月に初めて任命された外務大臣科学技術顧問の下で外交への科学的助言体制を新たに構築し、G7サミット、TICADVI、SDGsの実施に向けた国連STIフォーラムといった各種外交機会に向けた科学技術の活用推進において、目標を達成したと認めるのに十分な成果があった。

## 次期目標等への反映の方向性

### 【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

科学技術は、経済成長や社会の発展を支え、安全保障面でも重要な役割を果たす、平和と繁栄の基盤的要素であり、国力の要である。科学技術を外交に活用する「科学技術外交」の推進を通じて、各国との関係を増進し、協調しながら、国際社会の平和と安定、様々な地球規模の課題の解決、さらに日本と世界の科学技術の発展に一層貢献することが可能となる。

「科学技術外交をより一層推進すべき」という認識のもと、岸田外務大臣は、27年9月、初めて外務省参与として外務大臣科学技術顧問を任命し、また、関係各分野の知見を有する有識者を集めた科学技術外交推進会議を設置し、各種外交課題への科学技術の活用について議論している。任命以来2年半余りにわたる顧問の活動及び今後の方向性について検討した作業部会の報告書は、「顧問を通じた外交への科学的助言体制の構築は、日本外交に新たな特色を創出した」と総括している。

31年には、大阪G20サミットやTICAD7の我が国での開催や国連でのSDGsに関する首脳級レビューが予定される。これらの外交機会は、科学的知見を活かして日本が国際社会の議論をリードしていく機会として重要である。

上述のとおり、科学技術は、経済成長の牽引力となり、直接的に国民の生活水準を向上させる重要な要素であり、先進国との間でも、途上国との間でも、科学技術イノベーションを通じた国際協力を推進することは重要であり、二国間及び多国間協力の推進やソフトパワーとしての科学技術の活用を通じた科学技術に関する国際協力の推進という施策は妥当であり、今後も同目標を維持していく。

### 【測定指標】

#### 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

二国間科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会は、専門性の高い科学技術分野において、相手国との間で政府レベルの情報交換・認識の共有・課題の確認などを可能とし、我が国及び国際社会における科学技術の発展に欠かせない手段であり、過去の実績等も勘案しつつ、より多くの国・機関との間での開催を目指して目標設定したことは適切だった。また、EPA等を含むあらゆる協力枠組の活用は、シンガポールとの間でEPAに基づく第1回合同委員会の実施に向けた調整を進めるなど、新興国との間でも科学技術関係の強化を図る上で適切であった。今後ともこれらの取組を維持し、先進国のみならず新興国も含む諸外国との科学技術協力強化を図っていく。そのためにも、科学技術外交ネットワーク(STDN)を一層活用し、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換を促進していく。

#### 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

多国間の科学技術協力を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全に貢献するという中期目標の達成には長期的な取組が必要であり、イーター計画及びブローダー・アプローチ活動における取組は着実に進展していることから、引き続き限られた予算内でそれら計画及び活動の実施に向けた協力を推進していく必要がある。その上で、イーター計画については、今後本格的な建設期に移行していくことを踏まえ、同計画参加国として実験炉の建設計画に沿った建設に着実に取り組む。また、ブローダー・アプローチについては、EUとの協力の下、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。

#### 11-3 ISTCへの支援を通じた協力の推進

ISTCの事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。事務局運営費については、対プロジェクト・プログラム事業費10%以内に収めることを目標とする。また、大量破壊兵器の研究開発に従事した旧ソ連諸国の科学者・技術者を平和目的の研究開発に従事させることに資する有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

#### 11-4 科学的知見の外交への活用促進

外務大臣科学技術顧問の活動は、(1)各種外交政策への科学的知見に基づく助言・提言、(2)国内外のネットワークの強化・人材育成、(3)積極的な対外発信に大別されるところ、今後も顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等を通じ、産学官の関係主体との連携を通じ、各種知見や取組を結びつけ、助言・提言活動及び国内外のネットワークの活用を通じ、外交上の成果に結びつけていく。特に、今後予定される主要外交機会(大阪G20、TICAD7、SDGs首脳級レビュー)に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に科学技術の強みを活かしていく取組を進める。

また、こうした科学技術顧問の活動を通じ、科学技術を通じて国際社会に貢献するというメッセージを一層明確にすることにより、我が国のソフトパワーを高め、我が国の繁栄と安定に貢献する。

**作成にあたって使用した資料その他の情報**

- ・ 外務省ホームページ  
科学技術  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/isc/index.html>)
- ・ 平成 30 年版外交青書(外交青書 2018)  
第 3 章 第 2 節 各論 3 科学技術外交